

島根地域の緊急時対応 (全体版)

島根地域原子力防災協議会

| | |
|---------------------------|--------|
| 1. はじめに | P. 3 |
| 2. 島根地域の概要 | P. 5 |
| 3. 緊急事態における対応体制 | P. 10 |
| 4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 | P. 22 |
| 5. PAZ内の全面緊急事態における対応 | P. 36 |
| 6. UPZ内における対応 | P. 50 |
| 7. 冷却告示の対象である1号機に係る対応 | P. 92 |
| 8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制 | P. 96 |
| 9. 緊急時モニタリングの実施体制 | P. 110 |
| 10. 原子力災害時の医療等の実施体制 | P. 120 |
| 11. 実動組織の支援体制 | P. 132 |

(注) 本資料の地図は、(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1. はじめに

この「島根地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した島根地域原子力防災協議会において、中国電力(株)島根原子力発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

島根地域原子力防災協議会の構成員

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、島根地域においても「島根地域原子力防災協議会」が設置された。

島根地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
 原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
 内閣府大臣官房審議官(防災担当)
 警察庁長官官房審議官
 総務省大臣官房総括審議官
 消防庁国民保護・防災部長
 文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
 農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
 経済産業省大臣官房首席エネルギー・地域政策統括調整官
 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
 海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
 環境省大臣官房審議官
 防衛省大臣官房審議官
 島根県副知事
 鳥取県副知事

オブザーバー

まつえし
松江市
いずもし
出雲市
やすぎし
安来市
うなんし
雲南市
よなごし
米子市
さかいみなとし
境港市
ちゅうごくでんりよく
中国電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
 ※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

2. 島根地域の概要

島根原子力発電所の概要

- 島根原子力発電所は、中国電力(株)が島根県松江市鹿島町まつえし かしまちょうに設置している原子力発電所である。
- 島根原子力発電所は、昭和49年3月に1号機の営業運転を開始。平成元年2月に2号機の営業運転を開始している。
- なお、1号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

中国電力(株)島根原子力発電所について

(1)所在地 島根県松江市鹿島町まつえし かしまちょう

(2)概要

- 1号機: 46.0万kW・BWR
- 2号機: 82.0万kW・BWR
- 3号機: 137.3万kW・ABWR

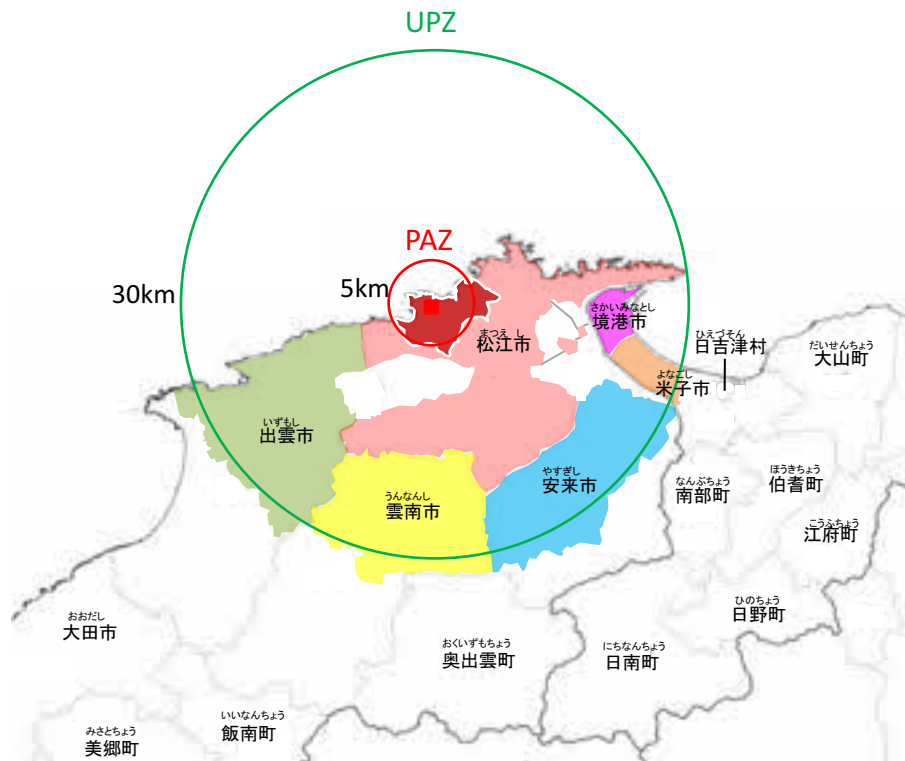
(3)着工／運転開始／経過年数(令和3年7月時点)

- 1号機: 昭和45年 2月／昭和49年3月／47年
(平成27年 4月をもって廃止)
- 2号機: 昭和59年 2月／平成元年2月／32年
- 3号機: 平成17年12月／ 未 定 / -

島根原子力発電所



- 島根県及び鳥取県の地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 島根地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は^{まつえし}松江市（島根県）、UPZ内は島根県4市、鳥取県2市にまたがる。
- 冷却告示の対象である1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要については、P93参照。



出典：地理院地図（白地図）をもとに内閣府（原子力防災）作成

<概ね5km圏内>

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

^{まつえし}
1市（松江市） 住民数：9,487人※

<概ね5～30km圏内>

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

6市
（島根県：^{まつえし}松江市、^{いずもし}出雲市、^{やすぎし}安来市、^{うんなんし}雲南市
鳥取県：^{よなごし}米子市、^{さかいみなとし}境港市）

住民数：448,009人※

➤ PAZ内人口は9,487人、UPZ内人口は448,009人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で457,496人。

| 関係市名 | | PAZ内 | | UPZ内 | | 合計 | |
|------|----------------|-----------|----------|--------------|------------|-----------|------------|
| | | (概ね5km圏内) | | (概ね5～30km圏内) | | | |
| 島根県 | まつえし 松江市 | 9,487 人 | 4,250 世帯 | 191,285 人 | 86,540 世帯 | 200,772 人 | 90,790 世帯 |
| | いずもし 出雲市 | — | — | 122,778 人 | 47,558 世帯 | 122,778 人 | 47,558 世帯 |
| | やすぎし 安来市 | — | — | 32,919 人 | 12,543 世帯 | 32,919 人 | 12,543 世帯 |
| | うんなんし 雲南市 | — | — | 29,909 人 | 10,824 世帯 | 29,909 人 | 10,824 世帯 |
| 小 計 | | 9,487 人 | 4,250 世帯 | 376,891 人 | 157,465 世帯 | 386,378 人 | 161,715 世帯 |
| 鳥取県 | よなごし 米子市 | — | — | 37,455 人 | 16,758 世帯 | 37,455 人 | 16,758 世帯 |
| | さかいみなとし 境港市 | — | — | 33,663 人 | 15,407 世帯 | 33,663 人 | 15,407 世帯 |
| 小 計 | | — | — | 71,118 人 | 32,165 世帯 | 71,118 人 | 32,165 世帯 |
| 合 計 | | 9,487 人 | 4,250 世帯 | 448,009 人 | 189,630 世帯 | 457,496 人 | 193,880 世帯 |

※令和2年12月末時点

昼間流入出人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によると、^{まつえし}松江市全体での他地域からの昼間流入人口は約18,700人/日。
- 平成28年経済センサスによると、中国電力関連企業を中心に約370事業所、約4,000人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又はバスを通勤手段としている。

〈昼間流入・流出人口〉

| まつえし 松江市 | 他地域からの流入人口 | 他地域への流出人口 | 差引増減 |
|-------------|------------|-----------|---------|
| | | 18,652人 | 11,165人 |

出典：平成27年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

〈PAZ内の就労者数〉

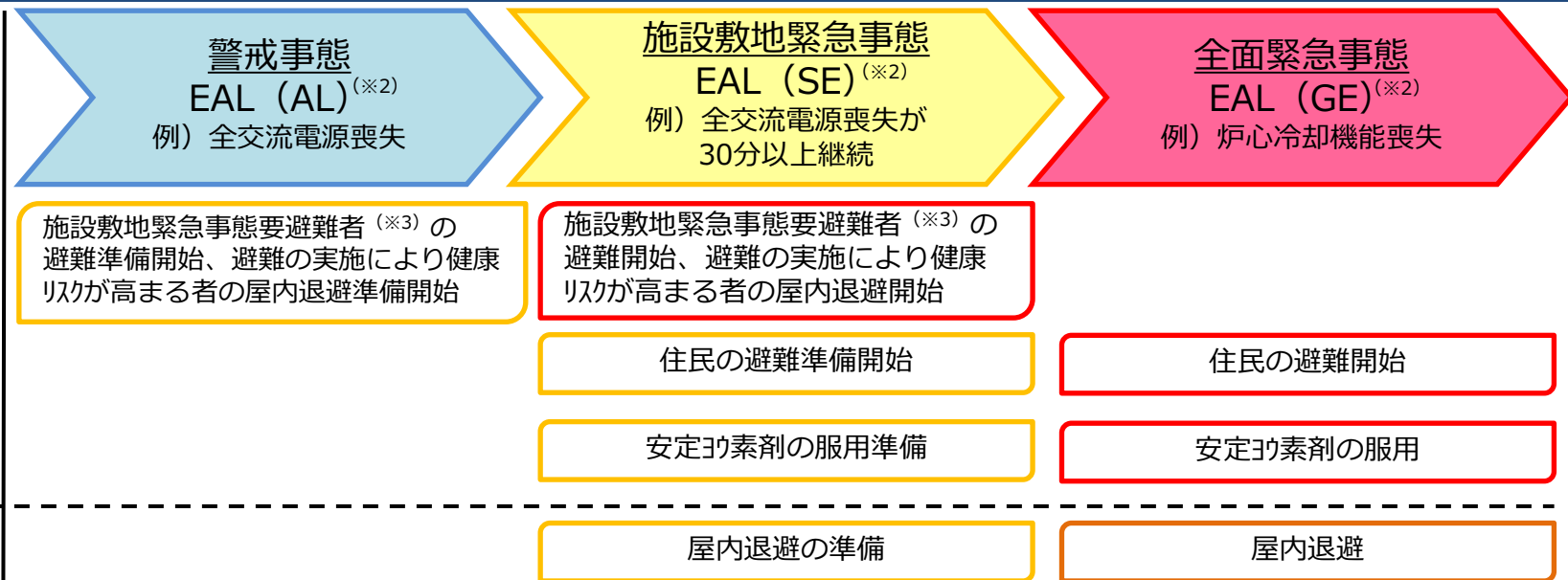
| PAZ内対象地区 | 事業所数 | 従業員数 |
|----------------------|------|--------|
| ^{かしま} 鹿島地区 | 260 | 3,011人 |
| ^{いくま} 生馬地区 | 24 | 302人 |
| ^{ふるえ} 古江地区※ | 48 | 443人 |
| ^{しまね} 島根地区 | 39 | 310人 |
| 合 計 | 371 | 4,066人 |

出典：平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

※ ^{ふるえ}古江地区の一部区域がPAZとUPZがまたがっているため、当該区域のUPZ内の数値を含んでいる。

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

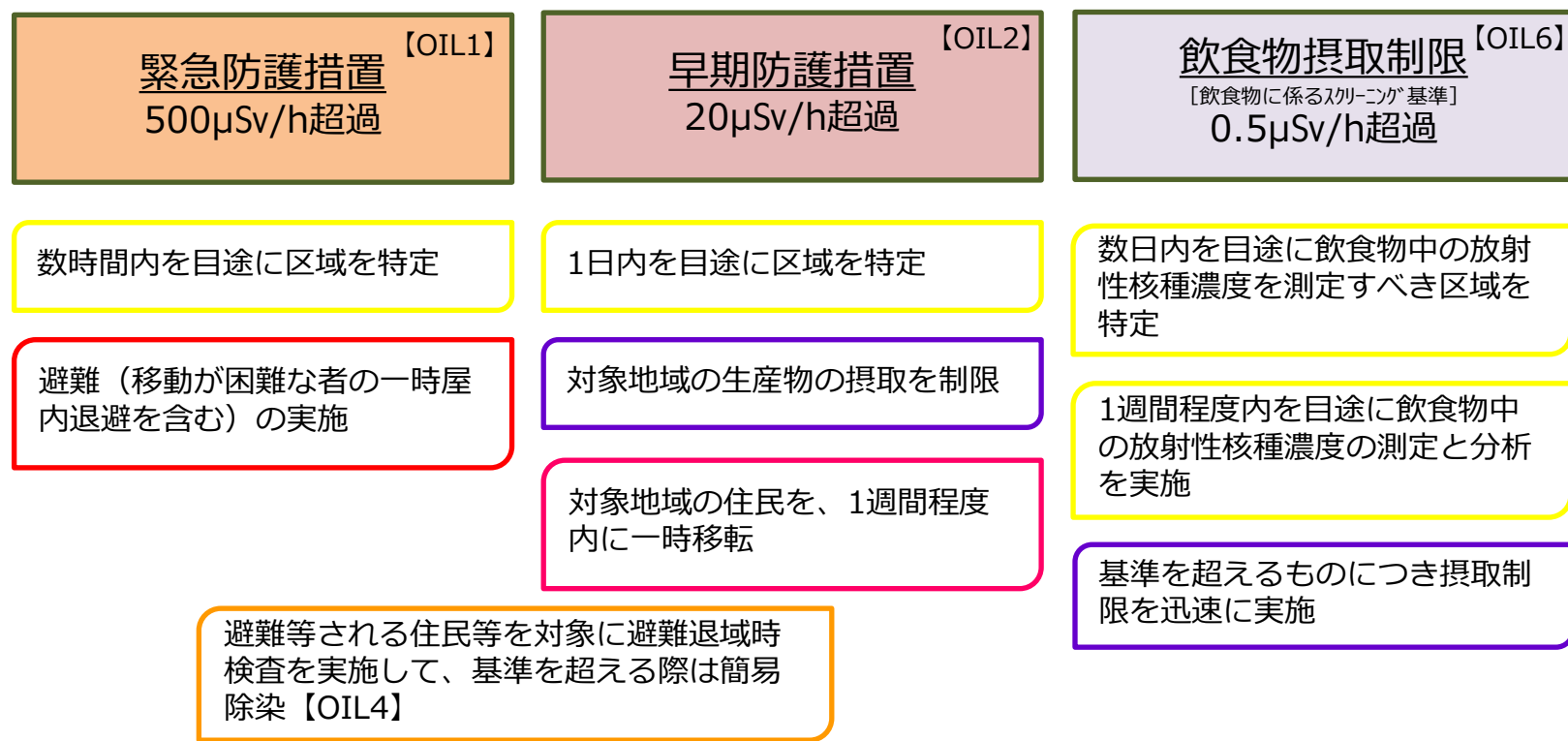
(※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



UPZ外
概ね30km~

UPZ内と同じ

(※) OIL(Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

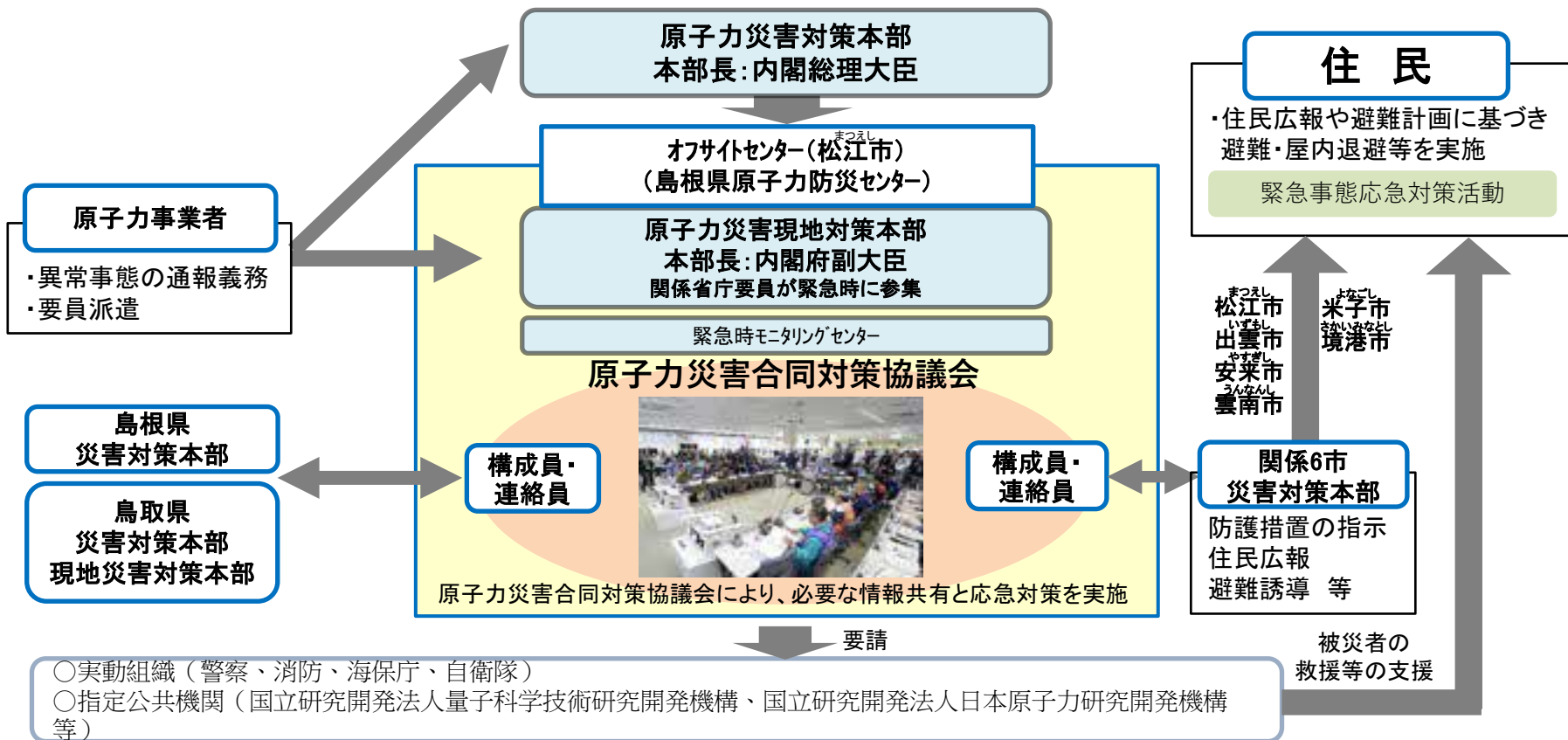
島根県、鳥取県及び関係市の対応体制

- 警戒事態では、島根県は対策会議、鳥取県は災害警戒本部、松江市は原子力事故対策会議を開催又は設置し、関係市も同様の体制の設置又は連絡体制を確立。
- 施設敷地緊急事態では、島根県、鳥取県及び関係6市は、それぞれ災害対策本部に移行。
- 警戒事態では、要員参集、情報収集・連絡体制を構築、住民等に対する情報提供を始め、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



国の対応体制

- 松江市において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に移行し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、オフサイトセンター等へ内閣府副大臣及び国の職員を派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市等のメンバーからなる原子力災害合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急輸送

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター（島根県原子力防災センター）及び島根県、鳥取県に派遣。併せて必要な資機材の緊急輸送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急輸送を実施。



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

➤ 島根県原子力防災センターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造3階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

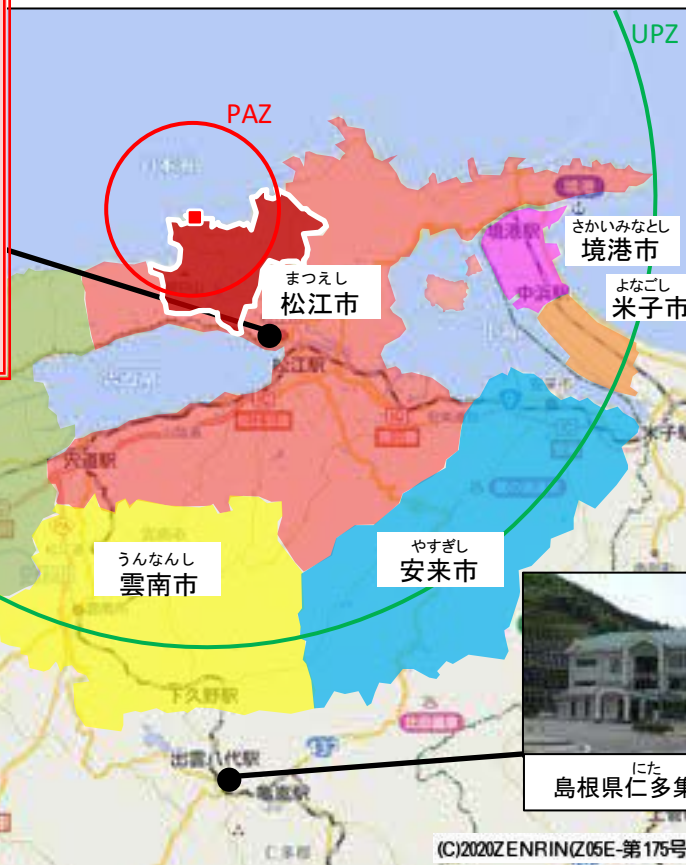
- 放射線物質除去フィルター、換気設備、シャッター改修等の気密性向上を実施済み。

【電源対策】

- 無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分を確保)。
- 自家用発電機の燃料不足時等には、電源車用電源受け口より、中国電力が用意する電源車で継続して電源を確保。



まつえし
島根県原子力防災センター(松江市)
(発電所からの距離約8.5km)



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 島根県出雲合同庁舎(出雲市)約:28.3km
(自家用発電機により、約4日間稼働可)
- 島根県仁多集合庁舎(奥出雲町)約:38.5km
(自家用発電機により、約3日間稼働可)

※距離は、いずれも発電所からの直線距離

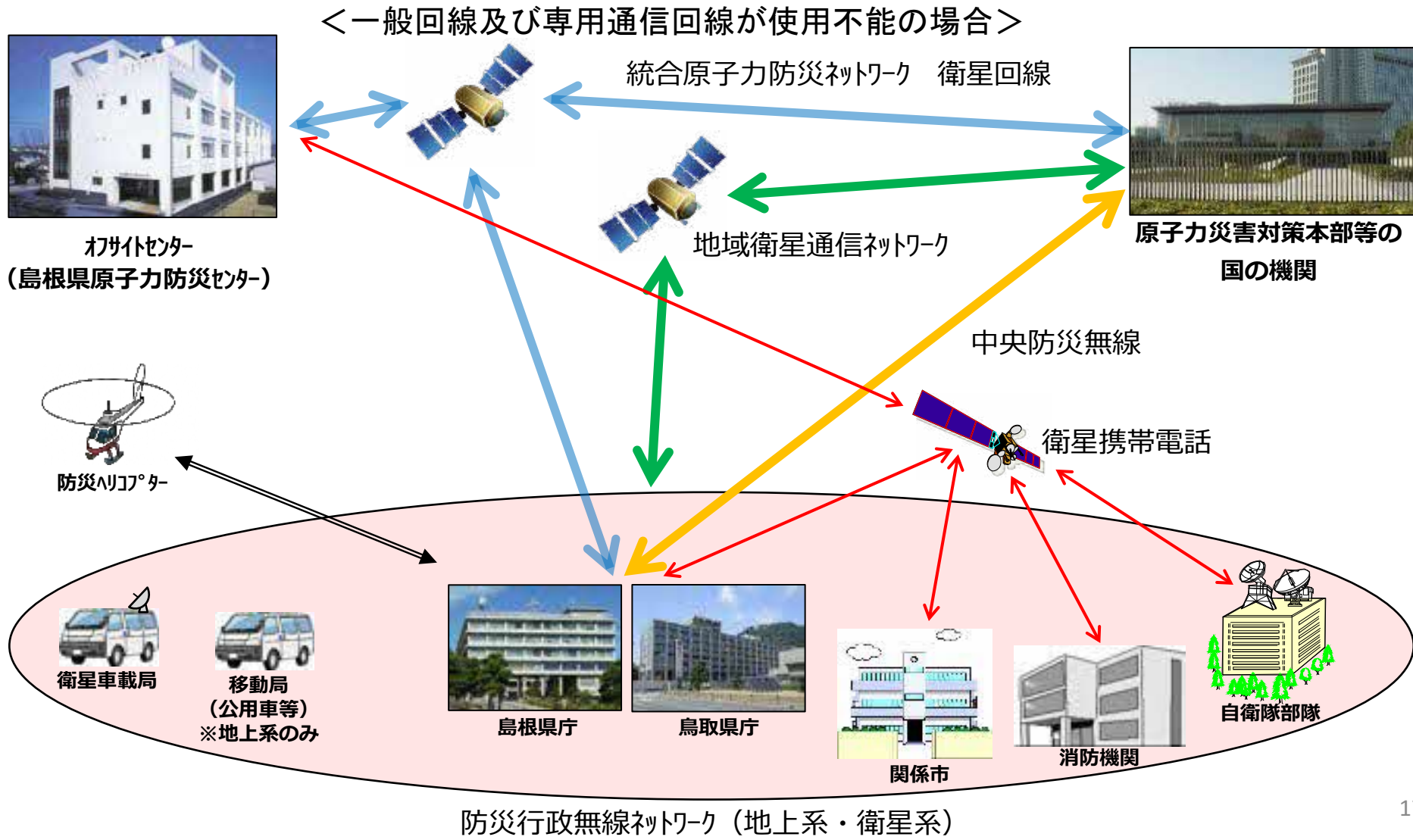


いずも
島根県出雲合同庁舎



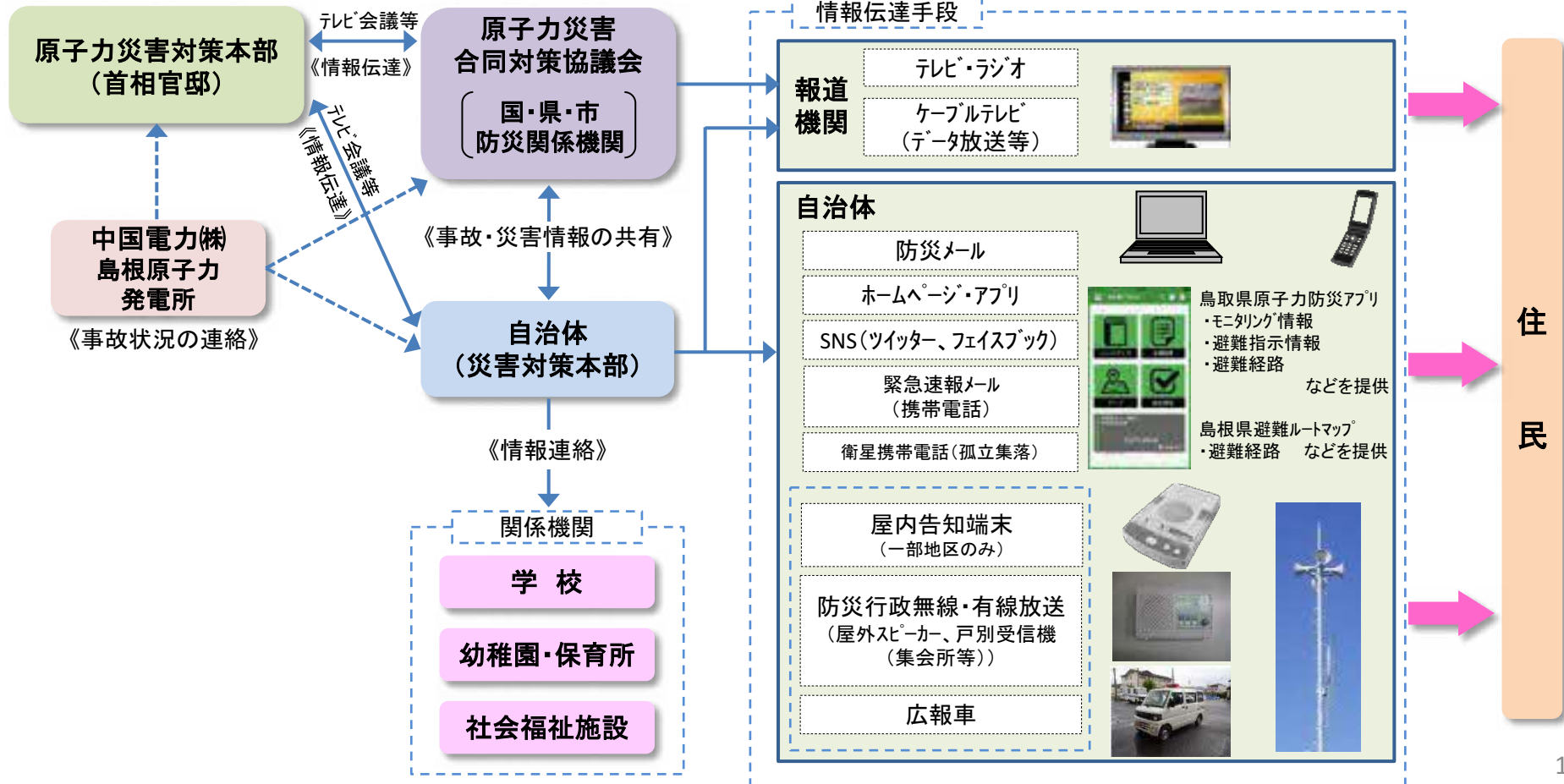
にた
島根県仁多集合庁舎

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。



- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。
- 音声情報・文字情報を組み合わせ、障がい者、外国人、観光客等の要配慮者への情報伝達に配慮。

※ 災害時における報道・放送の要請に関する協定をNHK、民放、ケーブルテレビ、ラジオ放送及び新聞の各社と締結済み(島根県、鳥取県)

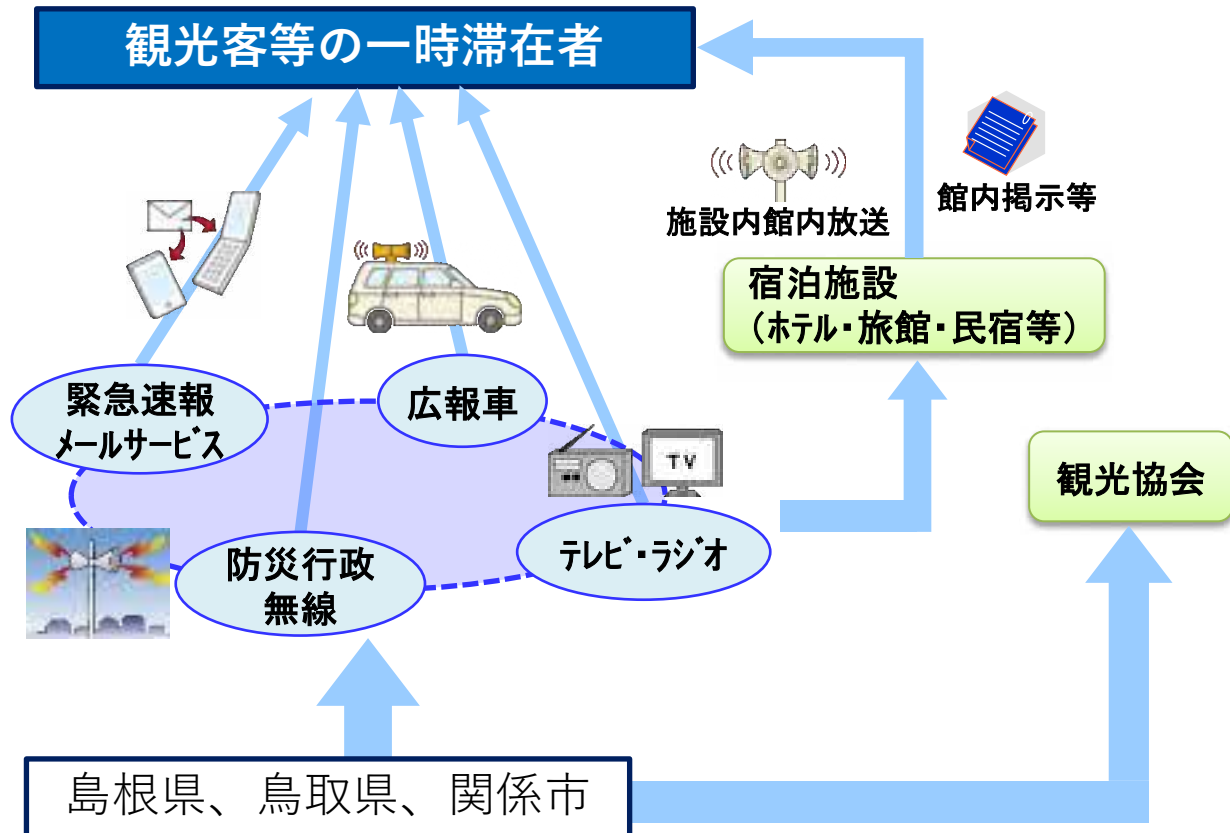


- 島根県、鳥取県及び関係市は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態以降で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 島根県、鳥取県及び関係市は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に情報を伝達(P18と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、島根県、鳥取県及び関係市に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

2020/10/26 午前9:03
〇〇市からのお知らせです。島根原子力発電所は、先程の地震で警戒事態となっています。現在放射性物質は放出されていませんが、観光客等一時滞在者の皆さんは帰宅や建物内への退避をしてください。(〇〇市)

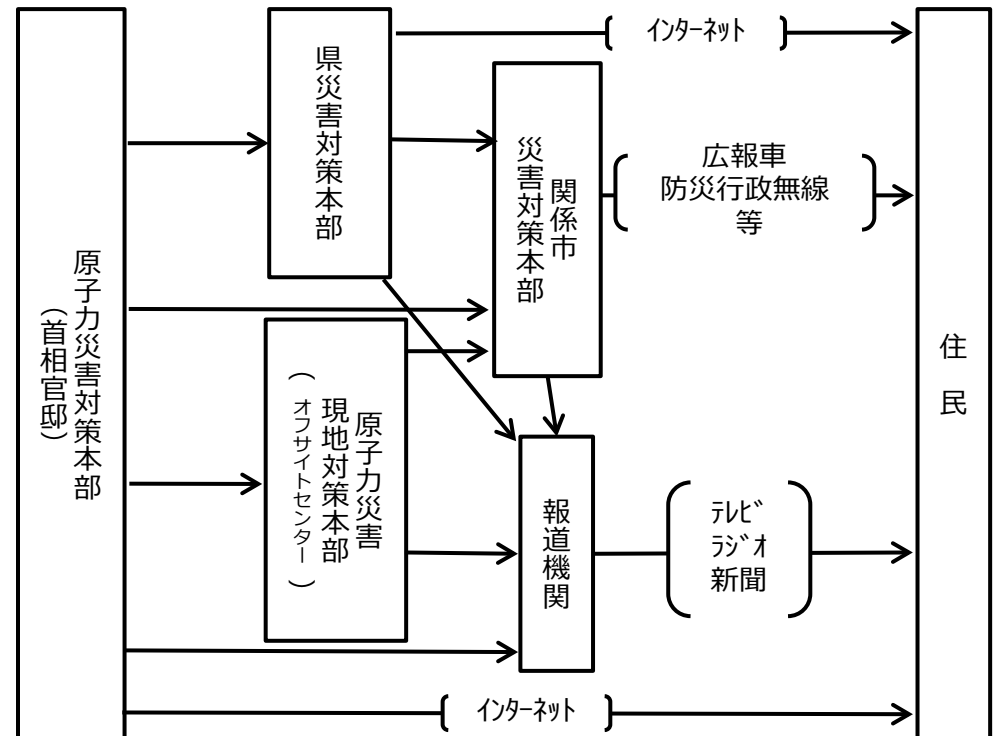


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、島根原子力防災センターに隣接する島根県職員会館において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)等は、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、島根県・鳥取県及び関係市の問合せ対応を支援。

島根県・鳥取県及び関係市における対応

- 島根県・鳥取県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

原子力事業者(中国電力)における対応

- 原子力事業者(中国電力)は、原子力災害発生時、直ちに相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 事故の発生日時及び概要 | ⑤ 住民等がとるべき行動 |
| ② 事故の状況と今後の予測 | ⑥ 避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③ 原子力発電所における対応状況 | ⑦ 被災企業等への援助・助成措置 |
| ④ 行政機関の対応状況 | |



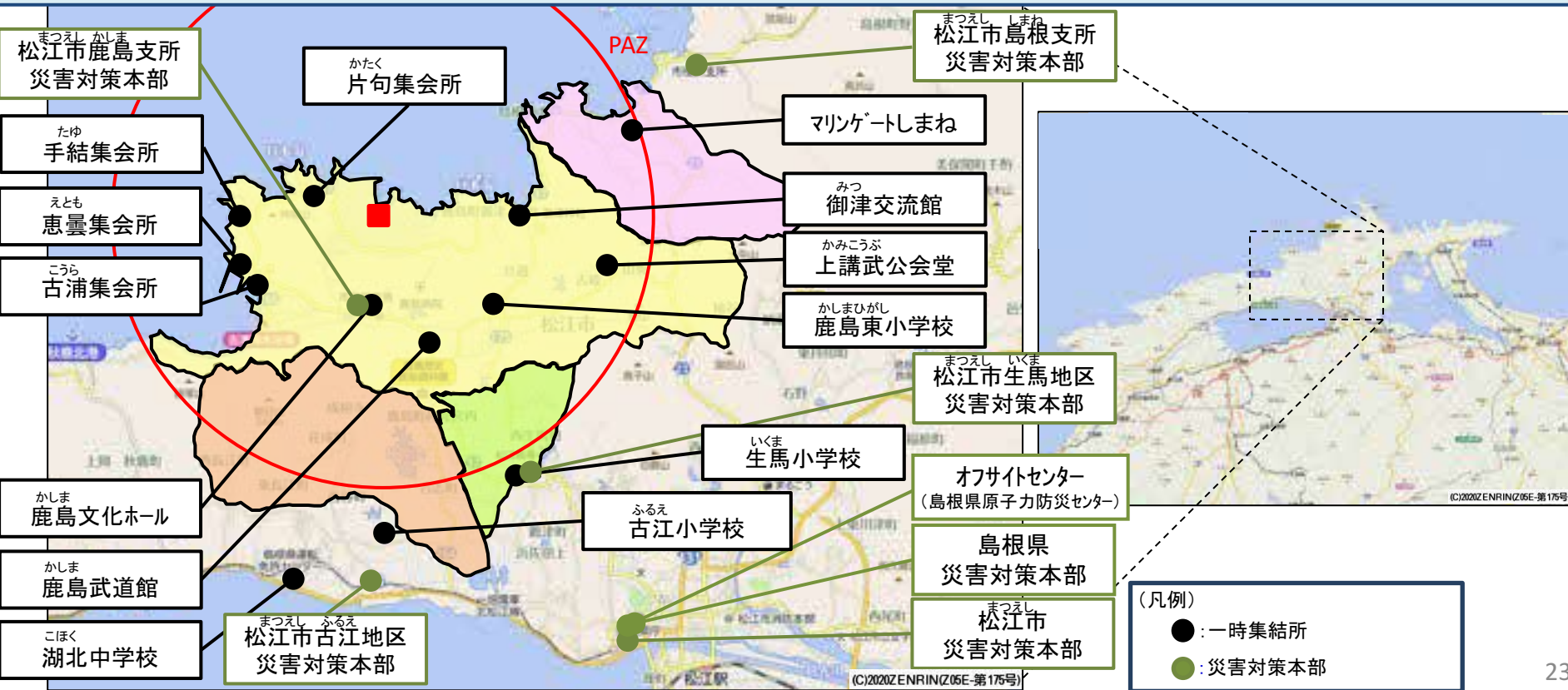
4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

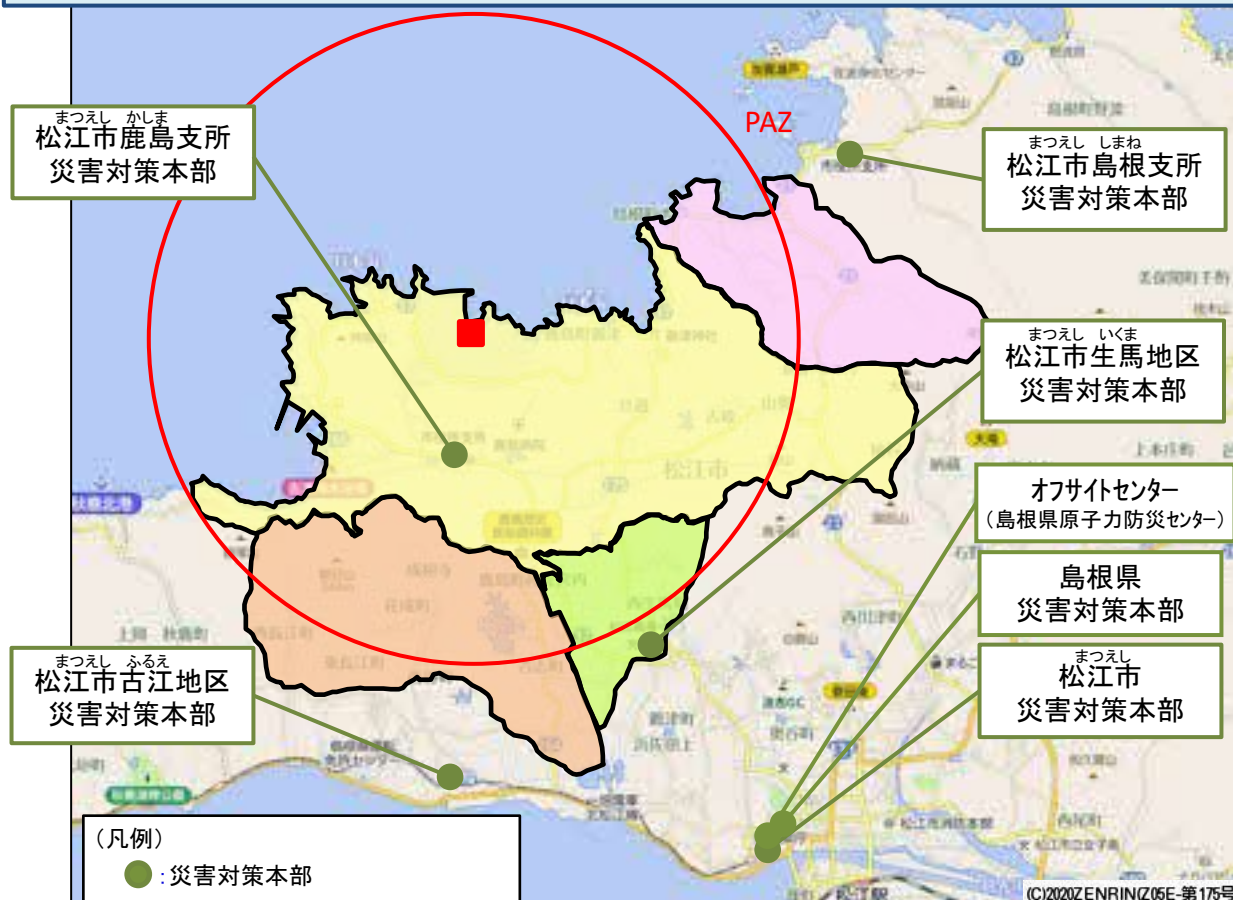
1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校、保育所等の児童等について、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童等について移動手段を確保し、緊急退避所への退避を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所及び避難先における避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

島根県、松江市における初動対応

- 島根県は、警戒事態の段階で対策会議を開催するなど、要員約150名が対応。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態の段階で災害対策本部を設置、要員約1,150名が対応。
- 松江市は、警戒事態の段階で市役所本庁舎に原子力事故対策会議を、支所・公民館に支所・地区原子力事故対策会議を設置し、要員約500名が対応。施設敷地緊急事態で災害対策本部、支所・地区災害対策本部をそれぞれ設置し、要員約1,000名が対応。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備のため、島根県、松江市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、バス避難を行うPAZ内の住民の集合場所となる一時集結所13か所（鹿島地区9か所、生馬地区1か所、古江地区2か所、島根地区1か所）の開設や安定ヨウ素剤の緊急配布の準備のため、松江市は各一時集結所に3名程度の要員を派遣。



- PAZ内避難の対象となる地区内の支所・地区災害対策本部を拠点に、地区単位のコミュニティも活用した情報伝達を実施。
- 支所・地区災害対策本部は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部はテレビ・ラジオ、ホームページ、緊急速報メールサービス等を、支所・地区災害対策本部は防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 支所・地区災害対策本部では、消防団、自治会、自主防災組織などの地域の防災組織と連携し、住民の避難の状況等の確認を実施。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、支所・地区災害対策本部等から実施。



- テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス、防災行政無線等を活用し住民へ情報を伝達
- 防災行政無線戸別受信機や音声告知放送端末を市内各戸に設置
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各支所・地区災害対策本部が実施

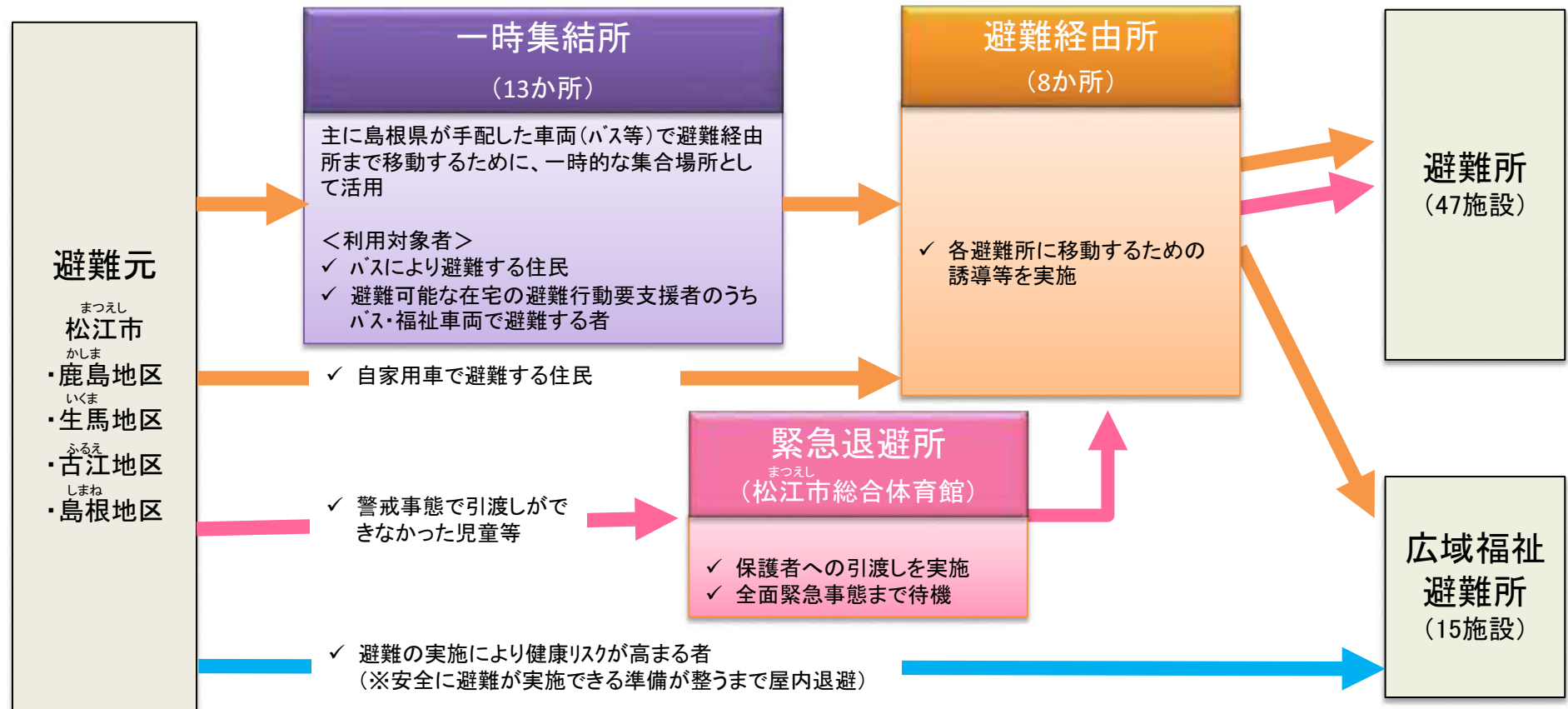


- 松江市災害対策本部、支所・地区災害対策本部及び各一時集結所間の情報共有は、防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等で実施



PAZ内における避難体制

- 警戒事態で、^{まつえし}松江市は、住民広報、一時集結所の開設準備を行い、島根県に対して避難用車両等の手配を依頼。また、島根県は避難経路所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、^{まつえし}松江市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難経路所を經由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、^{まつえし}松江市は、住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難経路所を經由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民は、一時集結所に集合し、その後、避難経路所を經由して避難先へ移動する。



PAZ内の学校・保育所等の児童等の避難

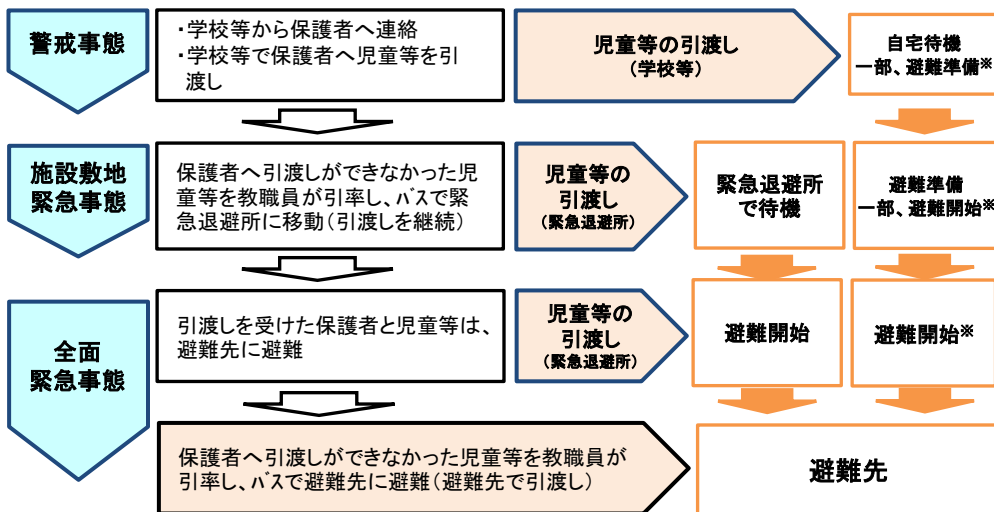
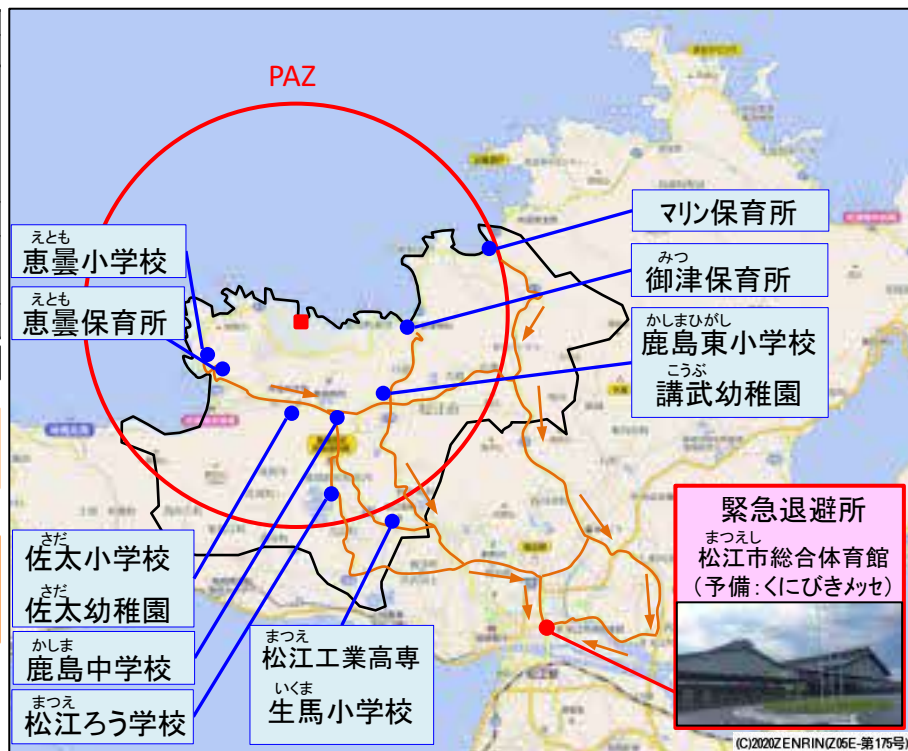
- PAZ内の学校・保育所等は、警戒事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、保護者への引渡しを継続するため、引渡し場所をPAZ外の緊急退避所に変更し、引渡しを継続。保護者は、避難の準備を整えた上で引渡しを受け、避難指示があるまで緊急退避所にて待機。
- 全面緊急事態に至った場合、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。
- PAZ内の全ての学校、幼稚園・保育所等において個別避難計画を策定済み。

| 区分 | 学校名 | 人数(人) | |
|--------------|-------------|-------|-----|
| | | 児童等 | 小計 |
| 保育所 (3施設) | 恵曇(えとむ) 保育所 | 68 | 179 |
| | 御津(みつ) 保育所 | 49 | |
| | マリン保育所 | 62 | |
| 幼稚園 (2施設) | 佐太(さた) 幼稚園 | 8 | 20 |
| | 講武(こうぶ) 幼稚園 | 12 | |

※児童等の人数については、令和2年5月現在(保育所のみ令和3年1月現在)

| 区分 | 学校名 | 人数(人) | |
|--------------|------------------|-------|-------|
| | | 児童等 | 小計 |
| 小学校 (4施設) | 佐太(さた) 小学校 | 94 | 379 |
| | 恵曇(えとむ) 小学校 | 75 | |
| | 鹿島東(かしまひがし) 小学校 | 100 | |
| | 生馬(いくま) 小学校 | 110 | |
| 中学校(1施設) | 鹿島(かしま) 中学校 | 123 | 123 |
| 特支等 (2施設) | 松江(まつえ) 工業高等専門学校 | 1,080 | 1,112 |
| | 松江(まつえ) ろう学校 | 32 | |
| 12施設 | 合計 | 1,813 | |

職員数の合計は340人

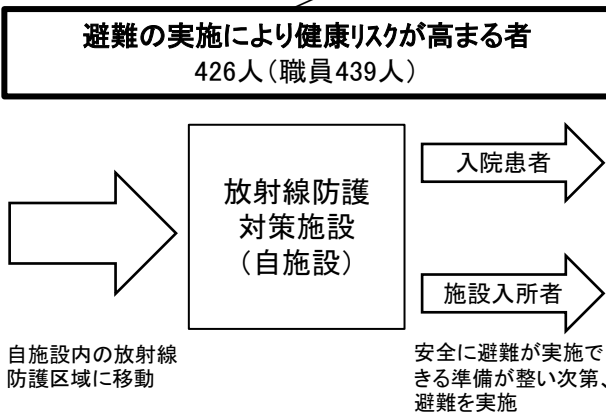


※左のフローのうち、警戒事態で保護者へ引渡した保育所・幼稚園の児童については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者ととも避難開始。

- PAZ内の医療機関(1施設、定員177名)及び社会福祉施設(入所14施設、定員計374名)の全てについて、個別避難計画を策定済み。
- 医療機関については、島根県があらかじめ選定した県内災害拠点病院3施設から優先し、避難先を調整。
- 社会福祉施設については、島根県が^{おおだし}大田市や^{おおいずもちょう}奥出雲町の広域福祉避難所から避難先を調整。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。

<PAZ内15施設の入所者等の避難の考え方>

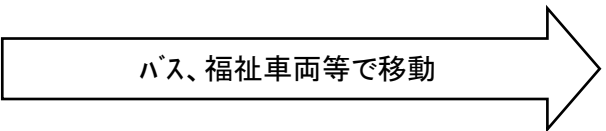
| 避難元施設 | | | |
|--------------------------|-----------|---------------|-----|
| <放射線防護対策施設> | | | |
| 地区 | 施設種別 | 施設名 | 定員 |
| かしま 鹿島 | 病院 | 鹿島(かしま)病院 | 177 |
| 計 177人(職員数244人) | | | |
| 地区 | 施設種別 | 施設名 | 定員 |
| かしま 鹿島 | 特別養護老人ホーム | あとむ苑(あとむえん) | 50 |
| ふるえ 古江 | 特別養護老人ホーム | あさひ乃苑(あさひのえん) | 29 |
| | 障害者支援施設 | 四ツ葉園(よつばえん) | 60 |
| しまね 島根 | 特別養護老人ホーム | ゆうなぎ苑(ゆうなぎえん) | 50 |
| | 障害者支援施設 | はばたき | 40 |
| | | 松江(まつえ)学園 | 20 |
| 計 249人(職員数195人) | | | |



| 避難先施設(候補) | | |
|------------------|---|-------|
| 施設種別 | 施設名 | 受入見込数 |
| 病院 | 島根大学医学部附属病院、大田(おおだ)市立病院、済生会江津(ごうつ)総合病院 ほか | 177 |
| 病院 計 177人 | | |

| 地区 | 施設種別 | 施設名 | 定員 |
|-----------------------|--------------|-------------|----|
| かしま 鹿島 | 認知症対応型共同生活介護 | あとむ苑(あとむえん) | 9 |
| ふるえ 古江 | グループホーム | たんぼぼの家 | 6 |
| | | 第2たんぼぼの家 | 8 |
| | | 第3たんぼぼの家 | 6 |
| | | たんぼぼ若葉(わかば) | 20 |
| しまね 島根 | 養護老人ホーム | 慈光苑(じこうえん) | 60 |
| | グループホーム | しおかぜ | 10 |
| | ファミリーホーム | みしょう | 6 |
| 計 125人(職員数50人) | | | |

支援者が同行することで避難可能な入所者数
 125人(職員50人)



| 避難元地区 | 避難先市町 | 施設名 | 受入見込数 |
|-------------------------|------------------|---|-------|
| かしま 鹿島 ふるえ 古江 | おおだし 大田市 | 国立三瓶(さんべ)青少年交流の家 国民宿舎さんべ荘 温泉津(ゆのつ)保健センター 温泉津(ゆのつ)まちづくりセンター 仁摩(にま)保健センター 仁摩(にま)農村環境改善センター 静間(しずま)まちづくりセンター 五十猛(いそたけ)まちづくりセンター | 776 |
| しまね 島根 | おおいずもちょう 奥出雲町 | 布勢(ふせ)コミュニティセンター 阿井(あい)コミュニティセンター 鳥上(とりかみ)コミュニティセンター 横田(よこた)コミュニティセンター 八川(やかわ)コミュニティセンター 馬木(まき)コミュニティセンター | 556 |
| 広域福祉避難所 計 1,332人 | | | |

PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- PAZ内の在宅の避難行動要支援者1,254人のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるため施設敷地緊急事態で避難等を実施すべきと把握した479人について、あらかじめ避難先の候補施設を決めてあり、家族・近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織、見守り組織、松江市職員、消防職員・団員等の支援者の協力を得て避難を実施。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又は島根県等が確保したバスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は島根県等が確保した福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

対象者

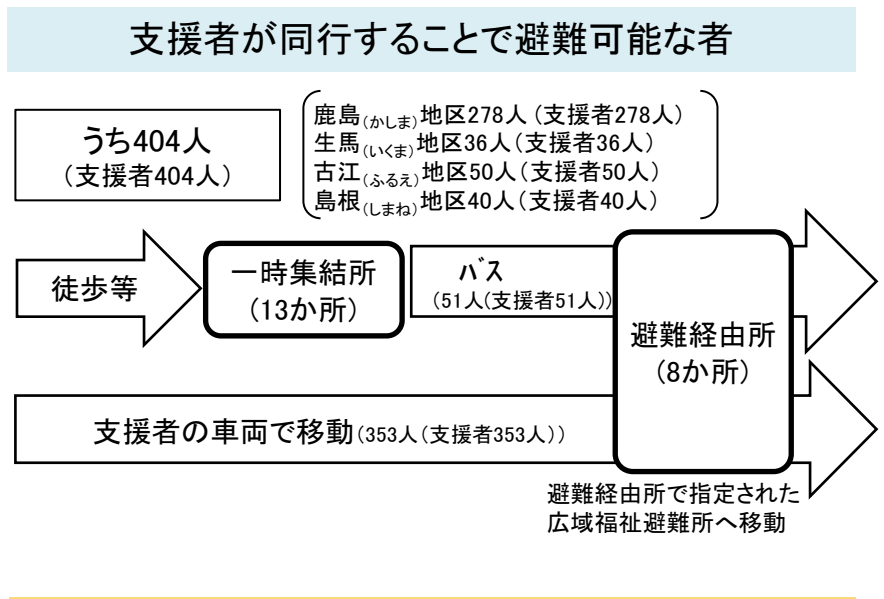
計 479人
(支援者479人)

鹿島地区333人
(支援者333人)

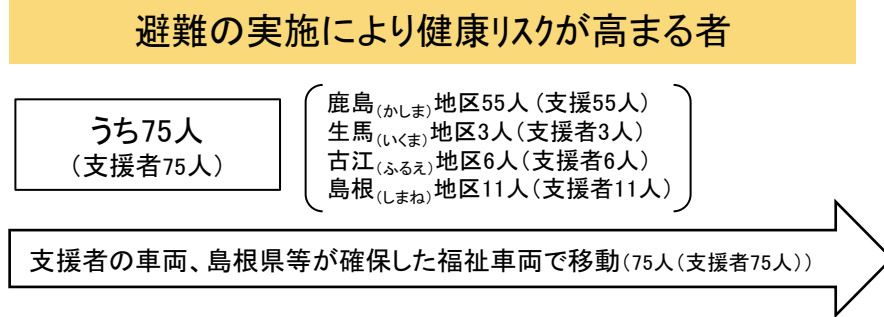
生馬地区39人
(支援者39人)

古江地区56人
(支援者56人)

島根地区51人
(支援者51人)



| 広域福祉避難所 | | | |
|----------------|-------|--|-------|
| 避難元地区 | 避難先市町 | 候補施設 | 受入見込数 |
| 鹿島 生馬 古江 | 大田市 | 国立三瓶 青少年交流の国民宿舎さんべ荘 県立男女共同参画センターあすてらす 温泉津 保健センター 温泉津 まちづくりセンター 仁摩 保健センター 仁摩 農村環境改善センター 静間 まちづくりセンター 五十猛 まちづくりセンター | 926 |
| 島根 | 奥出雲町 | 布勢 コミュニティセンター 阿井 コミュニティセンター 鳥上 コミュニティセンター 横田 コミュニティセンター 八川 コミュニティセンター 馬木 コミュニティセンター | 556 |



安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施

近傍の放射線防護対策施設

- ・東部島根医療福祉センター(生馬地区、収容可能人数60名)
- ・あとむ苑(鹿島地区、収容可能人数50名)
- ・松江市消防本部(城東地区、収容可能人数109名)

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数2,679人について、バス73台、福祉車両103台(車椅子仕様93台、ストレッチャー仕様10台)。

| | 想定対象人数※1 | 必要車両台数 | | | 備考 |
|---|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------------------|------------------------------------|
| | | バス※2 | 福祉車両※3 (車椅子仕様) | 福祉車両※3 (ストレッチャー仕様) | |
| 学校・保育所等の児童等を緊急退避所に輸送 | 2,153人 (児童等1,813人 +職員340人) | 62台 (児童等1,813人 +職員340人) | 0台 | 0台 | 保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少 |
| 医療機関の入所者等を避難先施設に輸送 | 0人 | 0台 | 0台 | 0台 | |
| 社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送 | 175人 (入所者125人 +職員50人) | 5台 (入所者97人 +職員22人) | 27台 (入所者27人 +職員27人) | 1台 (入所者1人 +職員1人) | バスについては、地区ごとにそれぞれ必要車両台数を算出した合計値 |
| 在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態での避難対象者及びその支援者を避難先施設に輸送 | 102人 (要支援者51人 +支援者51人) | 3台 (要支援者51人 +支援者51人) | 0台 | 0台 | 706人(要支援者353人+支援者353人)は支援者の車両による避難 |
| 在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4 | 150人 (要支援者75人 +支援者75人) | 0台 | 66台 (要支援者66人 +支援者66人) | 9台 (要支援者9人 +支援者9人) | 支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少 |
| 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送 | 99人 | 3台 (99人) | 0台 | 0台 | 680人は自家用車による避難 |
| 合計 | 2,679人 | 73台 | 93台 | 10台 | |

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり35人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(車椅子仕様)、福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人の要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

まつえし

- 施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難等のために、松江市及び中国電力が配備する車両のほか、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」等に基づき島根県が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

| | | 必要車両台数、確保車両台数 | | | 備考 |
|------------|-------------|---------------|-----------------|---------------------|--|
| | | バス | 福祉車両 (車椅子仕様) | 福祉車両 (ストレッチャー仕様) | |
| (A) 必要車両台数 | | 73台 | 93台 | 10台 | |
| (B) 確保車両台数 | | 計73台以上 | 計93台以上 | 計10台以上 | |
| 確保先 | まつえし 松江市 | 48台 | — | — | |
| | 中国電力 | — | — | 27台 | |
| | バス会社・タクシー会社 | 681台 | 41台 | 10台 | 福祉車両の保有台数は、 車椅子用：41台、車椅子・ストレッチャー兼用：9台、ストレッチャー用：1台 |
| | 社会福祉施設 | — | 1,419台 | 157台 | 福祉車両の保有台数は、 車椅子用：1,419台、車椅子・ストレッチャー兼用：116台、ストレッチャー用：41台 |

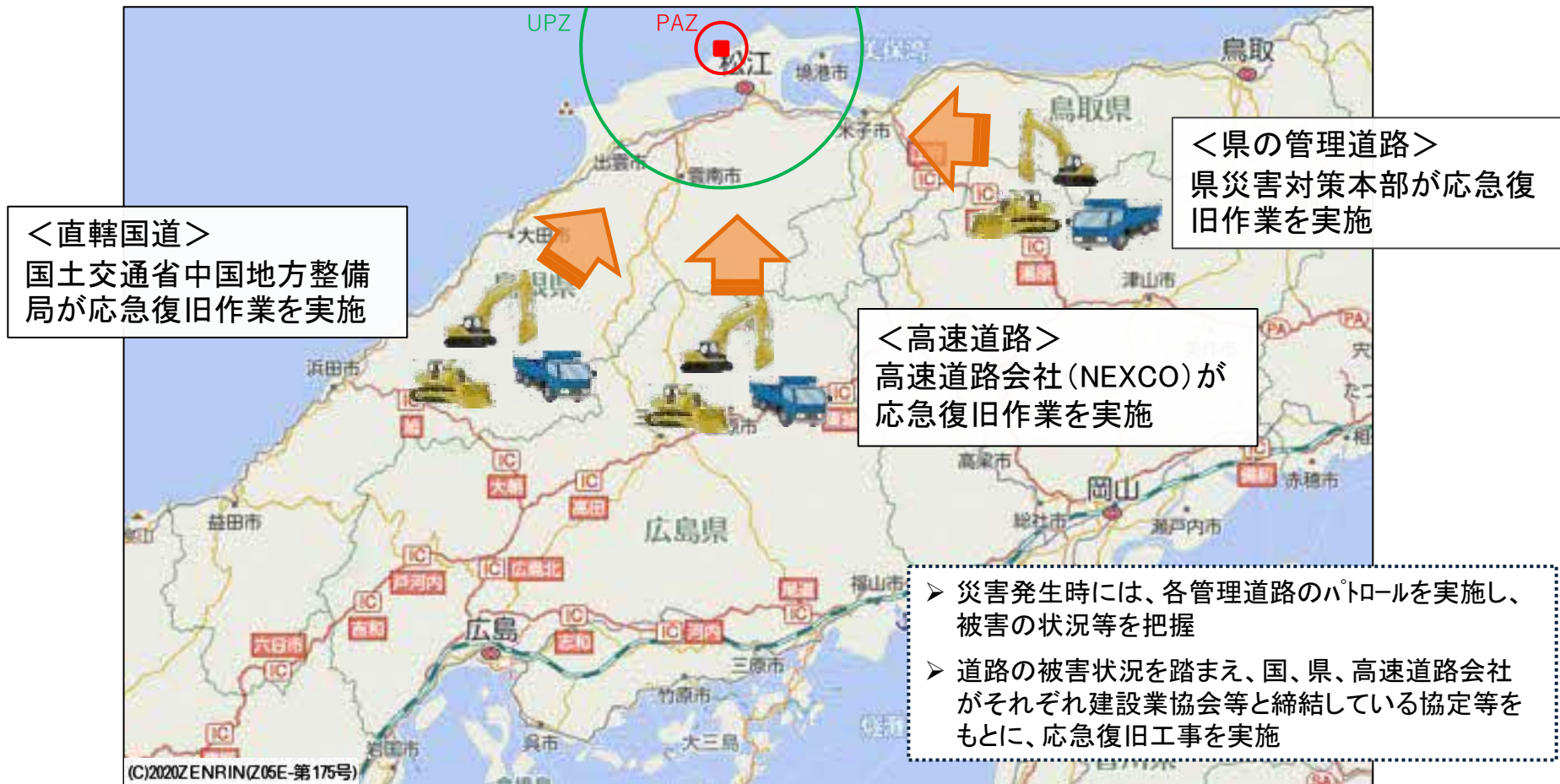
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(9施設)へ屋内退避を実施。
- これら9施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約1,400人収容可能。また、屋内退避者のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、中国電力が供給。



自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

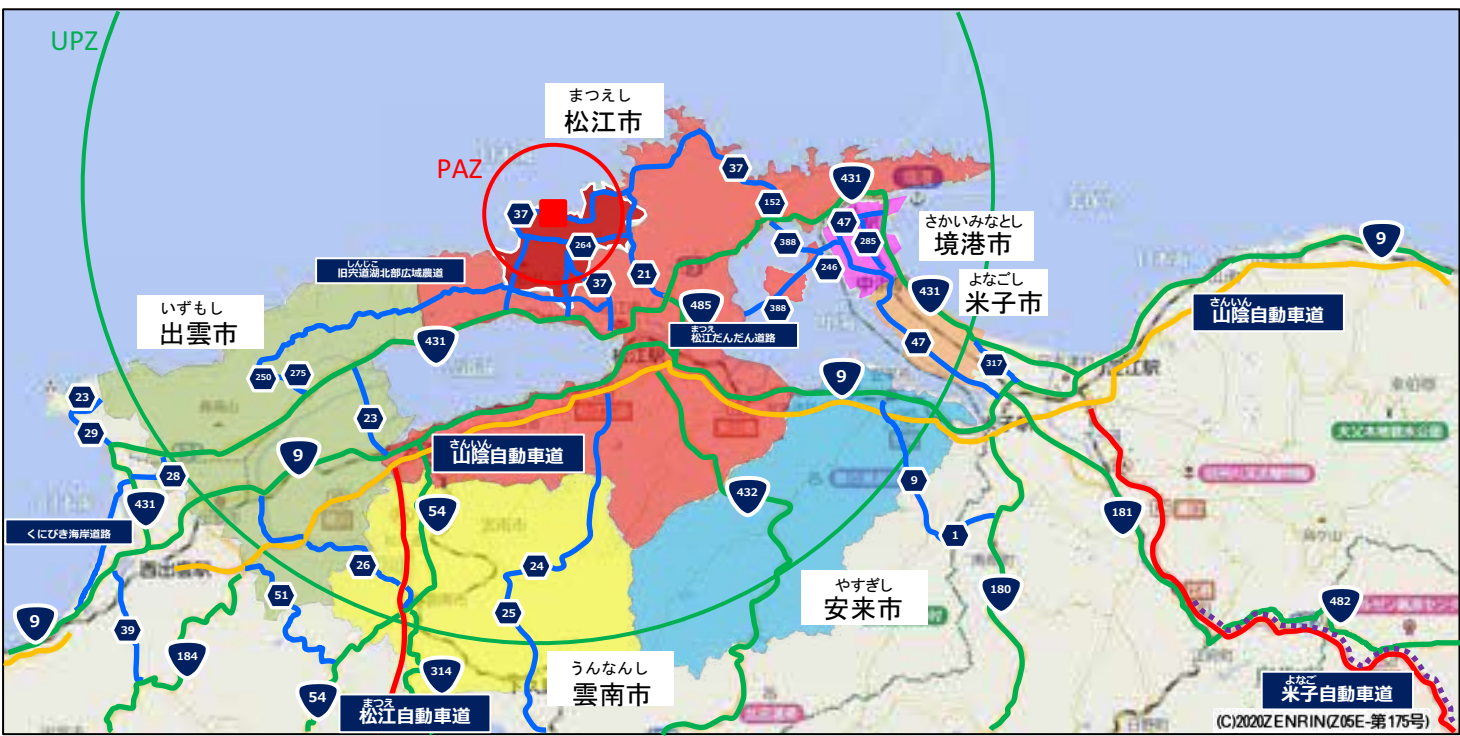
- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、島根県、松江市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



※ 不測の事態により対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

降雪時の避難経路の確保

- 島根県、鳥取県及び関係市は、毎年度除雪計画を定め、計画に基づく除雪基準をもって、積雪時における道路交通の安全を確保するための体制を整備。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。特に避難経路については優先的な除雪に努める。



除雪機械(例)



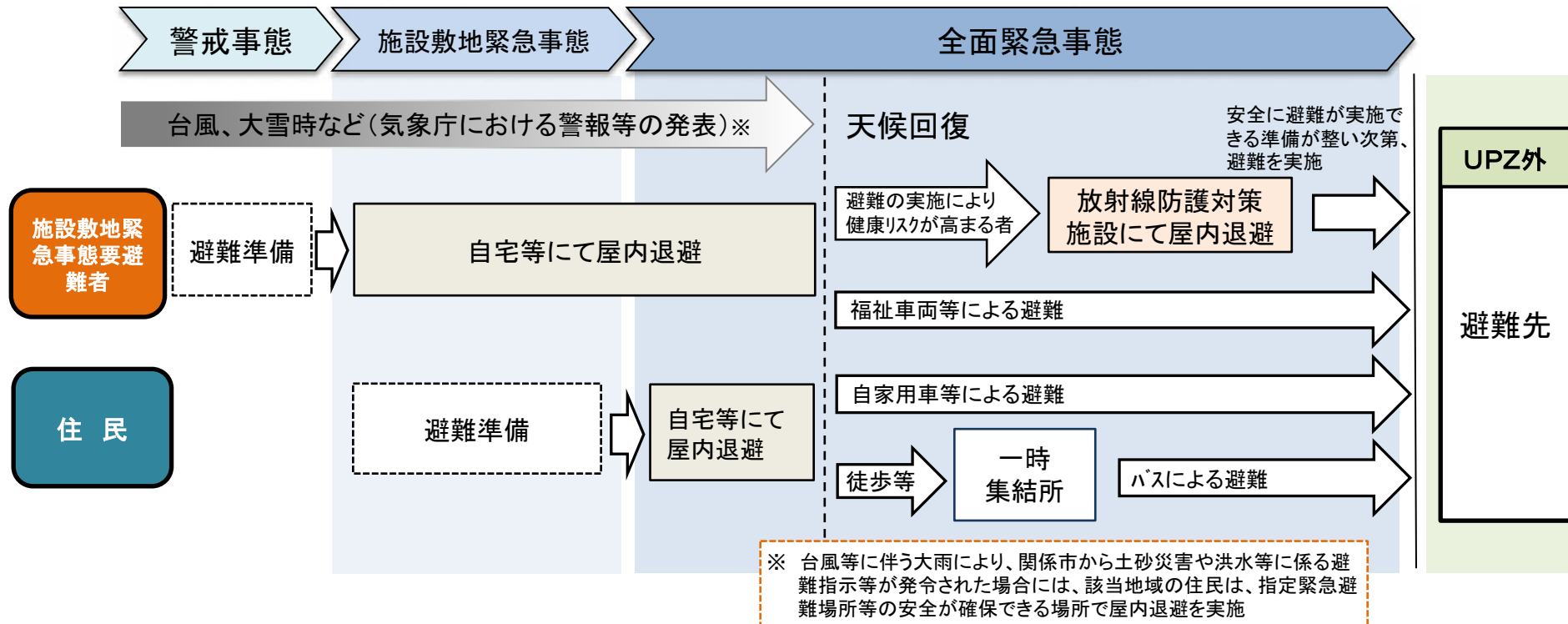
【凡例】:主要な避難経路

- 山陰自動車道
- 米子・松江自動車道
- 国道(高規格道路含む)
- 県道・市道
- 冬季チェーン規制区間

台風や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態に至った段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び島根県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

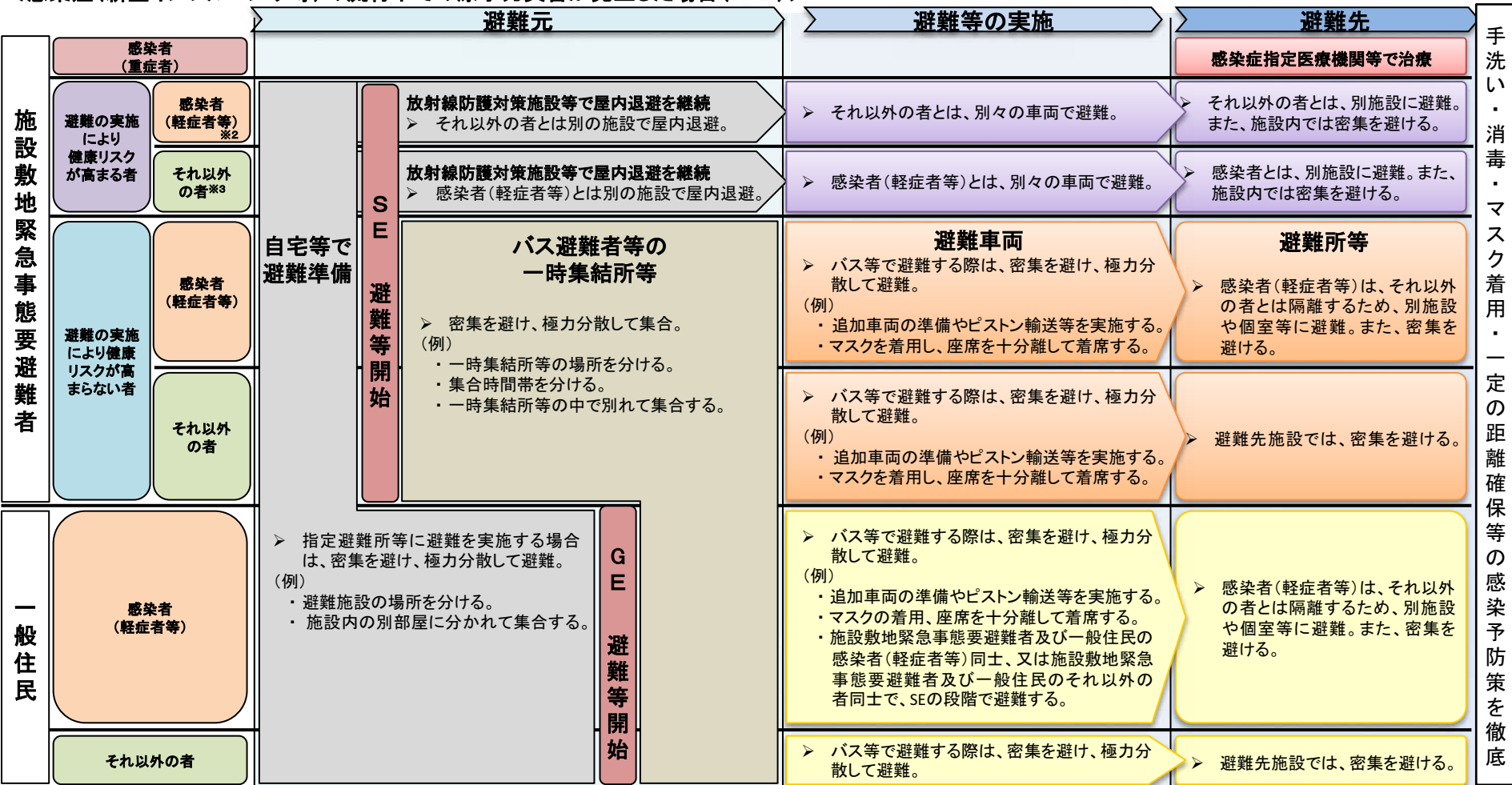
<全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

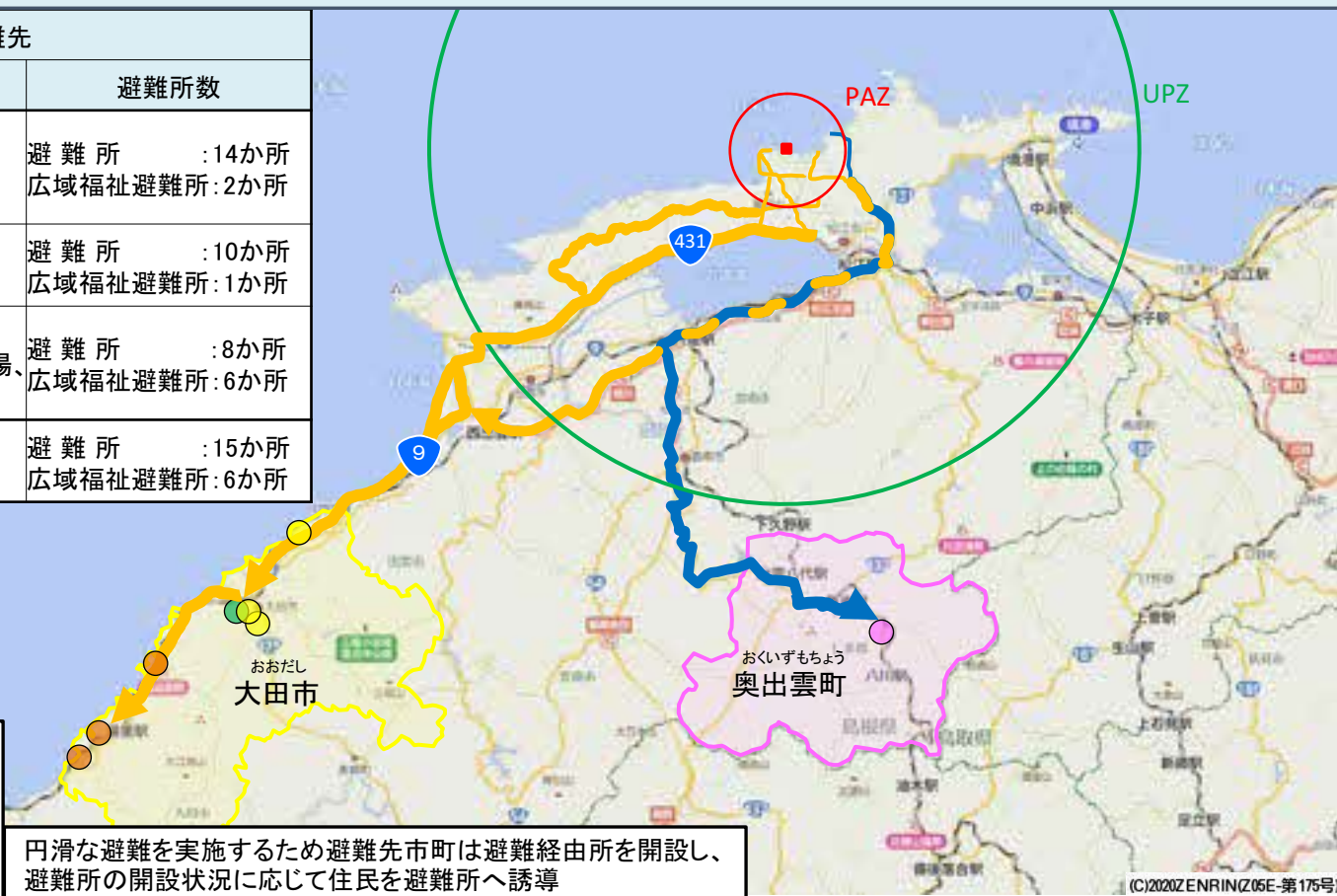
<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び住民数

- 施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を実施している者を除くPAZ内の全住民は全面緊急事態で避難先への避難を実施。
- 松江市の3地区(鹿島地区、生馬地区、古江地区)の住民の避難については、自家用車で避難する住民は、自家用車により大田市内の避難経路所を經由し、避難先に避難。島根地区については奥出雲町内の避難経路所を經由し、避難先に避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経路所を經由し、避難先へ避難。
- 各地区の避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会やパンフレットの配布、訓練等を通じて住民に周知。

| 避難元 | 避難先 | | |
|-----------------------|-------|----------------------------------|----------------------------|
| | 避難経路所 | 避難所数 | |
| 鹿島地区 (6,223人) | 大田市 | 大田高校、 第一中学校、 朝波小学校 | 避難所 : 14か所 広域福祉避難所: 2か所 |
| 生馬地区(一部) (1,046人) | | ながひさ 長久小学校 | 避難所 : 10か所 広域福祉避難所: 1か所 |
| 古江地区(一部) (1,250人) | | 旧温泉津中学校、 温泉津地区運動場、 湯里地区体育館 | 避難所 : 8か所 広域福祉避難所: 6か所 |
| 島根地区(一部) (968人) | 奥出雲町 | よこた 横田公園 | 避難所 : 15か所 広域福祉避難所: 6か所 |
| PAZ内住民数※ 合計 9,487人 | | | |



※施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を実施している者も含む

- (凡例) 避難経路所
- 大田市避難経路所(鹿島地区)
 - 大田市避難経路所(生馬地区)
 - 大田市避難経路所(古江地区)
 - 奥出雲町避難経路所(島根地区)

円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経路所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

PAZ内の避難経路

- 宍道湖・大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内中心部での渋滞を回避するため、松江市橋北エリアの避難経路について、以下をポイントに設定。
 - ①道路規格が高く、地震による被害を受けにくい幹線道路を中心とすること。
 - ②交通信号機の多いエリアはできるだけ通行させない避難ルートとすること。
 - ③市中心部の4橋(松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋)を極力通らないこと。
- 自然災害等によりあらかじめ定めた避難経路が使用できない場合は、島根県及び松江市は、被災状況を踏まえ、道路管理者等の協力を得ながら避難経路の再調整を行い、迂回路や代替経路の設定などを実施。
- 県警察においては、避難経路の設定を踏まえて、交通誘導対策を実施。

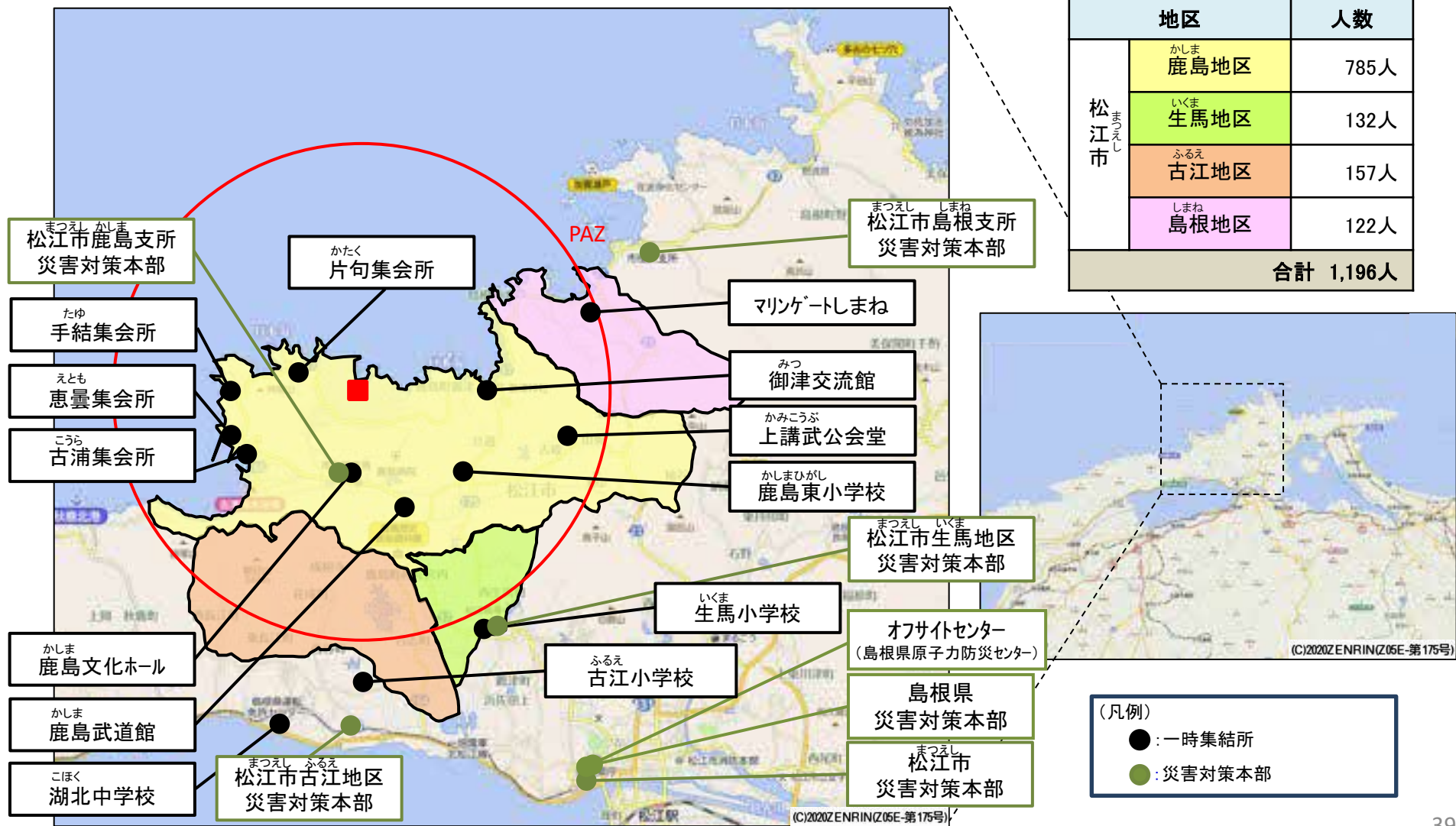


・上記の迂回路や代替経路の設定について、令和元年度原子力総合防災訓練では、鹿島地区の一部・生馬地区・古江地区の主要な避難経路である宍道湖北部の経路(国道431号等)がいずれも通行できないものとして、宍道湖大橋を用いて宍道湖南部の経路(山陰自動車道等)へ迂回する代替経路を設定。また島根地区の主要な避難経路である国道314号も一部通行できないものとして、迂回路を設定。

PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

- PAZ内の^{まつえし}松江市4地区（^{かしま}鹿島、^{いくま}生馬、^{ふるえ}古江、^{しまね}島根）を対象とした個別訪問調査の結果、自家用車で避難できない住民は、合計1,196人。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各一時集結所に集合し、バスで避難先に避難。

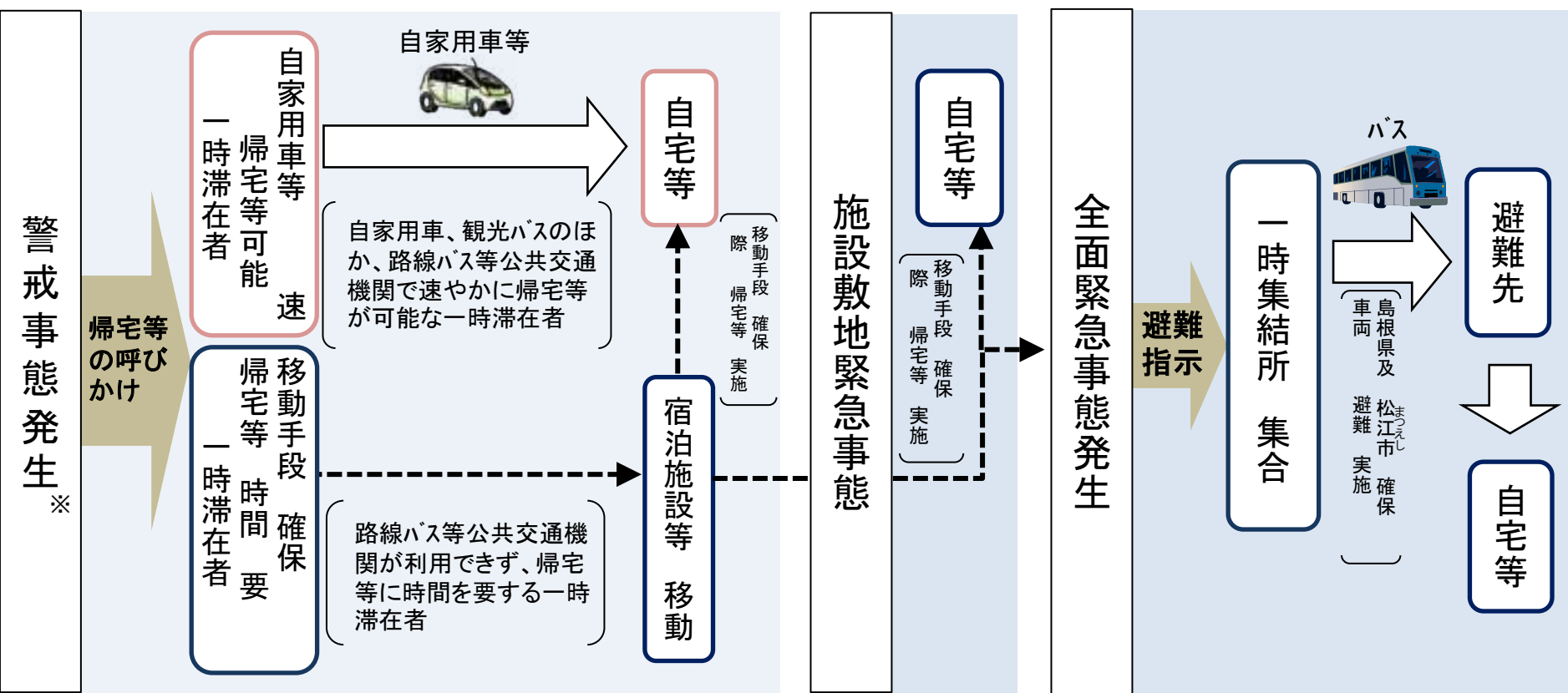
| 地区 | | 人数 |
|----------------------------|---------------------|--------|
| 松江市 <small>まつえし</small> | ^{かしま} 鹿島地区 | 785人 |
| | ^{いくま} 生馬地区 | 132人 |
| | ^{ふるえ} 古江地区 | 157人 |
| | ^{しまね} 島根地区 | 122人 |
| 合計 | | 1,196人 |



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難

- 島根県及び松江市^{まつえし}は観光客等一時滞在者については、警戒事態（地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合）において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態（地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合）の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、全面緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県及び松江市^{まつえし}が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



※地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合

- PAZ内の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は2,746人、民間企業は371社(約4,000人)存在。
- なお、民間企業の従業員の避難方法については、各事業所単位で周知(全面緊急事態で、自家用車等により帰宅)。

<PAZ内の観光施設の状況>

| 地区名 | 観光地・施設名 | 観光客入込客延べ数(人) | |
|-------------|------------------|--------------|--------|
| | | 夏季(8月) | 冬季(1月) |
| かしま 鹿島地区 | あさひやま 朝日山 | 1,500 | 200 |
| | さだ 佐太神社 | 2,200 | 62,000 |
| | しまね 島根原子力館 | 8,323 | 3,213 |
| | えとま 恵曇海岸 | 1,800 | 700 |
| | こうら 古浦海水浴場 | 2,256 | 0 |
| | かしま たく 鹿島多久の湯 | 15,748 | 18,868 |
| しまね 島根地区 | マリンゲートしまね | 454 | 140 |
| 月合計 | | 32,281 | 85,121 |
| 一日当たり平均 | | 1,041 | 2,746 |

[入場見込み人数(冬季)] 約2,746人

「令和元年島根県観光動態調査」から推計

<PAZ内の民間企業の状況>

| 地区名 | 事業所数 | 従業員数(人) |
|--------------|------|---------|
| かしま 鹿島地区 | 260 | 3,011 |
| いくま 生馬地区 | 24 | 302 |
| ふるえ 古江地区※ | 48 | 443 |
| しまね 島根地区 | 39 | 310 |
| 合計 | 371 | 4,066 |

従業員については、通勤に使用する自家用車またはバスにより避難

出典:平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計 (総務省統計局)

※ 古江地区の一部区域がPAZとUPZIにまたがっているため、当該区域のUPZ内の数値を含んでいる。

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民及び観光施設から避難する一時滞在者は、合計1,883人分、バス60台。
- 全面緊急事態発生時には、島根県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、島根県旅客自動車協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<全面緊急事態で必要となる輸送能力>

| | 想定対象人数※1 | 必要車両台数 | 備考 |
|-------------|----------|--------|---|
| | | バス※2 | |
| バスにより避難する住民 | 1,196人 | 40台 | |
| 観光客等の一時滞在者 | 687人 | 20台 | 観光客2,746人の75%程度が自家用車や貸切バス等で訪問していること(「令和元年島根県観光動態調査結果」から推計)を踏まえ、残りの25%程度を想定対象人数として算入 |
| 合計 | 1,883人 | 60台 | |

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

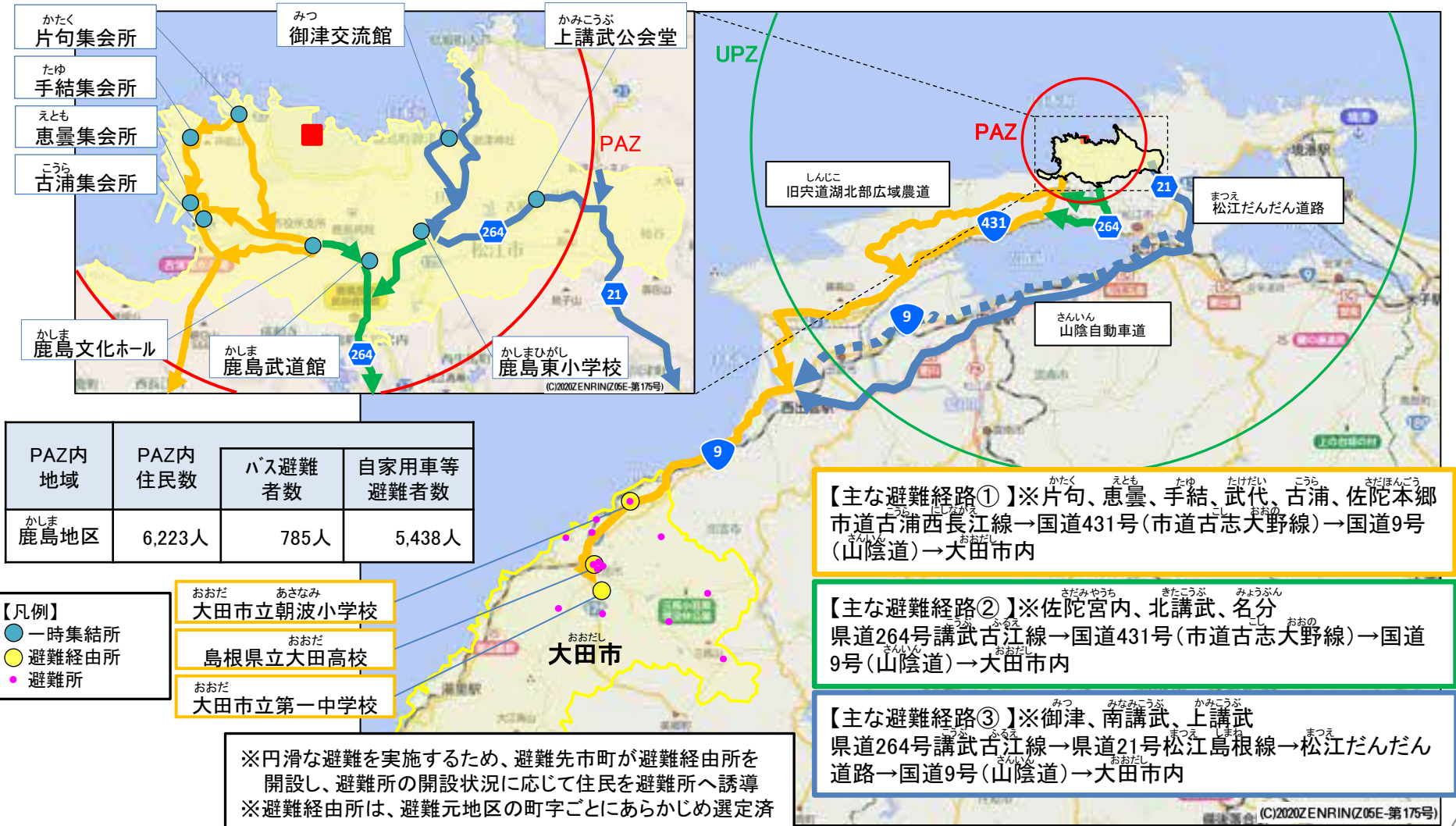
<全面緊急事態での輸送能力の確保>

| | 必要車両台数、確保車両台数 | | 備考 |
|-----------|---------------|-------|----------|
| | バス | | |
| (A)必要車両台数 | 60台 | | |
| (B)確保車両台数 | 60台以上 | | |
| 確保先 | 島根県内バス会社 | 60台以上 | 保有台数681台 |

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

松江市鹿島地区から避難先施設までの主な経路

- ▶ 住民6,223人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ▶ バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて避難を実施。



まつえし いくま 松江市生馬地区から避難先施設までの主な経路

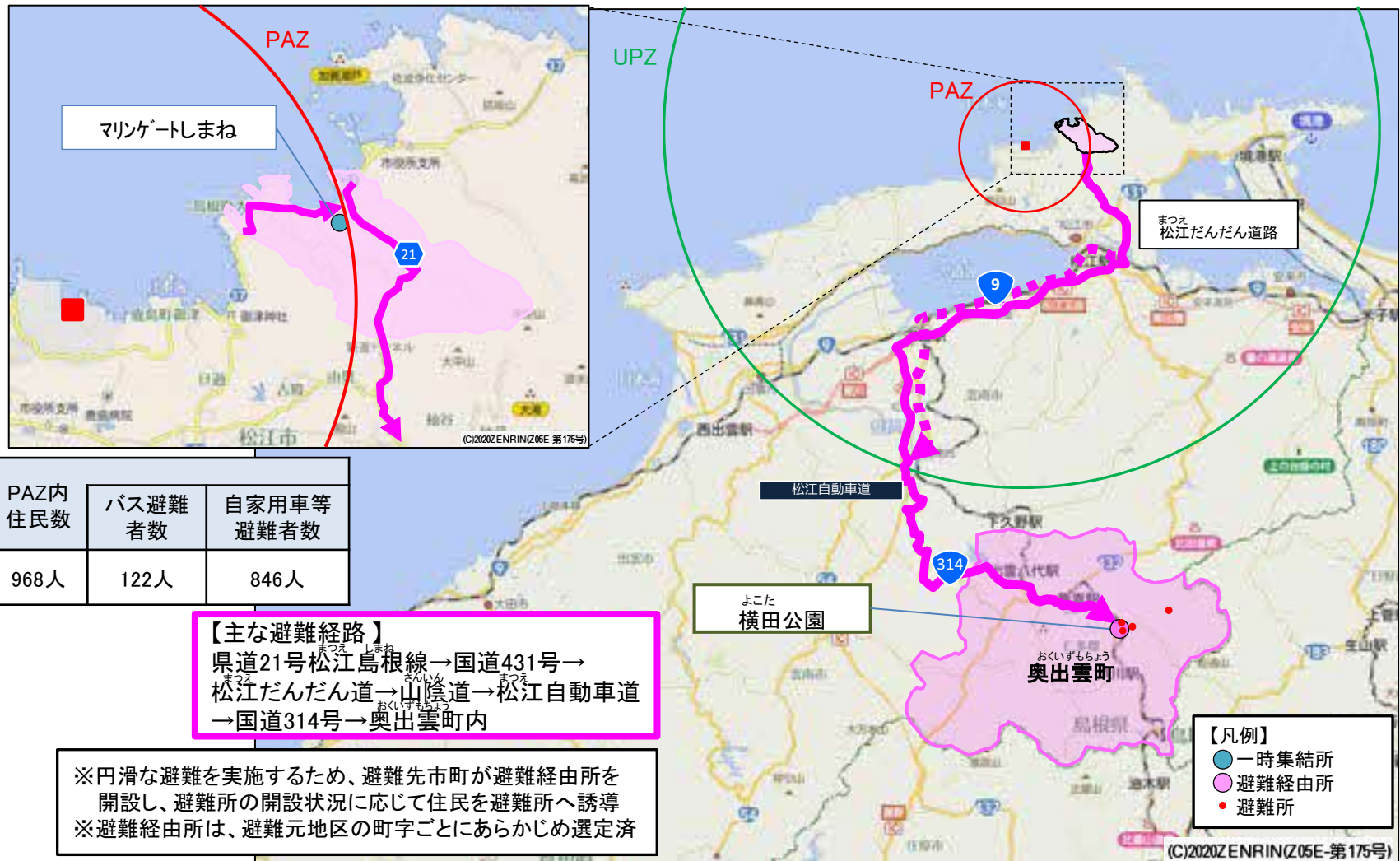
- ▶ 住民1,046人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ▶ バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及びまつえしが確保したバスにて避難を実施。



- ▶ 住民1,250人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ▶ バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて避難を実施。



- ▶ 住民968人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ▶ バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及びまつえししまね松江市が確保したバスにて避難を実施。



| PAZ内地域 | PAZ内住民数 | バス避難者数 | 自家用車等避難者数 |
|---------|---------|--------|-----------|
| しまね島根地区 | 968人 | 122人 | 846人 |

【主な避難経路】
 県道21号松江島根線→国道431号→
 松江だんだん道→山陰道→松江自動車道
 →国道314号→奥出雲町内

※円滑な避難を実施するため、避難先市町が避難経路所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導
 ※避難経路所は、避難元地区の町字ごとにあらかじめ選定済

【凡例】
 ● 一時集結所
 ○ 避難経路所
 ● 避難所

避難を円滑に行うための対応策①

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送等により道路渋滞を把握し、県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

島根地域における交通対策

1. 交通誘導対策

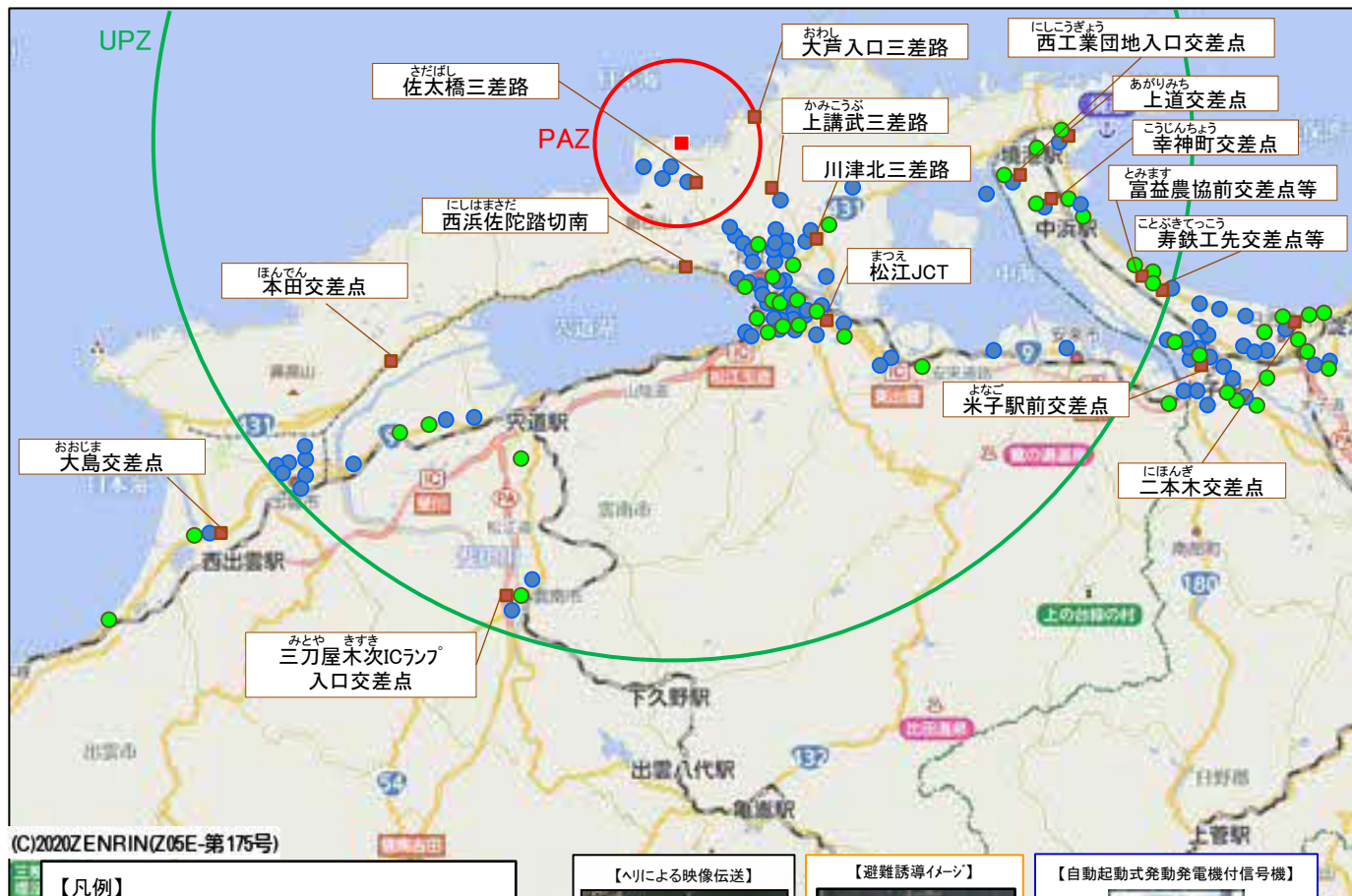
- ・主要交差点等における警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

2. 交通広報対策

- ・道路管理者が管理する「道路情報板」及び警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- ・日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
- ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

3. 交通規制対策

- ・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
- ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自動起動式発動発電機による応急復旧、警察官等による主要交差点等における交通規制により対応



※松江市、出雲市などの市街地には多数設置・設定されている。上図では主要な箇所のみ記載。

避難を円滑に行うための対応策②

- 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。同システムの実効性を高めるため、信号制御機の高度化更新、交通流監視カメラ、自家発電機付信号機を順次整備。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、避難指示や道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとのモニタリング情報、避難指示、一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、道路の渋滞情報などを提供。

島根県



島根県警察本部



交通管制センター



島根県警察本部の交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を整備。システム上で選択した信号機を意図的に長い時間「青色灯火」にすることにより、避難車両の優先通行が可能



島根県避難ルートマップ

鳥取県



- 自然災害等により、あらかじめ定めた避難先自治体で避難者の受け入れができなくなった場合は、中国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を決定する。
- 中国地方で避難先が充足しない場合は、不足分について中国地方以外の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している府県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を決定する。
- なお、鳥取県は、災害の状況に応じて島根県から要請があった場合に、島根県の避難者を受け入れる予備的避難先地域を鳥取県内に確保している。



⑦中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【締結】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
【支援内容】避難者を受け入れるための施設の提供 ほか

①中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【締結】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
【支援内容】避難者を受け入れるための施設の提供 ほか

②関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）

【締結】関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
【支援内容】住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋 ほか

6. UPZ内における対応

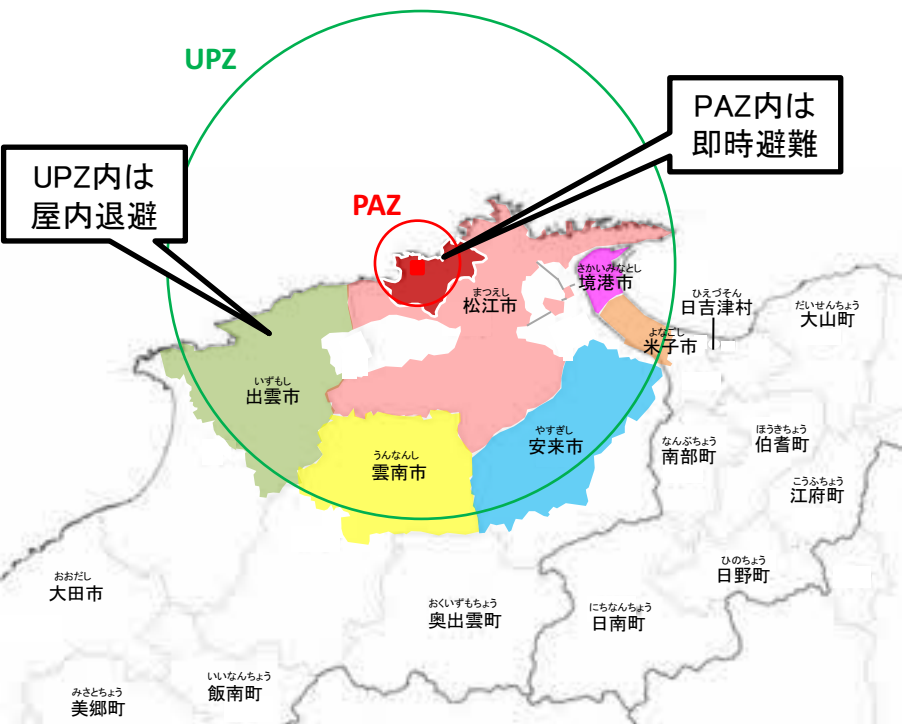
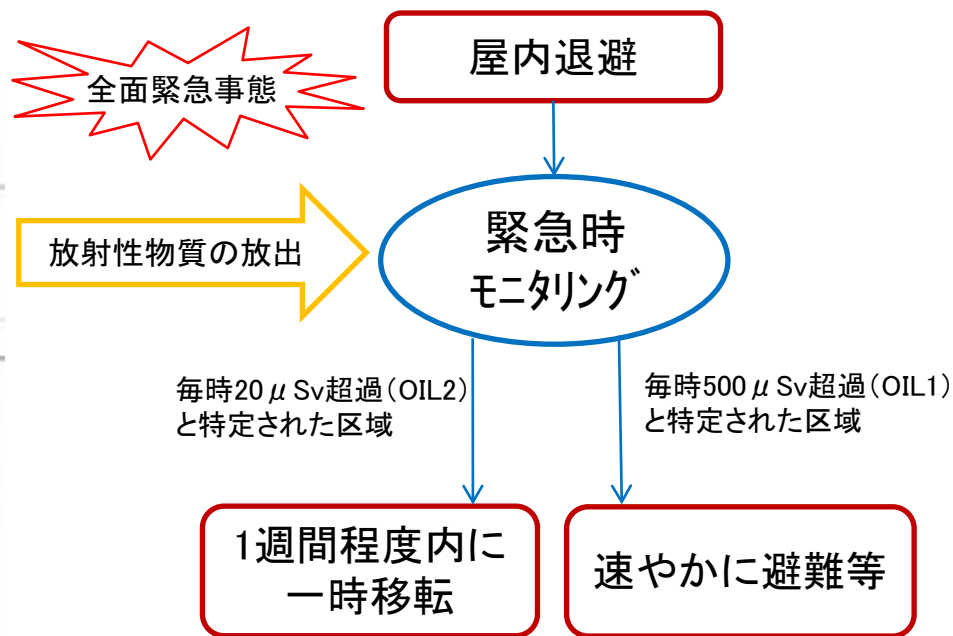
<対応のポイント>

1. 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は、屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う。また、OIL2に該当する毎時20 μ Sv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。

UPZ内の防護措置の基本的な流れ



出典：地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

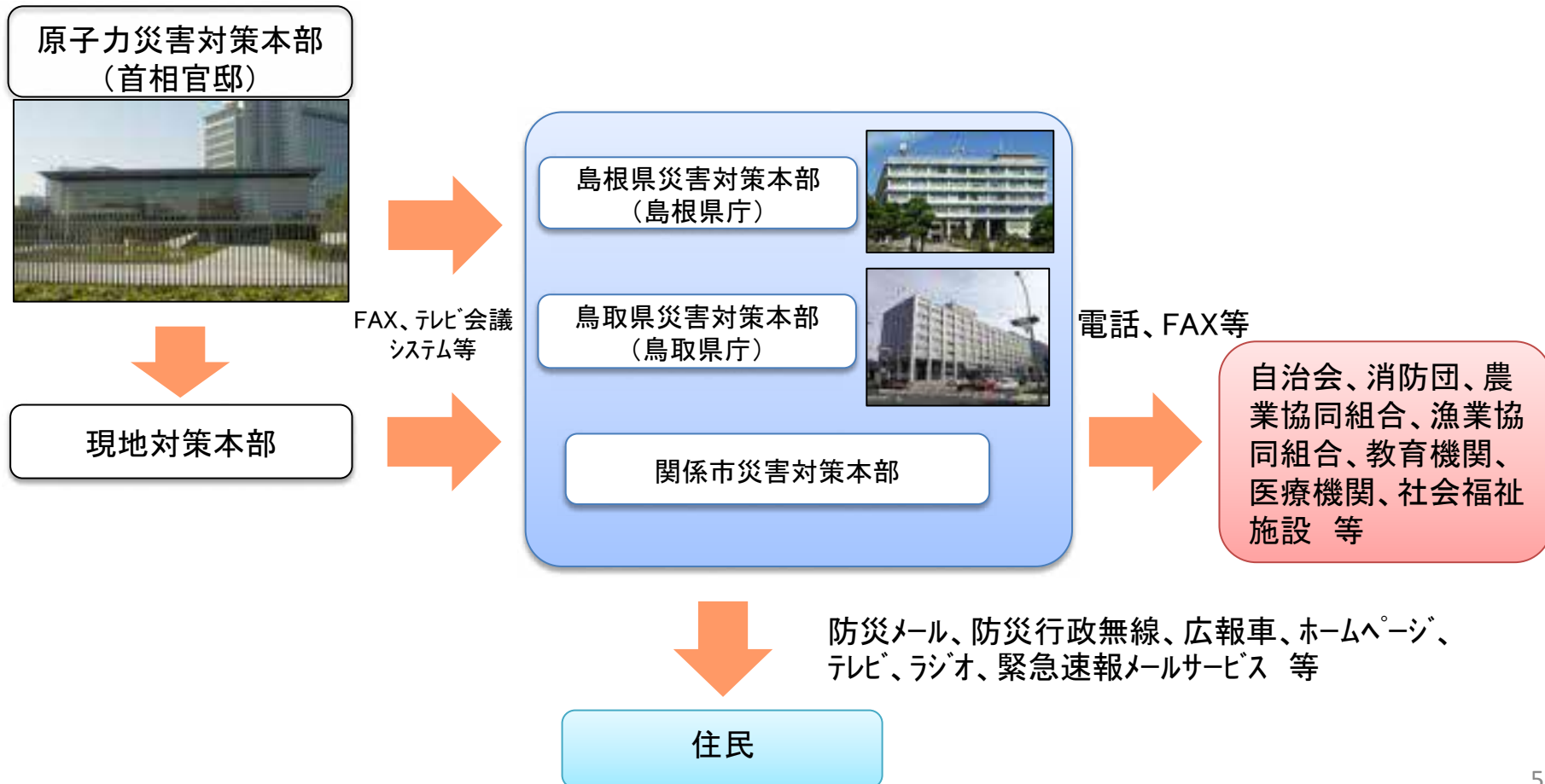
一時移転等に備えた関係者の対応

- 島根県、鳥取県及び関係市は、警戒事態で対策会議・災害警戒本部等を開催又は設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市は、動員計画等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 島根県及び鳥取県は、住民の一時移転等に備え、中国5県バス協会との「原子力災害時等における緊急輸送等の協定」等に基づき、バスの派遣準備を要請。



一時移転等を行う際の情報伝達

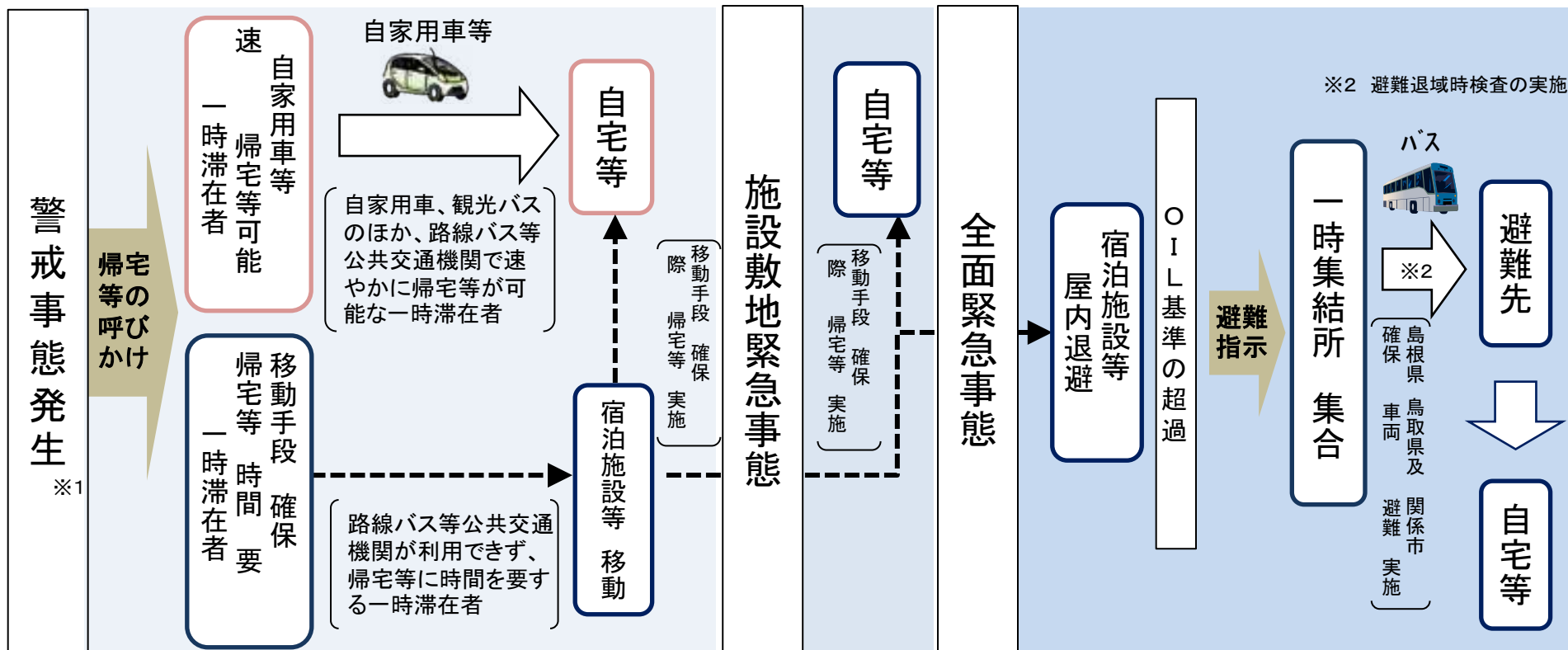
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に対し、FAXやテレビ会議システム等を用いて伝達。
- 島根県、鳥取県及び関係市から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災メール、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 島根県、鳥取県及び関係市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県、鳥取県及び関係市が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



※1 地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合

UPZ内住民の一時移転等

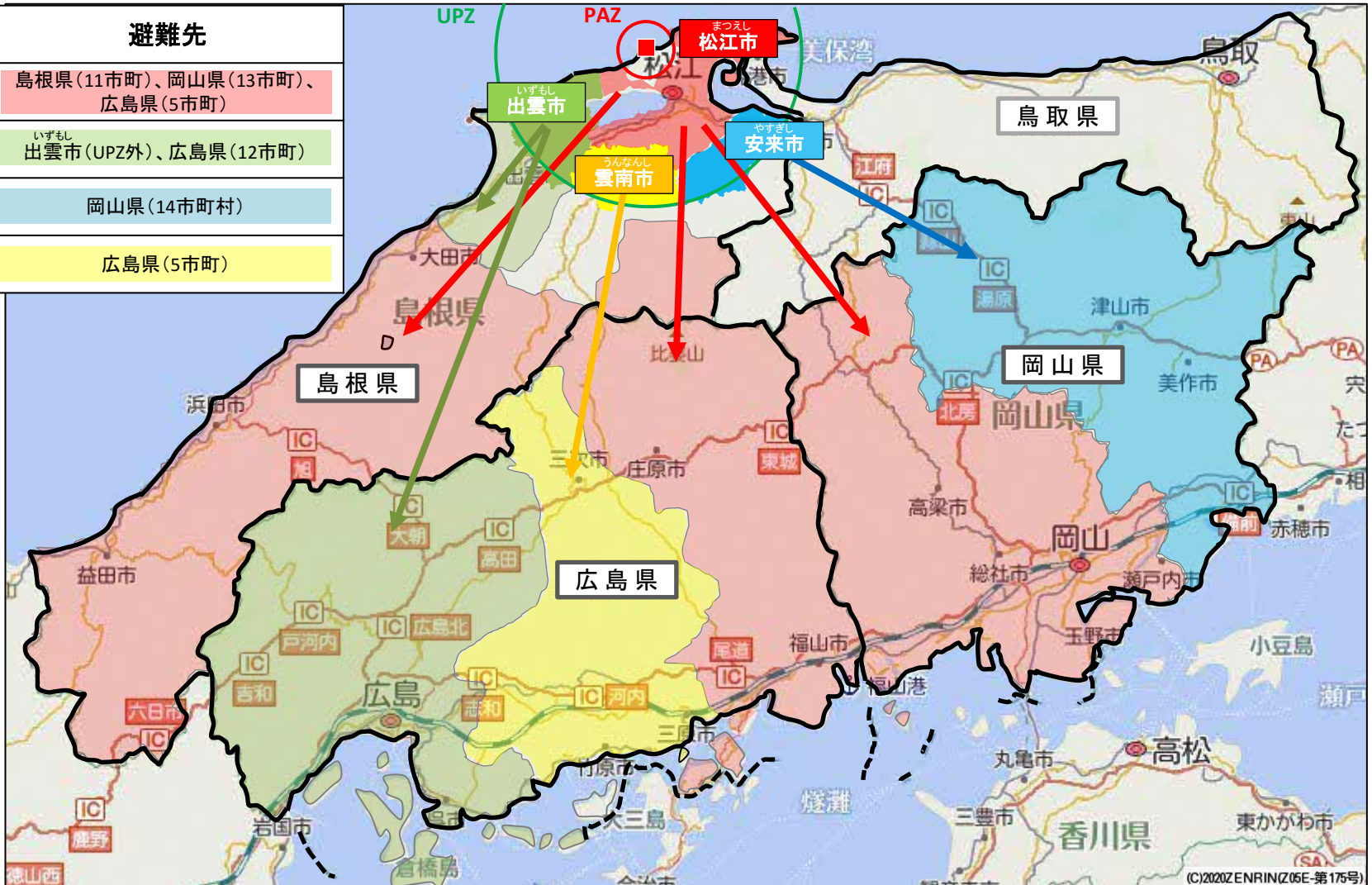
- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、島根県、鳥取県及び関係市が、実施に係る実務（避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市の避難計画等に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。
- 鳥取県では、鳥取県及び島根県内から避難する予定の施設が被災等するなどの不測の事態に備え、予備の避難受入地域（受入可能人数：15,000人）を確保している。

| 避難元 | | 避難先 | | 受入可能人数 |
|-------------------|---------------------------|-------------|---|-------------------------|
| 島根県 | まつえし 松江市 191,285人 | 島根県内(11市町) | はまだし ますだし おおだし ごうつし おくいずもちよう いいなんちよう かわもとまち みさとちよう おおなんちよう つわのちよう よしかちよう 浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町 | 119,030人 |
| | | 岡山県内(13市町) | おかやまし くらしきし たまのし かさおかし いばらし そうじゃし たかはしし にいみし あさくちし はやしまちよう さとしようちよう やかげちよう きびちゅうおうちよう 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町 | 97,205人 |
| | | 広島県内(5市町) | おのみちし ふくやまし ふちゅうし しょうぼらし じんせきこうげんちよう 尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町 | 127,182人 |
| | | | 小計 | 343,417人 |
| | いずもし 出雲市 122,778人 | 島根県内(1市) | いずもし 出雲市内 | 37,739人 |
| | | 広島県内(12市町) | ひろしまし くれし おおたけし ほつかいちし あきたかたし えたじまし ふちゅうちよう かいたちよう くまのちよう さかちよう あきおおたちよう きたひろしまちよう 広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町 | 102,383人 |
| | | 小計 | 140,122人 | |
| | やすぎし 安来市 32,919人 | 岡山県内(14市町村) | つやまし びぜんし せとうちし あかいわし まにわし みまさかし わけちよう しんじょうそん かがみのちよう しゅうおうちよう なぎちよう にしあわくらそん くめなんちよう みさきちよう 津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町 | 53,002人 |
| | うんなんし 雲南市 29,909人 | 広島県内(5市町) | たけはらし みはらし みよしし ひがしひろしまし せらちよう 竹原市、三原市、三次市、東広島市、世羅町 | 81,868人 |
| 鳥取県 | よなごし 米子市 37,455人 | 鳥取県内(6市町) | とっとりし くらよしし ゆりはまちよう みささちよう ことうらちよう ほくえいちよう 鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町 | 42,442人 |
| | さかいみなとし 境港市 33,663人 | 鳥取県内(3市町) | とっとりし いわみちよう やずちよう 鳥取市、岩美町、八頭町 | 39,312人 |
| 【共通】 災害状況による避難 | | 鳥取県内(9町村) | ひえづそん だいせんちよう ほうきちよう なんぶちよう こうふちよう ひのちよう にちなんちよう わかさちよう ちづちよう 日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町、若桜町、智頭町 | 15,000人 ^(概数) |
| 合計 | 448,009人 | | 合計 | 715,163人 |

島根県におけるUPZ内住民の避難先

- UPZ内にある島根県内各市の住民の避難先は、島根県内及び県外(岡山県・広島県)において確保。
- 島根県では、避難先自治体による避難受入の円滑化等を図るため、「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」を作成。

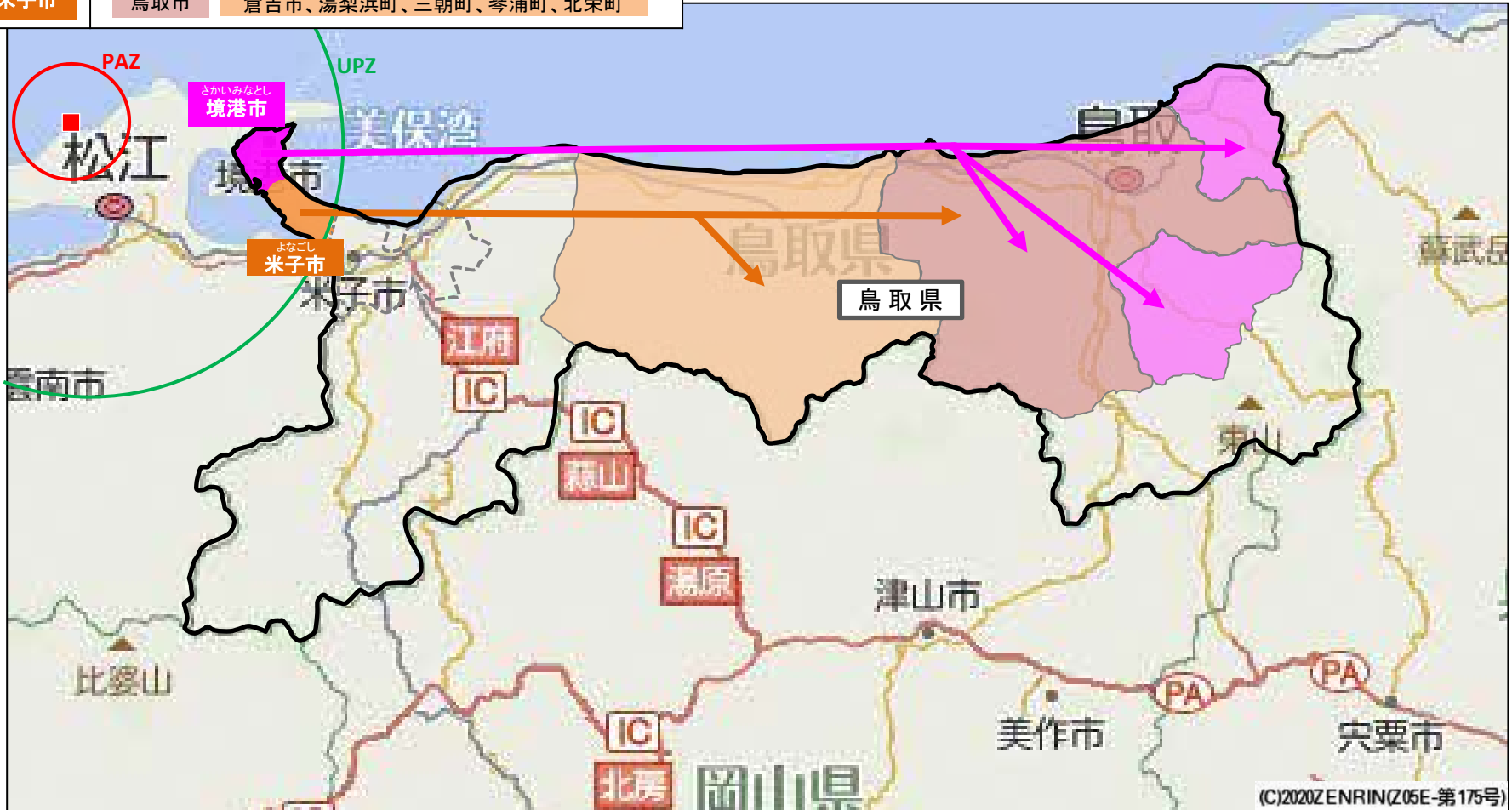
| 避難元 | 避難先 |
|-------------|----------------------------------|
| まつえし 松江市 | 島根県(11市町)、岡山県(13市町)、 広島県(5市町) |
| いずもし 出雲市 | いずもし 出雲市(UPZ外)、広島県(12市町) |
| やすぎし 安来市 | 岡山県(14市町村) |
| うなんし 雲南市 | 広島県(5市町) |



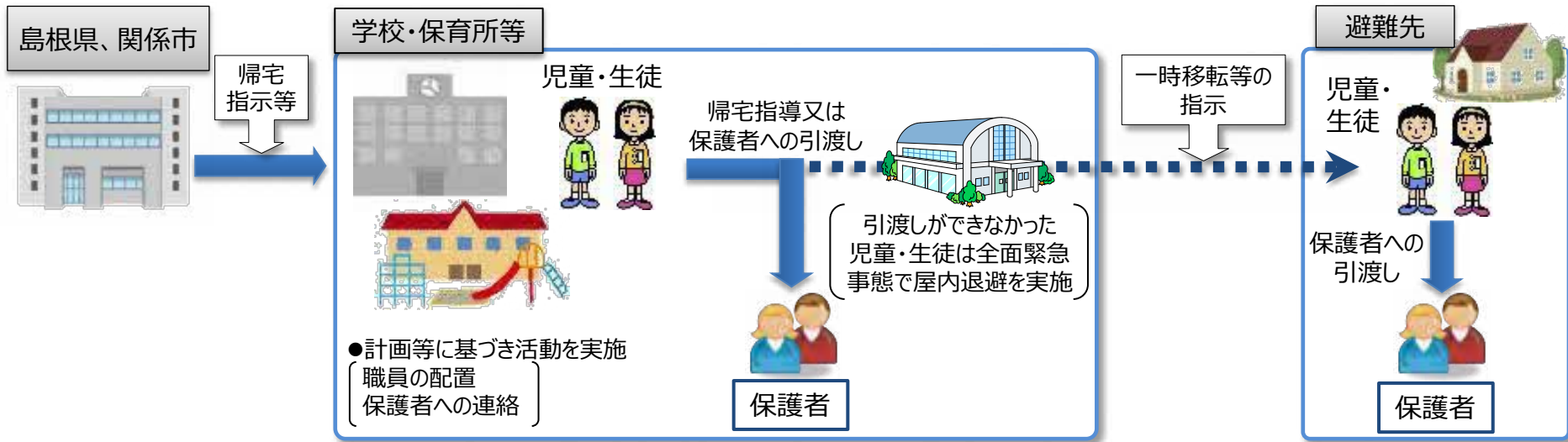
鳥取県におけるUPZ内住民の避難先

➤ UPZ内にある鳥取県内各市の住民の避難先は、鳥取県内において確保。

| 避難元 | 避難先 | |
|----------------|--------------|--|
| さかいみなとし 境港市 | とっとりし 鳥取市 | いわみちよう やずちよう 岩美町、八頭町 |
| よなごし 米子市 | とっとりし 鳥取市 | くらよし ゆりはまちよう みささちよう ことらちよう ほくえいちよう 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町 |

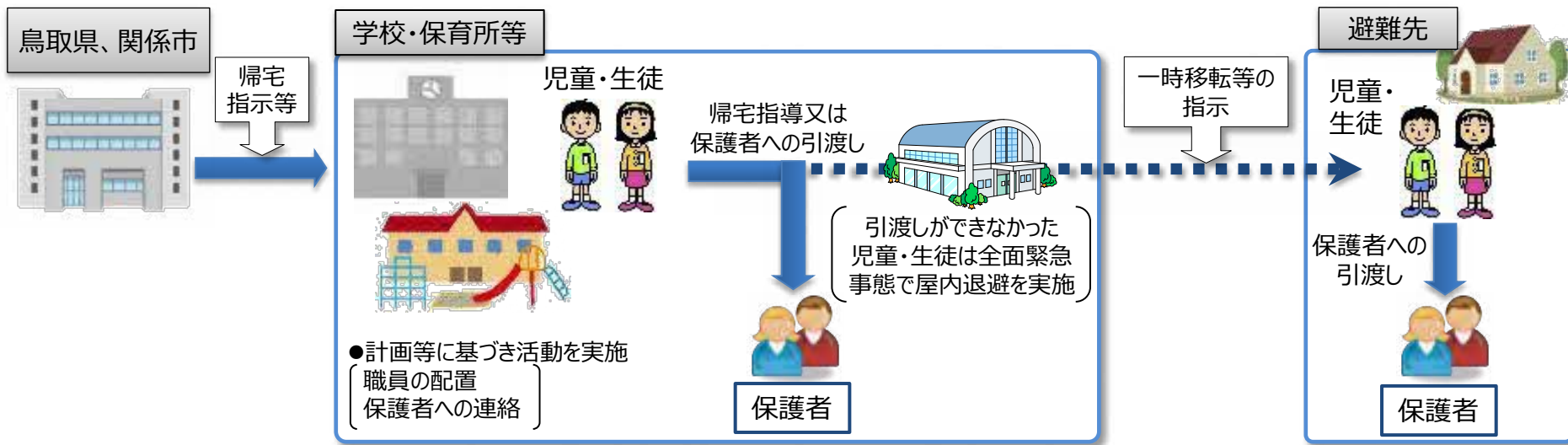


- 島根県及び島根県内関係市では、警戒事態以降、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZ内の学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



| UPZ内の教育機関数 | まつえし 松江市 | | いづもし 出雲市 | | やすぎし 安来市 | | うんなんし 雲南市 | | 合計 | |
|------------|----------|---------|----------|---------|----------|--------|-----------|--------|-------|---------|
| | 教育機関数 | 児童・生徒数 | 教育機関数 | 児童・生徒数 | 教育機関数 | 児童・生徒数 | 教育機関数 | 児童・生徒数 | 教育機関数 | 児童・生徒数 |
| 保育所・幼稚園等 | 113 | 8,602人 | 71 | 6,397人 | 19 | 1,249人 | 21 | 1,186人 | 224 | 17,434人 |
| 小学校 | 30 | 10,027人 | 23 | 6,639人 | 13 | 1,671人 | 11 | 1,507人 | 77 | 19,844人 |
| 中学校 | 17 | 4,915人 | 9 | 3,336人 | 4 | 902人 | 5 | 820人 | 35 | 9,973人 |
| 義務教育学校 | 2 | 994人 | — | — | — | — | — | — | 2 | 994人 |
| 高等学校 | 12 | 5,758人 | 5 | 2,849人 | 2 | 689人 | 2 | 700人 | 21 | 9,996人 |
| 特別支援学校 | 5 | 396人 | — | — | 1 | 15人 | 1 | 10人 | 7 | 421人 |
| 合計 | 179 | 30,692人 | 108 | 19,221人 | 39 | 4,526人 | 40 | 4,223人 | 366 | 58,662人 |

- 鳥取県及び鳥取県内関係市は、施設敷地緊急事態等の段階で、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZ内の学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



| UPZ内の教育機関数 | 米子市 <small>よなごし</small> | | 境港市 <small>さかいみなとし</small> | | 合計 | |
|------------|-------------------------|--------|----------------------------|--------|-------|--------|
| | 教育機関数 | 児童・生徒数 | 教育機関数 | 児童・生徒数 | 教育機関数 | 児童・生徒数 |
| 保育所・幼稚園等 | 16 | 1,015人 | 16 | 1,215人 | 32 | 2,230人 |
| 小学校 | 6 | 1,202人 | 6 | 1,675人 | 12 | 2,877人 |
| 中学校 | 3 | 624人 | 3 | 804人 | 6 | 1,428人 |
| 高等学校 | 1 | 124人 | 2 | 994人 | 3 | 1,118人 |
| 高等専門学校 | 1 | 1,059人 | — | — | 1 | 1,059人 |
| 合計 | 27 | 4,024人 | 27 | 4,688人 | 54 | 8,712人 |

※ 令和2年度に鳥取県で調査した数

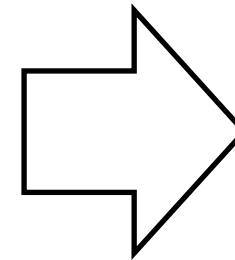
島根県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、島根県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(303施設9,255人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、島根県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(451施設8,991人)の利用者は、警戒事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

< UPZ内 >

< UPZ外 >

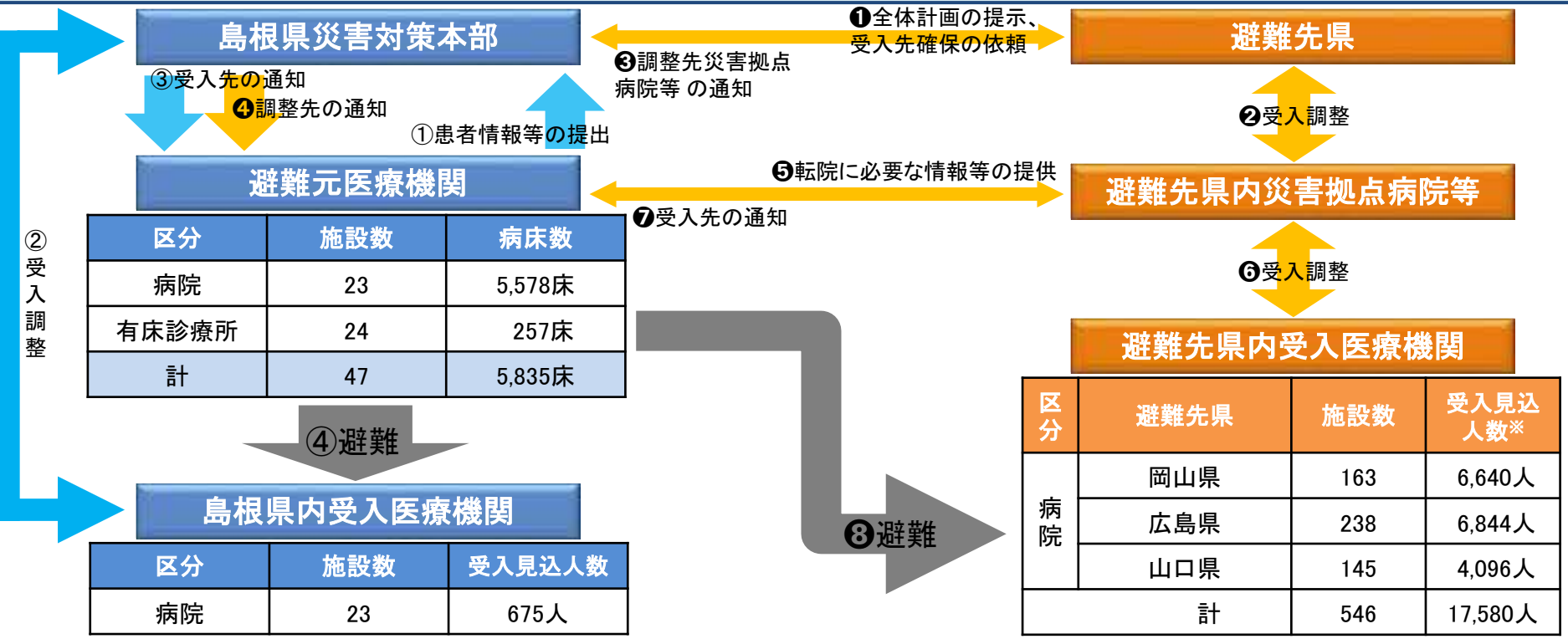
| 施設区分 | | 避難元施設 | |
|----------------|------------------|-------------|-------------|
| | | 施設数 (施設) | 入所定員 (人) |
| 医療機関(病院・有床診療所) | | 47 | 5,835 |
| 社会福祉施設 (入所) | 介護保険施設等 | 213 | 7,835 |
| | 障害福祉サービス 事業所等 | 90 | 1,420 |
| | 小計 | 303 | 9,255 |
| 合計 | | 350 | 15,090 |



施設ごとの避難
計画等に基づき
避難

| 避難先施設 | |
|---------------|---------------|
| 受入施設数 (施設) | 受入見込人数 (人) |
| 569 | 18,255 |
| 395 | 31,417 |
| 964 | 49,672 |

- 島根県のUPZ内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、47施設5,835床)は、原子力災害時の対応手順等を定めた個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合、入院患者の病態や家族等の避難先を考慮し、島根県が受入先の確保フローに基づき、島根県、岡山県及び広島県内の医療機関から受入先を確保。なお不足する場合には、島根県が山口県に協力を依頼し、山口県内の医療機関から受入先を追加的に確保。



※受入見込人数は各病院の平均空床数の合計

受入先の確保フロー

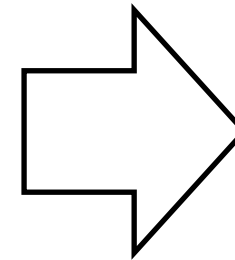
- UPZ内の全ての医療機関は、全面緊急事態までに入院患者に係る情報を島根県に提出。その後、一時移転等の指示が見込まれる段階で、該当医療機関は島根県の求めに応じて避難計画を立案し、提出。
- 島根県は、提出された患者情報を基に、県内医療機関と調整し、受入先を確保。
①②③④ (県内受入先が不足する場合など)
島根県は、必要に応じ、岡山県・広島県・山口県に協力を依頼し、各県を通じ、調整先となる災害拠点病院等を特定して避難元医療機関に通知。
- 島根県は、避難元医療機関に対し、避難先医療機関を通知。
⑤⑥⑦ 避難元医療機関は、調整先の災害拠点病院等に対し転院に必要な情報等を提供。災害拠点病院等は、担当管内の医療機関と調整し、受入先を確保して避難元医療機関に通知。
- ⑧ 避難元医療機関は、通知された避難先医療機関等と連絡を取り合い、転院に必要な情報を提供し、一時移転等を実施。

- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、鳥取県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(50施設1,327人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、鳥取県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(65施設1,599人)の利用者は、施設敷地緊急事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

< UPZ内 >

< UPZ外 >

| 施設区分 | | 避難元施設 | |
|----------------|------------------|-------------|-------------|
| | | 施設数 (施設) | 入所定員 (人) |
| 医療機関(病院・有床診療所) | | 6 | 326 |
| 社会福祉施設 (入所) | 介護保険施設等 | 29 | 1,113 |
| | 障害福祉サービス 事業所等 | 21 | 214 |
| | 小計 | 50 | 1,327 |
| 合計 | | 56 | 1,653 |

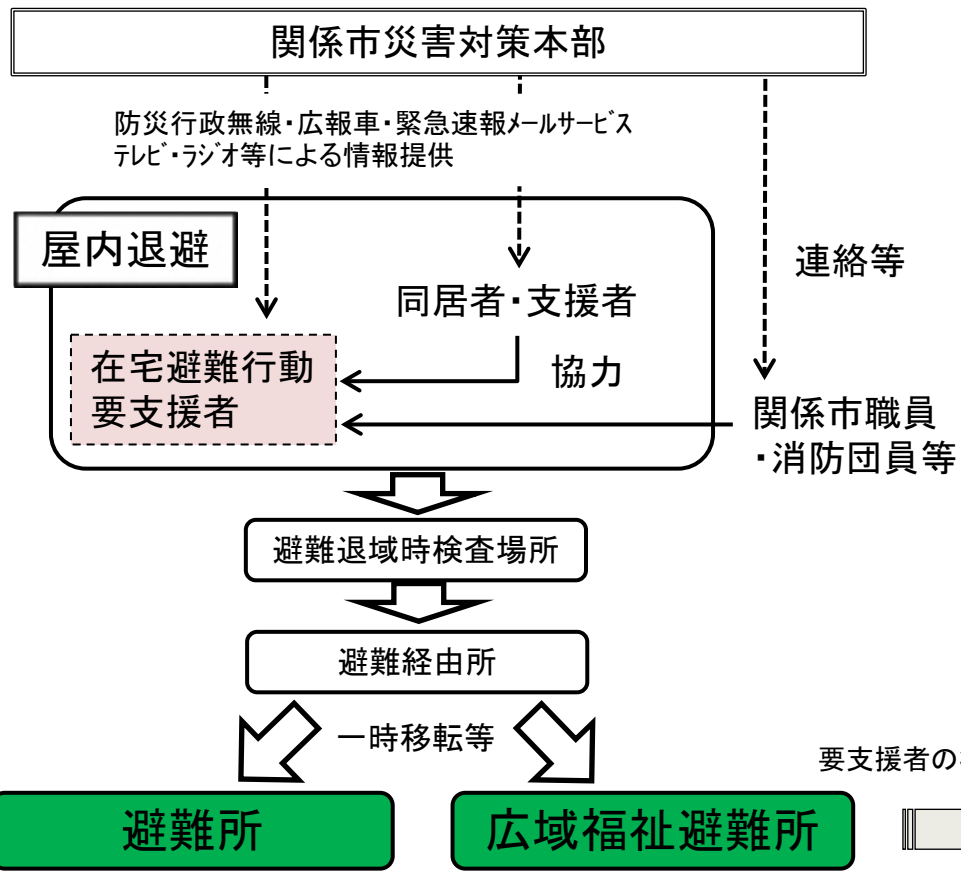


施設ごとの避難
計画等に基づき
避難

| 避難先施設 | |
|---------------|---------------|
| 受入施設数 (施設) | 受入見込人数 (人) |
| 11 | 600 |
| 133 | 1,416 |
| 144 | 2,016 |

島根県におけるUPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

| | UPZ内(人) |
|-------------|-----------------|
| まつえし 松江市 | 24,039人(3,792人) |
| いずもし 出雲市 | 4,215人(1,628人) |
| やすぎし 安来市 | 2,462人(1,323人) |
| うなんし 雲南市 | 1,409人(1,193人) |
| 合計 | 32,125人(7,936人) |

※ ()内は支援者有り
※ 令和元年12月末時点

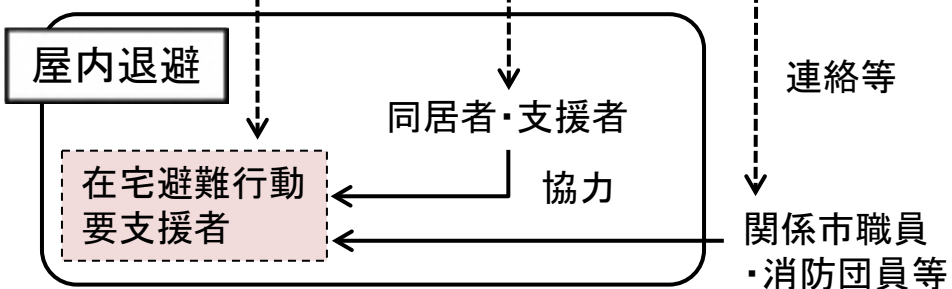
要支援者の状況に応じて移動

鳥取県におけるUPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した広域避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

関係市災害対策本部

防災行政無線・広報車・緊急速報メールサービス
テレビ・ラジオ等による情報提供



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

| | UPZ内(人) |
|----------------|----------------|
| よなごし 米子市 | 4,511人(833人) |
| さかいみなとし 境港市 | 2,484人(607人) |
| 合計 | 6,995人(1,440人) |

※ ()内は支援者有り
※ 令和元年12月末時点

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、島根県内のUPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が452台、ストレッチャー車両が202台に対して、島根県内や協定を締結している中国地方のタクシー事業者等における保有車両数はそれぞれ、1,862台と255台であり、必要車両台数を確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

| | 車椅子車両 | ストレッチャー車両 | 備考 |
|--------|--------|-----------|--|
| 在宅 | 2,073台 | 632台 | |
| 医療機関 | 1,322台 | 1,514台 | |
| 社会福祉施設 | 2,930台 | 670台 | |
| 合計 | 6,325台 | 2,816台 | 車椅子車両、ストレッチャー車両ともに1台当たり1名の要支援者を搬送することを想定 |
| 必要車両台数 | 452台 | 202台 | ピストン輸送(14往復)を想定 |



| | | | |
|----------------------|--------|------|---|
| 福祉車両保有台数 | 1,862台 | 255台 | |
| 島根県内 | 1,460台 | 167台 | 島根県内 <small>おきぐん</small> (隠岐郡を除く)の社会福祉施設及びタクシー事業者の保有台数の合計 |
| 中国地方 (島根県、鳥取県を除く) | 402台 | 88台 | 島根県、鳥取県を除く中国地方3県のタクシー事業者の保有台数の合計 |

※ この他、中国電力の確保する福祉車両(52台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、鳥取県内のUPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が74台、ストレッチャー車両が40台に対して、鳥取県内や協定を締結している中国地方のタクシー事業者等における保有車両数はそれぞれ、1,187台と287台であり、必要車両台数を確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

| | 車椅子車両 | ストレッチャー車両 | 備考 |
|--------|--------|-----------|--|
| 在宅 | 403台 | 233台 | |
| 医療機関 | 92台 | 145台 | |
| 社会福祉施設 | 535台 | 177台 | |
| 合計 | 1,030台 | 555台 | 車椅子車両、ストレッチャー車両ともに1台当たり1名の要支援者を搬送することを想定 |
| 必要車両台数 | 74台 | 40台 | ピストン輸送(14往復)を想定 |



| | | | |
|----------------------|--------|------|----------------------------------|
| 福祉車両保有台数 | 1,187台 | 287台 | |
| 鳥取県内 | 785台 | 199台 | 鳥取県内の社会福祉施設及びタクシー事業者の保有台数の合計 |
| 中国地方 (鳥取県、島根県を除く) | 402台 | 88台 | 鳥取県、島根県を除く中国地方3県のタクシー事業者の保有台数の合計 |

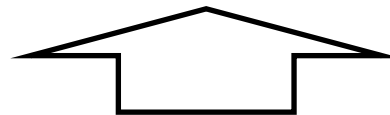
※ この他、中国電力の確保する福祉車両(52台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ内の一時移転等における輸送能力の確保（島根県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、島根県におけるUPZ内全域が、原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数37,690人、必要車両数1,079台に対して、島根県内及び協定を締結している中国地方のバス会社の保有車両数は6,031台と必要車両台数を確保（県外のバス会社からの調達についてはP69参照）。

| | | まつえし 松江市 | いずもし 出雲市 | やすぎし 安来市 | うんなんし 雲南市 | 合計 |
|-----------------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|----------|
| 対象人数 (想定)(人) | UPZ内人口 ※1 | 191,285人 | 122,778人 | 32,919人 | 29,909人 | 376,891人 |
| | バスによる一時移転等 が必要となる住民 ※2 | 19,129人 | 12,278人 | 3,292人 | 2,991人 | 37,690人 |
| 必要車両台数 ※3 | | 547台 | 351台 | 95台 | 86台 | 1,079台 |



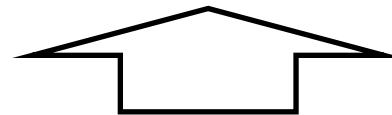
※1 令和2年12月末現在
 ※2 住民の10%がバスによる一時移転等が必要となると想定
 ※3 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

| | | |
|------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 島根県内のバス会社 保有車両 | 681台 （令和2年8月時点） | 島根県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達 |
| 中国地方のバス会社 保有車両 （島根県、鳥取県を除く。） | 5,350台 （令和2年8月時点） | 島根県が中国地方のバス会社から 必要な輸送手段を調達 |

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、鳥取県におけるUPZ内全域が、原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数7,113人、必要車両数205台に対して、鳥取県内及び協定を締結している中国地方のバス会社の保有車両数は5,860台と必要車両台数を確保（県外のバス会社からの調達についてはP69参照）。

| | | よなごし 米子市 | さかいみなとし 境港市 | 合計 |
|-----------------|---------------------------|-------------|----------------|---------|
| 対象人数 (想定)(人) | UPZ内人口 ※1 | 37,455人 | 33,663人 | 71,118人 |
| | バスによる一時移転等 が必要となる住民 ※2 | 3,746人 | 3,367人 | 7,113人 |
| 必要車両台数 ※3 | | 108台 | 97台 | 205台 |



※1 令和2年12月末現在
 ※2 住民の10%がバスによる一時移転等が必要となると想定
 ※3 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

| | | |
|--------------------------------|------------------|-------------------------------|
| 鳥取県内のバス会社 保有車両 | 510台(令和2年8月時点) | 鳥取県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達 |
| 中国地方のバス会社保有車両 (鳥取県、島根県を除く。) | 5,350台(令和2年8月時点) | 鳥取県が中国地方のバス会社から 必要な輸送手段を調達 |

※ なお、鳥取県は、中国地方のバス協会会員である事業者から輸送手段を確保できない場合、関西広域連合(管内バス会社保有台数 17,156台)に対し協力を要請し、必要な輸送能力を確保する。

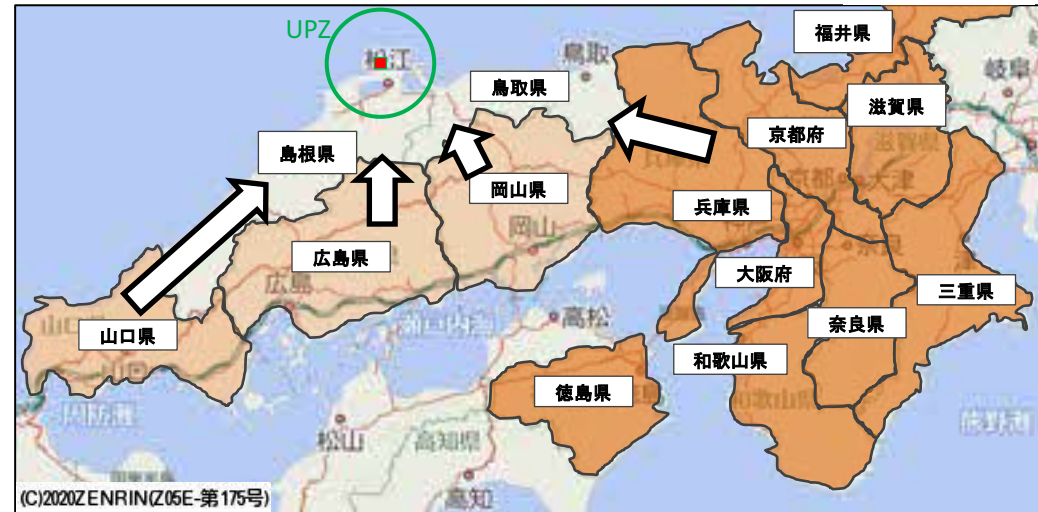
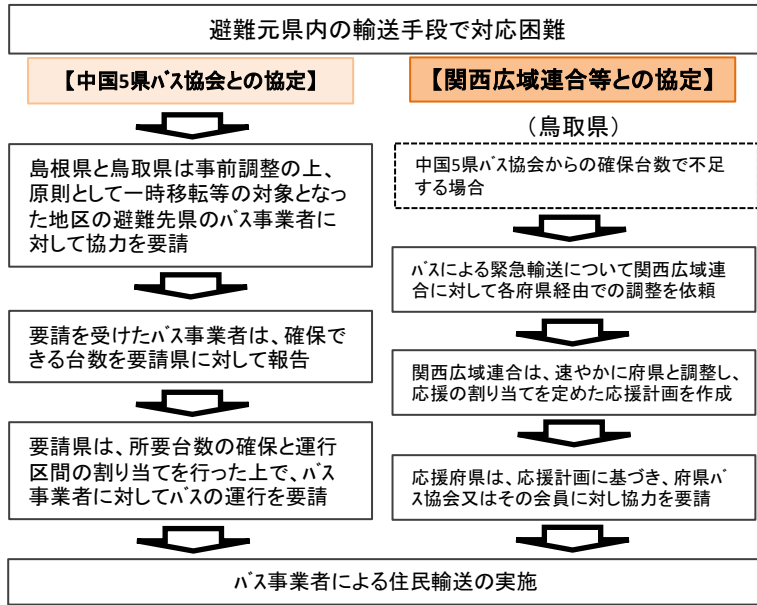
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

国、関係機関による輸送能力の確保

島根県、鳥取県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 中国地方3県のバス協会員である事業者から輸送手段を調達。
※平成29年4月に島根・鳥取両県及び中国5県バス協会にて「原子力災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結
- また、鳥取県においては、状況に応じて関西広域連合に要請し、広域連合の構成府県及び連携県等の関係団体から輸送手段を確保。
※平成27年12月に近畿2府8県並びに関西広域連合と各府県バス協会にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【協定に基づく要請フロー】



(令和2年8月時点)

| 府県名 | (島根県) | (鳥取県) | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 福井県 | 三重県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 |
|---------|---------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|------|-----|
| 保有台数(台) | 681 | 510 | 1,455 | 2,806 | 1,089 | 897 | 1,331 | 949 | 2,392 | 5,254 | 3,985 | 1,004 | 721 | 623 |
| | 計 5,350 | | | | | 計 17,156 | | | | | | | | |

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

おおの
地区名：大野
【基本経路】
国道431号→県道23号→(山陰IC)
→山陰自動車道→松江自動車道
→(雲南吉田IC)→国道54号

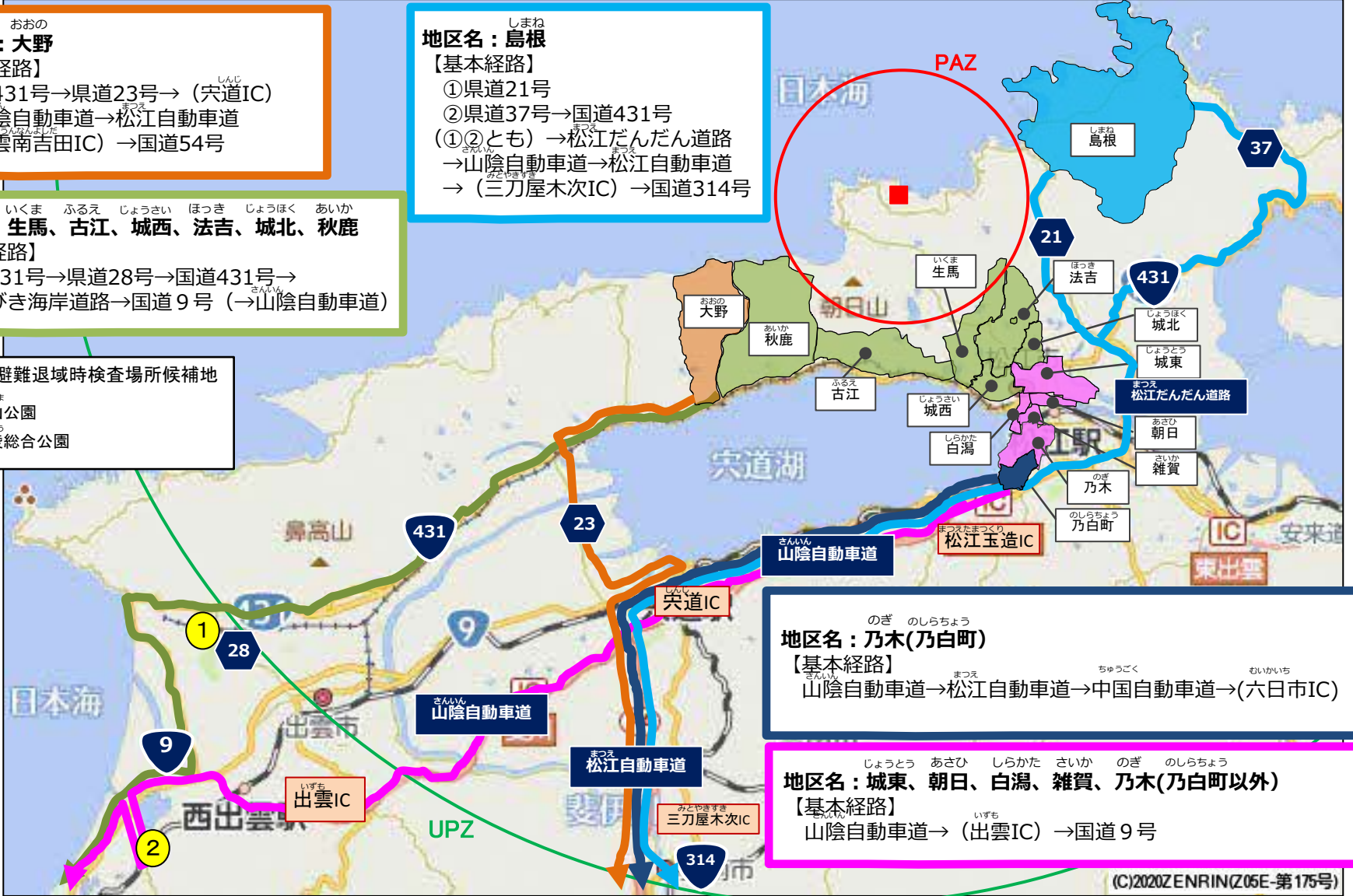
しまね
地区名：島根
【基本経路】
①県道21号
②県道37号→国道431号
(①②とも)→松江だんだん道路
→山陰自動車道→松江自動車道
→(三刀屋木次IC)→国道314号

いくま ふるえ じょうさい ほつき じょうほく あいか
地区名：生馬、古江、城西、法吉、城北、秋鹿
【基本経路】
国道431号→県道28号→国道431号→
くにびき海岸道路→国道9号(→山陰自動車道)

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 浜山公園
② 湖陵総合公園

のぎ のしらちょう
地区名：乃木(乃白町)
【基本経路】
山陰自動車道→松江自動車道→中国自動車道→(六日市IC)

じょうとう あさひ しらかた さいか のぎ のしらちょう
地区名：城東、朝日、白濁、雑賀、乃木(乃白町以外)
【基本経路】
山陰自動車道→(出雲IC)→国道9号



城北・法吉地区 避難先: 浜田市
 【避難経由所】 島根県立大学 他5
 →【避難所】 浜田水産高校 他51
 →【広域福祉避難所】 浜田市総合福祉センター 他9

城西地区 避難先: 江津市
 【避難経由所】 総合市民センター 他3
 →【避難所】 江東中学校 他16
 →【広域福祉避難所】 都治地域コミュニティ交流センター 他10

生馬・古江地区 避難先: 大田市
 【避難経由所】 瀬摩高校 他4
 →【避難所】 サンデー大田 他17
 →【広域福祉避難所】 県立男女共同参画センター 他6

大野地区 避難先: 飯南町
 【避難経由所】 道の駅赤菜高原
 →【避難所】 赤名農村環境改善センター 他10
 →【広域福祉避難所】 飯南町保健福祉センター 他2

島根地区 避難先: 奥出雲町
 【避難経由所】 三成公園 他1
 →【避難所】 仁多中学校 他14
 →【広域福祉避難所】 阿井コミュニティセンター 他5

秋鹿地区 避難先: 美郷町・川本町
 【避難経由所】 (美郷町) 防災公園
 (川本町) 悠色ふるさと会館
 →【避難所】 (美郷町) 邑智中学校 他1
 (川本町) 町民体育館 他3
 →【広域福祉避難所】 (美郷町) みさと館 他1
 (川本町) すこやかセンター 他1

白湯地区 避難先: 邑南町
 【避難経由所】 中野クラウド 他1
 →【避難所】 井原公民館 他4
 →【広域福祉避難所】 失上交流センター 他1

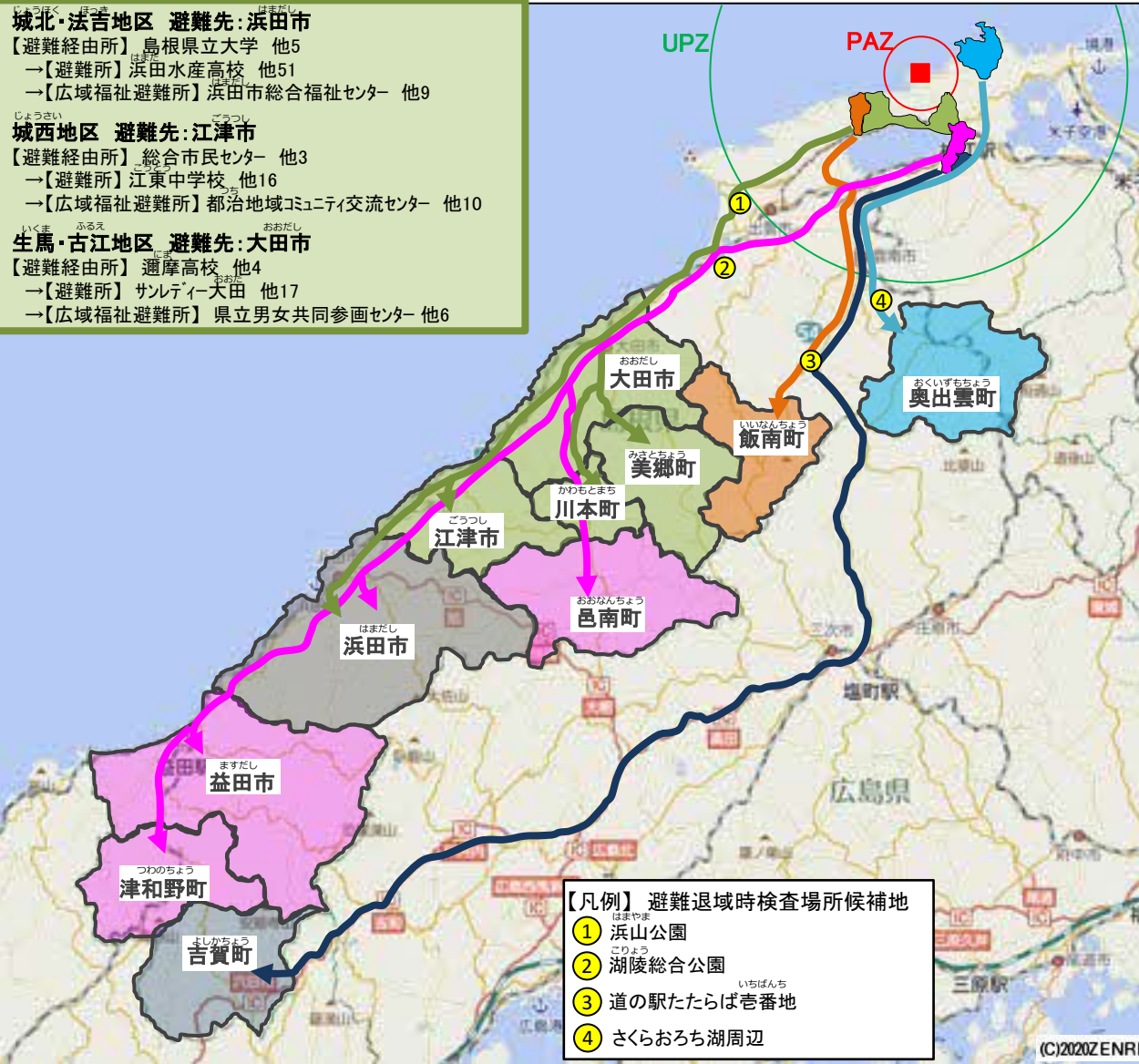
城東・朝日地区 避難先: 浜田市
 【避難経由所】 金城総合運動公園 他2
 →【避難所】 浜田商業高校 他31
 →【広域福祉避難所】 周布公民館 他11

乃木(上乃木・浜乃木)・雑賀地区 避難先: 益田市
 【避難経由所】 万葉公園 他1
 →【避難所】 市民体育館 他112
 →【広域福祉避難所】 島根県芸術文化センター 他15

乃木(乃木福富町・田和山町・西嫁島)地区 避難先: 津和野町
 【避難経由所】 道の駅なごみの里 他1
 →【避難所】 日原体育館 他1
 →【広域福祉避難所】 津和野町民センター 他1

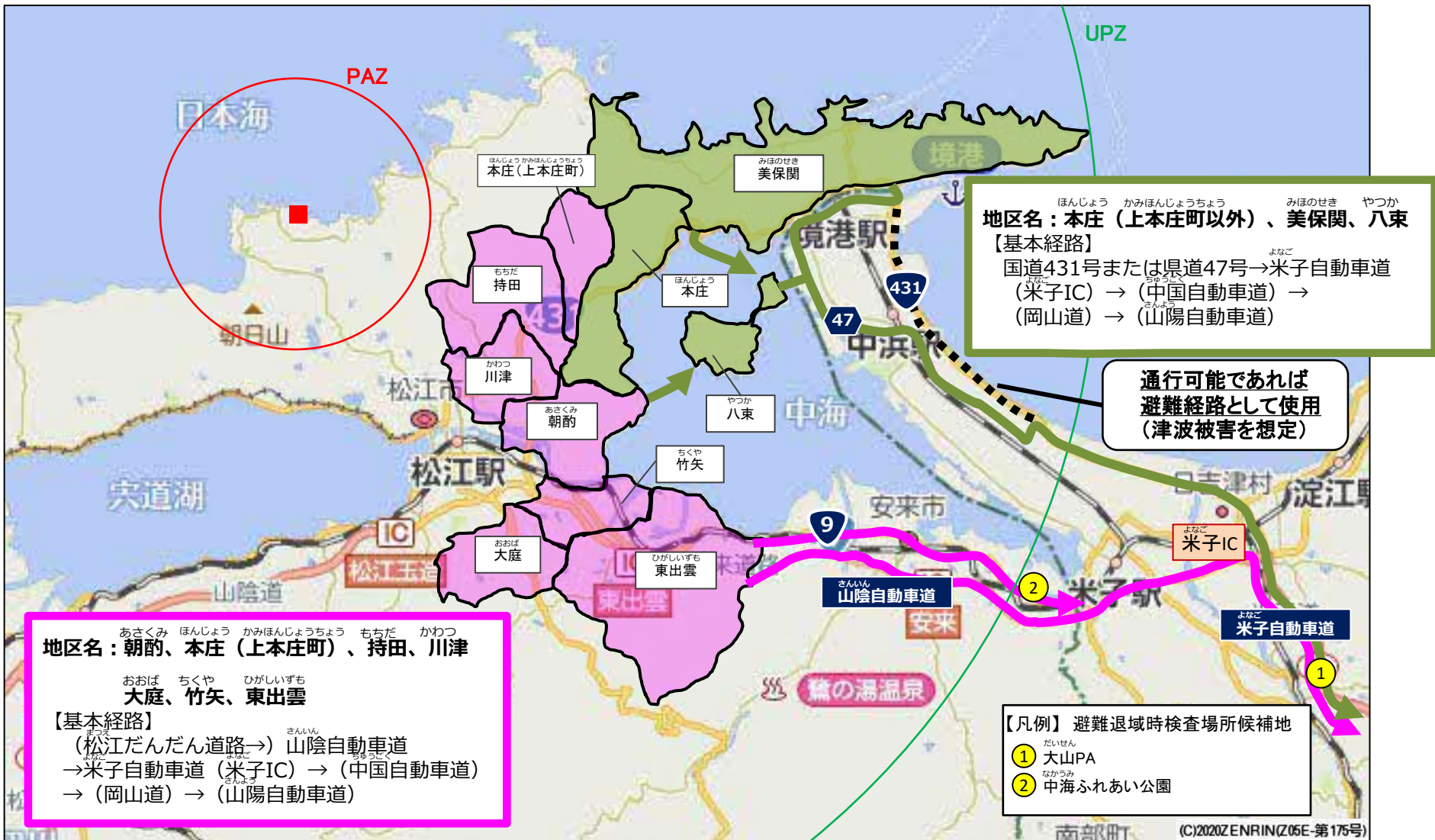
乃木(乃白町)地区 避難先: 吉賀町
 【避難経由所】 六日市中学校
 →【避難所】 町民六日市体育館 他3
 →【広域福祉避難所】 六日市基幹集落センター

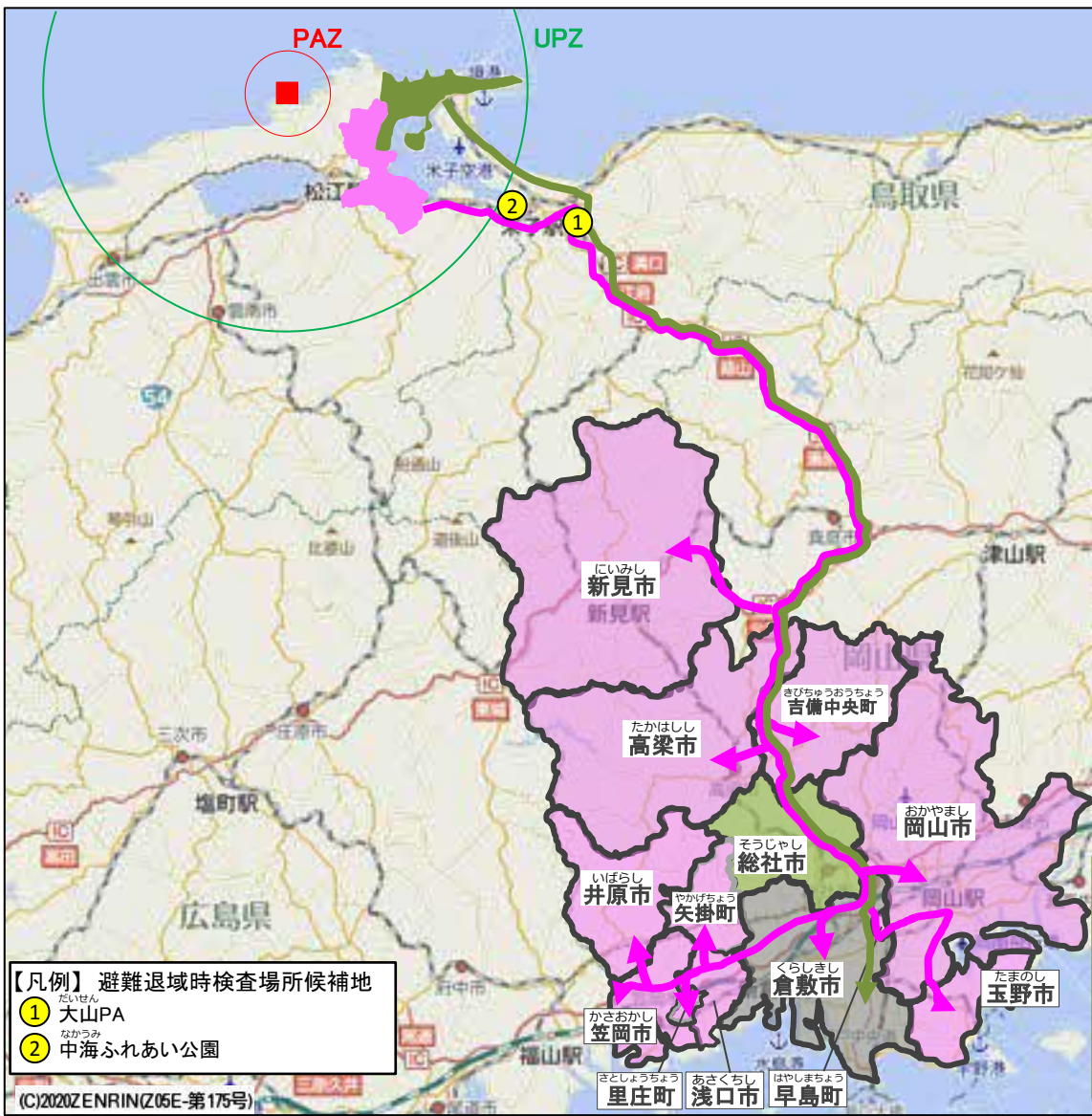
- 【凡例】 避難退域時検査場所候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖陵総合公園
 - ③ 道の駅たたらば壱番地
 - ④ さくらおろち湖周辺



(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



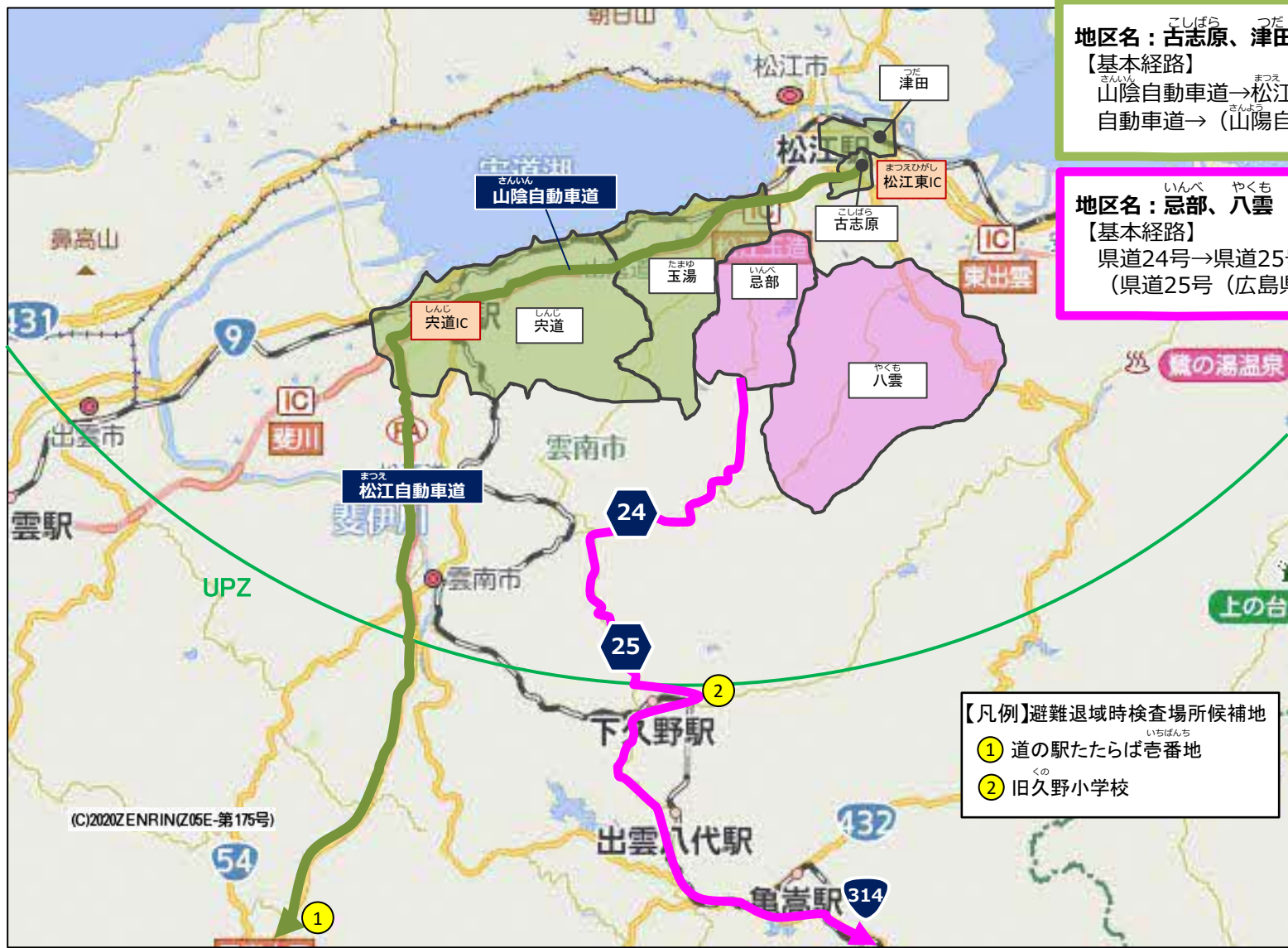


【凡例】避難退域時検査場所候補地
 ① 大山PA
 ② 中海ふれあい公園

(C)2020ZENRIN(205E-第175号)

- 東出雲地区 避難先:新見市、高梁市、吉備中央町、井原市**
 【避難経路所】(新見市)新見高校 他3、(高梁市)ききょう緑地グラウンド 他1、(吉備中央町)かもがわ総合スポーツ公園、(井原市)井原運動公園 他2
 →【避難所】(新見市)上市小学校 他16、(高梁市)高梁市民体育館 他10、(吉備中央町)かもがわ総合スポーツ公園体育館、(井原市)井原小学校 他25
 →【広域福祉避難所】(新見市)きらめき広場・哲西 他6、(高梁市)高梁総合文化会館 他1、(吉備中央町)かもがわ総合スポーツ公園体育館、(井原市)アクトライブ井原 他2
- 川津・大庭地区 避難先:岡山市**
 【避難経路所】岡山市サウスグレイズ 他7
 →【避難所】岡山御津高校 他55 →【広域福祉避難所】足守公民館 他30
- 竹矢地区 避難先:笠岡市、浅口市、矢掛町、里庄町、吉備中央町**
 【避難経路所】(笠岡市)笠岡総合スポーツ公園、(浅口市)金光スポーツ公園 他2、(矢掛町)B&G海洋センター 他2、(里庄町)つばきの丘運動公園
 →【避難所】(笠岡市)笠岡総合体育館 他1、(浅口市)市立天草公園体育館 他5、(矢掛町)B&G海洋センター 他2、(里庄町)里庄中学校 他2
 →【広域福祉避難所】(笠岡市)老人福祉センター 他1、(浅口市)健康福祉センター、(矢掛町)矢掛老人福祉センター、(里庄町)老人福祉センター、(吉備中央町)やすらぎ事業所 他2
- 本庄(上本庄町)地区 避難先:早島町**
 【避難経路所】コンバックス岡山
 →【避難所】早島中学校 他1 →【広域福祉避難所】早島ドリームハウス 他1
- 持田地区 避難先:倉敷市**
 【避難経路所】水島緑地福田公園
 →【避難所】郷内中学校 他12 →【広域福祉避難所】ライブパーク倉敷 他6
- 朝酌地区 避難先:玉野市**
 【避難経路所】みやま公園 他1
 →【避難所】東児中学校 他12
 →【広域福祉避難所】すこやかセンター 他2
- 本庄(上本庄町以外)・美保関地区 避難先:倉敷市**
 【避難経路所】水島緑地福田公園
 →【避難所】新田中学校 他27 →【広域福祉避難所】ライブパーク倉敷 他6
- 八東地区 避難先:総社市、玉野市、里庄町**
 【避難経路所】(総社市)総社スポーツセンター 他1
 →【避難所】(総社市)きびじアリーナ 他2
 →【広域福祉避難所】(総社市)総合文化センター 他6、(玉野市)すこやかセンター 他2、(里庄町)老人福祉センター

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



地区名：古志原、津田、宍道、玉湯
【基本経路】
山陰自動車道→松江自動車道→尾道
自動車道→（山陽自動車道）

地区名：忌部、八雲
【基本経路】
県道24号→県道25号→国道314号→
（県道25号（広島県））

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 道の駅たたらばき番地
② 旧久野小学校

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)



古志原地区 避難先: 尾道市
 【避難経由所】東尾道市民スポーツ広場 他4
 →【避難所】山波小学校 他53 →【広域福祉避難所】長者原スポーツセンター 他1

津田地区 避難先: 福山市
 【避難経由所】竹ヶ端運動公園
 →【避難所】神村小学校 他70
 →【広域福祉避難所】※福山市が「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している施設 51

中央地区 避難先: 福山市
 【避難経由所】福山平成大学
 →【避難所】駅家小学校 他56
 →【広域福祉避難所】※福山市が「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している施設 51

玉湯地区 避難先: 府中市
 【避難経由所】府中市中須グラウンド 他3
 →【避難所】国府小学校 他37 →【広域福祉避難所】市立保健福祉総合センター 他3

忌部地区 避難先: 神石高原町
 【避難経由所】帝釈峡スコラ高原神石コスモドーム駐車場
 →【避難所】総合交流センターじんせきの里 他3 →【広域福祉避難所】三和公民館

八雲地区 避難先: 庄原市
 【避難経由所】備北丘陵公園第5駐車場 他1
 →【避難所】庄原市民会館 他22 →【広域福祉避難所】庄原市西城自治振興センター 他1

【凡例】避難退域時検査場所候補地

- ① 道の駅たたらば番地
- ② 旧久野小学校

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



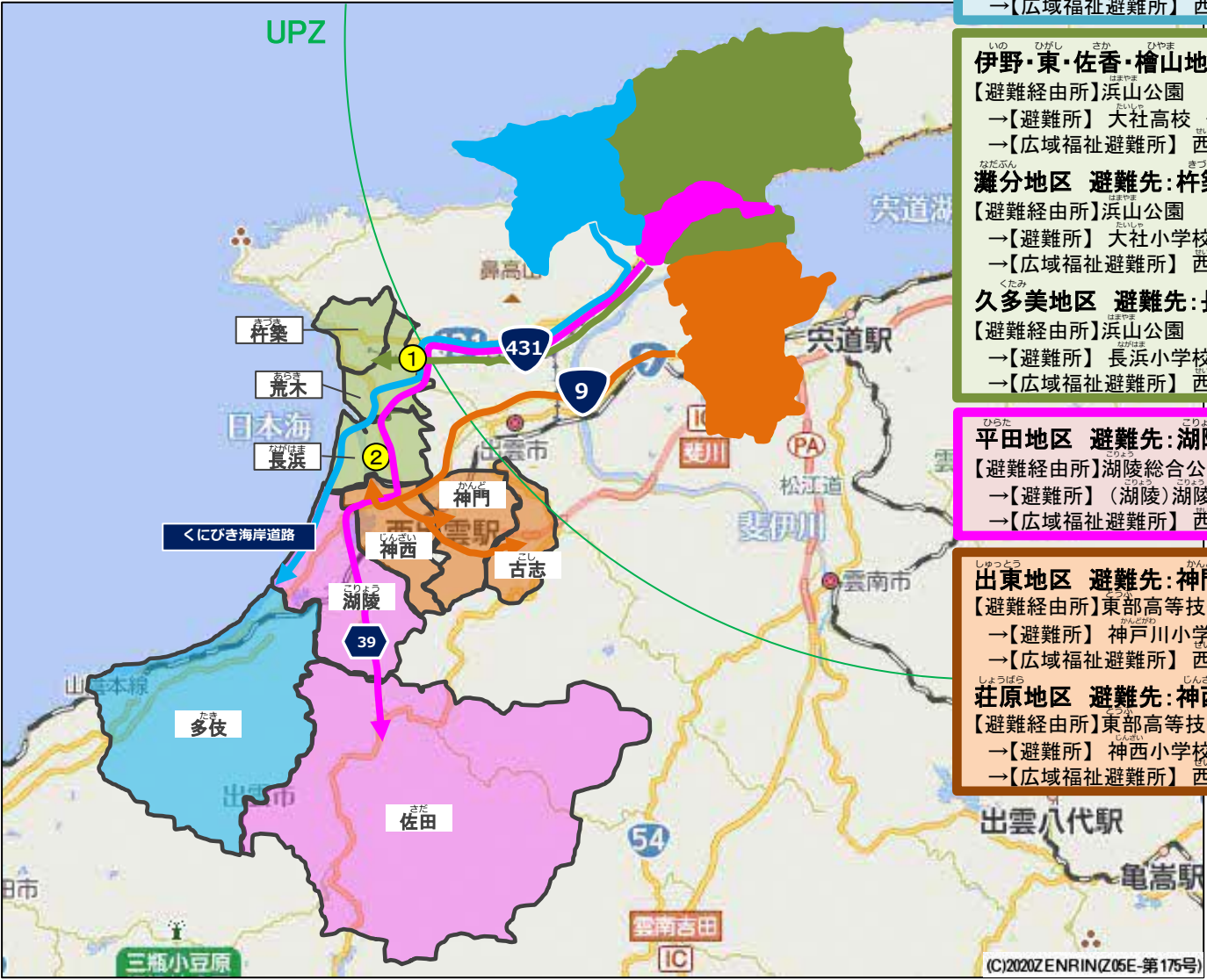
地区名：北浜、西田
【基本経路】
県道250号→県道275号→国道431号→くにびき海岸道路

地区名：伊野、東、佐香、檜山、灘分、久多美
【基本経路】
国道431号→県道28号

地区名：平田
【基本経路】
国道431号→県道28号→国道431号→県道39号

地区名：出東、荘原
【基本経路】
国道9号→国道431号

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 浜山公園
② 東部高等技術校



北浜・西田地区 避難先: 多伎地区
 【避難経由所】道の駅キララ多伎
 →【避難所】旧田儀小学校 他5
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

伊野・東・佐香・檜山地区 避難先: 荒木地区
 【避難経由所】浜山公園
 →【避難所】大社高校 他4
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

灘分地区 避難先: 杵築地区
 【避難経由所】浜山公園
 →【避難所】大社小学校 他6
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

久多美地区 避難先: 長浜地区
 【避難経由所】浜山公園
 →【避難所】長浜小学校 他5
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

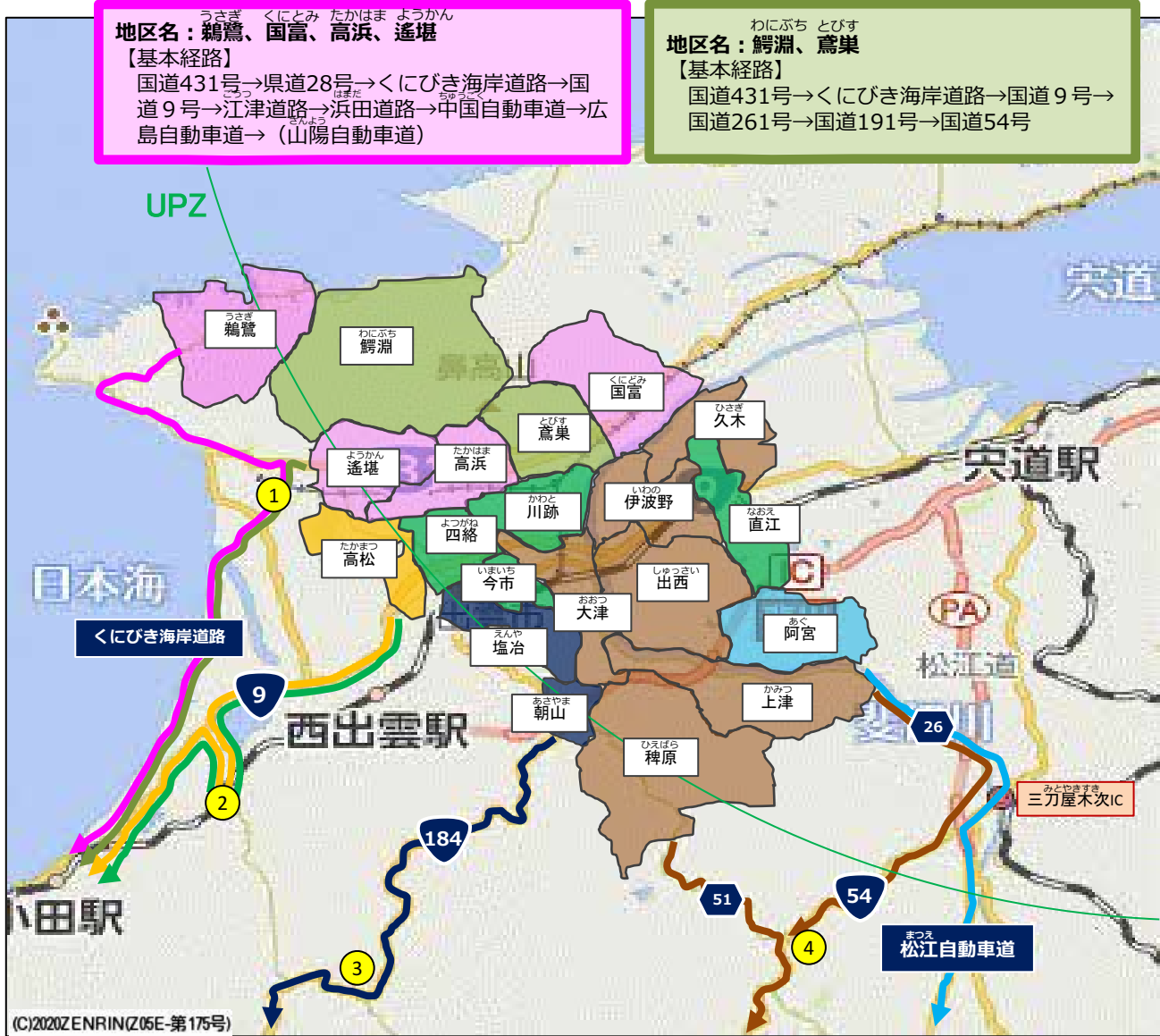
平田地区 避難先: 湖陵・佐田地区
 【避難経由所】湖陵総合公園 他1
 →【避難所】(湖陵)湖陵コミュニティセンター 他4、(佐田)佐田中学校 他11
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

出東地区 避難先: 神門・古志地区
 【避難経由所】東部高等技術校
 →【避難所】神戸川小学校 他10
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

莊原地区 避難先: 神西地区
 【避難経由所】東部高等技術校
 →【避難所】神西小学校 他3
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

【凡例】避難退域時検査場所候補地
 ① 浜山公園
 ② 東部高等技術校

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



地区名：鞆鷺、国富、高浜、遙堪
【基本経路】
国道431号→県道28号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田道路→中国自動車道→広島自動車道→(山陽自動車道)

地区名：鰐淵、鳶巢
【基本経路】
国道431号→くにびき海岸道路→国道9号→国道261号→国道191号→国道54号

地区名：高松
【基本経路】
国道9号→江津道路→浜田道路→中国自動車道→広島自動車道→山陽自動車道

地区名：直江、四絡、川跡、今市
【基本経路】
国道9号→国道261号→国道191号
または国道433号

地区名：久木、伊波野、出西、上津、稗原、大津
【基本経路】
県道26号または県道51号→国道54号

地区名：阿宮
【基本経路】
県道26号→松江自動車道→中国自動車道→国道186号

地区名：塩冶、朝山
【基本経路】
国道184号→国道54号

- 【凡例】避難退域時検査場所候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖陵総合公園
 - ③ 出雲市佐田行政センター
 - ④ 道の駅掛合の里

- 【凡例】避難退域時検査場候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖陵総合公園
 - ③ 出雲市佐田行政センター
 - ④ 道の駅掛合の里
 - ⑤ 道の駅たたらば宮番地



鶴鷺地区 避難先：江田島市
 【避難経由所】能美運動公園
 →【避難所】江田島市ホムセンター →【広域福祉避難所】中町公民館 他1

国富地区 避難先：安芸高田市
 【避難経由所】甲田文化センターミュージアム 他1
 →【避難所】甲田中学校 他7 →【広域福祉避難所】高宮老人福祉センター「福寿荘」他2

高浜・逢坂地区 避難先：広島市
 【避難経由所】安芸矢野ニュータウン中央公園 他4
 →【避難所】三入公民館 他95 →【広域福祉避難所】ケアハウス・レ東千田 他57

鰐淵地区 避難先：海田町
 【避難経由所】海田小学校
 →【避難所】海田公民館 他5 →【広域福祉避難所】海田町福祉センター

鷲巣地区 避難先：府中町
 【避難経由所】くすのきプラザ 他2
 →【避難所】府中町立体育館 他2 →【広域福祉避難所】くすのきプラザ小アリーナ 他1

高松地区 避難先：呉市
 【避難経由所】呉市体育館
 →【避難所】呉市立原小学校 他19 →【広域福祉避難所】阿賀まちづくりセンター 他4

直江地区 避難先：北広島町
 【避難経由所】ふれあい公園豊平どんぐり村 他3
 →【避難所】とよひらウイング 他3 →【広域福祉避難所】大朝保健センター 他3

四路・川跡地区 避難先：広島市
 【避難経由所】福木公園 他22
 →【避難所】三入公民館 他95 →【広域福祉避難所】ケアハウス・レ東千田 他57

今市地区 避難先：廿日市市
 【避難経由所】もみのき森林公園 他4
 →【避難所】吉和市民センター 他21 →【広域福祉避難所】廿日市市総合健康福祉センター 他3

久木地区 避難先：安芸高田市
 【避難経由所】吉田運動公園
 →【避難所】クリスタルアージュ 他3 →【広域福祉避難所】吉田生活改善センター 他3

伊波野・西出・大津地区 避難先：広島市
 【避難経由所】井口台公園 他17
 →【避難所】三入公民館 他95 →【広域福祉避難所】ケアハウス・レ東千田 他57

上津地区 避難先：熊野町
 【避難経由所】熊野町民体育館・熊野町民グラウンド
 →【避難所】熊野第一小学校 他12 →【広域福祉避難所】熊野町老人福祉センター 他1

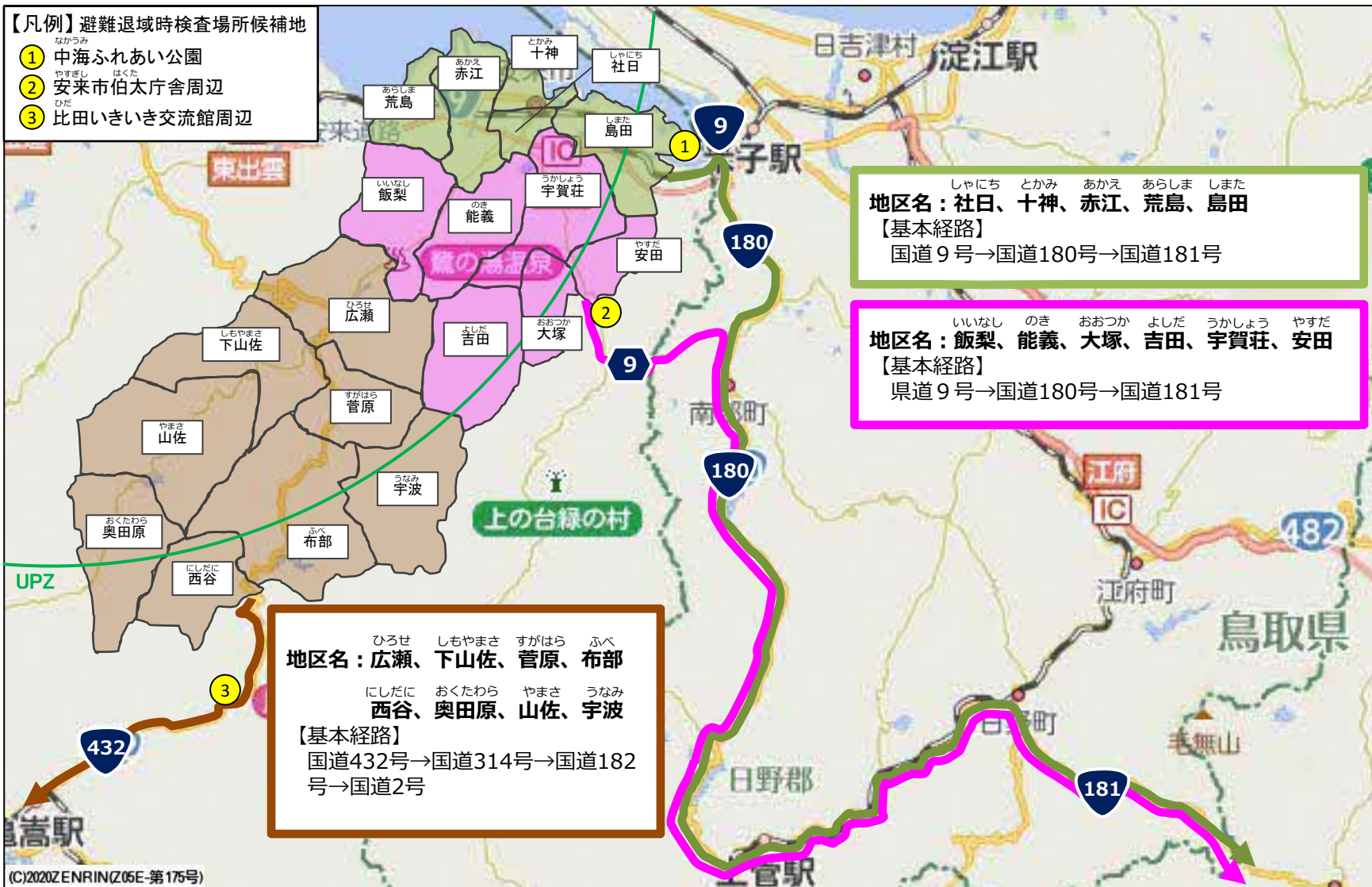
神原地区 避難先：坂町
 【避難経由所】坂町北新地グラウンド
 →【避難所】町民交流センター（Sunstar Hall）他2 →【広域福祉避難所】坂町保健センター 他1

阿宮地区 避難先：安芸太田町
 【避難経由所】加計体育館 他1
 →【避難所】感賀ふれあいプラザ 他7 →【広域福祉避難所】川・森・文化・交流センター 他1

塩冶地区 避難先：呉市
 【避難経由所】呉市総合体育館
 →【避難所】呉市立立庄小学校 他28 →【広域福祉避難所】昭和まちづくりセンター 他2

朝山地区 避難先：大竹市
 【避難経由所】大竹市役所
 →【避難所】大竹市総合市民会館 →【広域福祉避難所】サントピア大竹

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。





社日・十神地区 避難先：津山市
 【避難経由所】グリーンルズ津山 他2
 →【避難所】岡山県津山総合体育館 他11 【広域福祉避難所】雇用労働センター 他3

赤江地区 避難先：赤磐市
 【避難経由所】赤磐市役所 他5
 →【避難所】山陽児童館 他30 【広域福祉避難所】中央公民館 他7

荒島地区 避難先：真庭市
 【避難経由所】宮之公園 他3
 →【避難所】久世体育館 他7 【広域福祉避難所】北房文化センター 他6

島田地区 避難先：美作市
 【避難経由所】美作フットボールセンター 他1
 →【避難所】湯郷地域交流センター 他13 【広域福祉避難所】大原老人福祉センター 他7

飯梨地区 避難先：美咲町
 【避難経由所】美咲町中央総合運動公園
 →【避難所】中央運動公園総合体育館 他4 【広域福祉避難所】美咲町旭町民センター 他2

能義地区 避難先：鏡野町
 【避難経由所】鏡野町文化スポーツセンター
 →【避難所】上斎原総合教育施設体育館 他2 【広域福祉避難所】老人福祉センター 他1

大塚地区 避難先：勝央町
 【避難経由所】勝央中学校
 →【避難所】勝央中学校 【広域福祉避難所】勝央町総合保健福祉センター

吉田地区 避難先：久米南町
 【避難経由所】久米南町民運動公園
 →【避難所】久米南町中央公民館 他4 【広域福祉避難所】公民館誕生寺支館 他3

宇賀荘地区 避難先：和気町
 【避難経由所】和気町体育館 他1
 →【避難所】和気町体育館 他11 【広域福祉避難所】和気鶴飼谷温泉

安田地区 避難先：奈義町
 【避難経由所】奈義町文化センター
 →【避難所】奈義小学校 他1 【広域福祉避難所】奈義町保健相談センター 他1

広瀬地区 避難先：瀬戸内市
 【避難経由所】長船スポーツ公園
 →【避難所】瀬戸内市長船町公民館 他3 【広域福祉避難所】瀬戸内市中央公民館 他1

下山佐・菅原・布部・西谷・奥田原・山佐・宇波地区 避難先：備前市
 【避難経由所】備前市総合運動公園 他1
 →【避難所】備前市総合運動公園（体育館）他3 【広域福祉避難所】リフレクターびぜん 他3

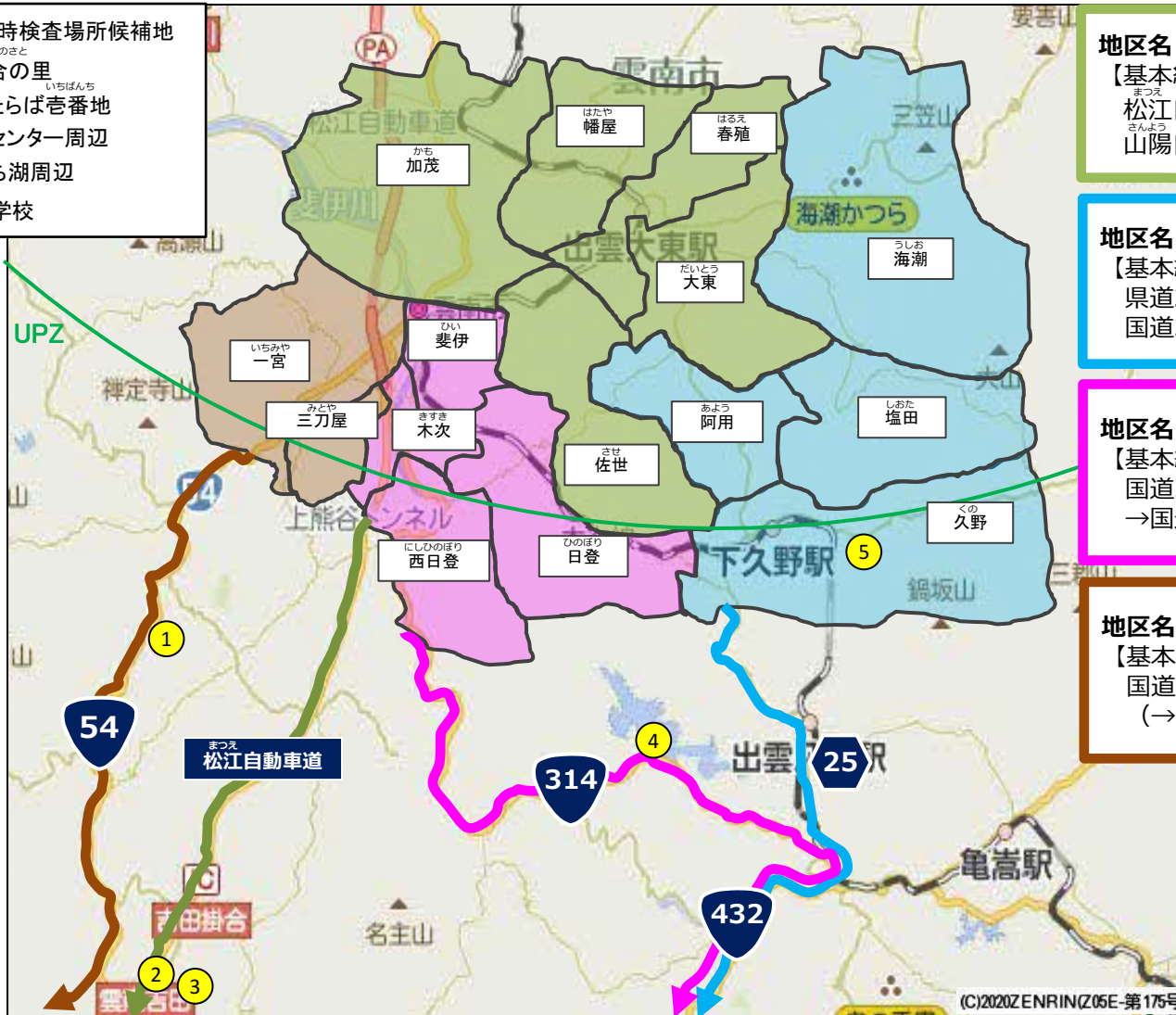
※下記4地区の社会福祉施設入所者に限り、上記以外の避難先自治体に避難。
 ()内は避難先自治体

- ①社日地区(鏡野町)
- ②十神地区(真庭市、赤磐市、久米南町、新庄村、西粟倉村)
- ③下山佐地区(瀬戸内市)
- ④宇波地区(和気町)

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】避難退域時検査場所候補地

- ① 道の駅掛合の里
- ② 道の駅たたらばき番地
- ③ 吉田総合センター周辺
- ④ さくらおろち湖周辺
- ⑤ 旧久野小学校



地区名：大東、春殖、幡屋、佐世、加茂
【基本経路】
松江自動車道（→中国自動車道または山陽自動車道）

地区名：塩田、阿用、久野、海潮
【基本経路】
県道25号→国道432号→国道183号→国道375号

地区名：木次、斐伊、日登、西日登
【基本経路】
国道314号→国道432号→国道183号→国道184号→県道25号

地区名：三刀屋、一宮
【基本経路】
国道54号→国道183号→国道184号（→国道432号）

うんなんし
島根県雲南市におけるUPZ内から避難先自治体（広島県内）までの主な経路②

【凡例】避難退域時検査場所候補地

- ① 道の駅掛合の里
- ② 道の駅たたらばき番地
- ③ 吉田総合センター周辺
- ④ さくらおろち湖周辺
- ⑤ 旧久野小学校



大東・春殖・幡屋・佐世地区 避難先：東広島市
 【避難経由所】東広島運動公園 他8
 → 【避難所】東広島運動公園体育館 他15 【広域福祉避難所】東広島市総合福祉センター 他6

加茂地区 避難先：三次市
 【避難経由所】県立みよし公園 他2
 → 【避難所】青河コミュニティセンター 他64 【広域福祉避難所】三次コミュニティセンター 他11

塩田・阿用・久野・海潮地区 避難先：東広島市
 【避難経由所】東広島運動公園 他5
 → 【避難所】東広島運動公園体育館 他6 【広域福祉避難所】東広島市総合福祉センター 他6

木次・斐伊・日登・西日登地区 避難先：三原市
 【避難経由所】三原市久井支所 他3
 → 【避難所】久井公民館 他19 【広域福祉避難所】大和勤労福祉センター 他6

三刀屋地区 避難先：世羅町
 【避難経由所】せら香遊ランド
 → 【避難所】中央自治センター 他26 【広域福祉避難所】宇津戸自治センター 他7

一宮地区 避難先：竹原市
 【避難経由所】総合公園ハンパード・ジョイ・ハイランド
 → 【避難所】吉名公民館 他34 【広域福祉避難所】竹原市民館

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 弓ヶ浜半島の国道431号の一部区間(境水道大橋から河崎交差点)は、災害時、早期に道路状況等を確認し、通行可能であれば避難経路として使用



地区名：B-① (大篠津町、和田町)
 【基本経路】
経路1:
 県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道9号

地区名：B-② (崎津1～10区)
 【基本経路】
経路1: 崎津1, 2区
 県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道9号
経路2: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号

地区名：B-③ (富益町、彦名町、安倍、中ノ海、上後藤(一部)、旗ヶ崎(一部))
 【基本経路】
経路1: 富益町、安倍、上後藤2区、旗ヶ崎3区南、中ノ海1区、中ノ海2区
 県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道9号
経路2: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号

地区名：B-④ (夜見町、河崎、両三柳(一部))
 【基本経路】
経路1: 夜見町、浜橋、御建、四軒屋、伯母山、河崎団地東、河崎南
 県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道9号
経路2: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号

鳥取県米子市におけるUPZ内から避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路②



- 【凡例】避難退域時検査場所候補地
- ① 東伯総合公園体育館
 - ② 中山農業者トレーニングセンター
 - ③ 名和農業者トレーニングセンター
 - ④ 江府町立総合体育館
 - ⑤ 伯耆町B&G海洋センター
 - ⑥ 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
 - ⑦ 大山PA

- 【凡例】
- 経路1: 県道285号→国道431号→山陰道または国道9号
- 経路2: 県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号

B-①地区（大塚津町） 避難先: 鳥取市（気高町、鹿野町）
【避難経路】経路1
→【避難所】宝木小学校 他7

B-①地区（和田町） 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路1
→【避難所】倉吉未来中心 他4

B-②地区（崎津1,2区） 避難先: 鳥取市（青谷町）
【避難経路】経路1
→【避難所】青谷高校

B-②地区（崎津3～10区） 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路2
→【避難所】倉吉市営体育センター 他7

B-③地区（富益町、上後藤2区） 避難先: 湯梨浜町
【避難経路】経路1
→【避難所】ハワイAホール 他21

B-③地区（彦名1,4,13,14区） 避難先: 三朝町
【避難経路】経路2
→【避難所】三朝町総合スポーツセンター 他5

B-③地区（彦名2,3,5～12区、上後藤4区、旗ヶ崎3区北） 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路2
→【避難所】倉吉農業高校 他19

B-③地区（安倍、中ノ海1,2区） 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路1
→【避難所】倉吉東高校 他6

B-③地区（旗ヶ崎3区南） 避難先: 琴浦町
【避難経路】経路1
→【避難所】成美公民館 他4

B-④地区（夜見1区、浜橋、御建、四軒屋、伯母山、河崎団地東、河崎南、三柳北） 避難先: 北栄町
【避難経路】経路1
→【避難所】北条小学校体育館 他10

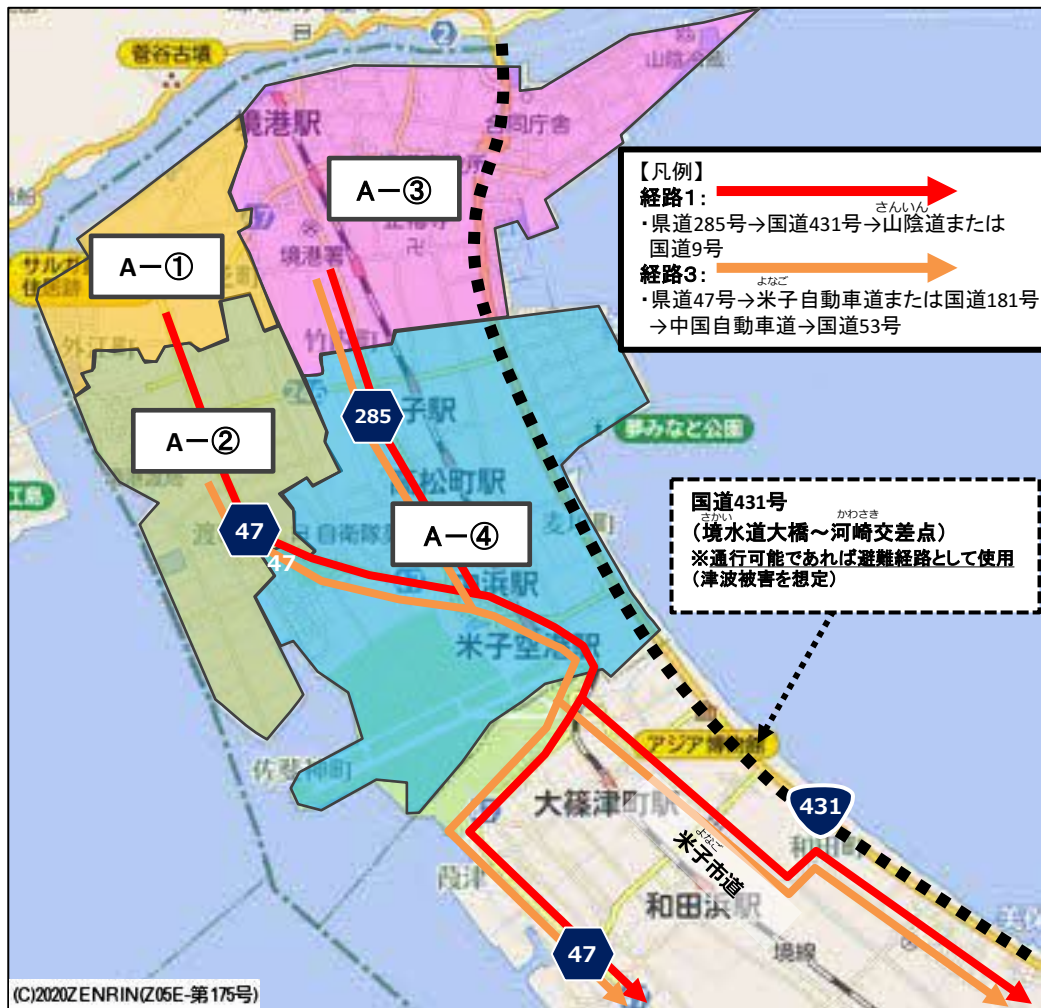
B-④地区（夜見2～6区、加茂5区西・中、浜河崎） 避難先: 琴浦町
【避難経路】経路1
→【避難所】生涯学習センター 他13

B-④地区（芝谷、河崎団地西、河崎新田、河崎グリーンハイツ、三柳団地3,4区） 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路2
→【避難所】鶴川中学校 他8

B-④地区（加茂住宅） 避難先: 三朝町
【避難経路】経路2
→【避難所】高勢公民館 他1

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 弓ヶ浜半島の国道431号の一部区間(境水道大橋から河崎交差点)は、災害時、早期に道路状況等を確認し、通行可能であれば避難経路として使用



地区名: A-① (外江町、清水町、芝町、西工業団地、弥生町)
【基本経路】
経路1: 国道431号→山陰自動車道または国道9号

地区名: A-② (渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町)
【基本経路】
経路1: 夕日ヶ丘2丁目
国道431号→山陰自動車道または国道9号
経路3: 上記以外
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

地区名: A-③ (浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、未広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町)
【基本経路】
経路1: 浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、未広町、相生町、日ノ出町、中町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、上道町、京町
国道431号→山陰自動車道または国道9号
経路3: 上記以外
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

地区名: A-④ (竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目)
【基本経路】
経路1: 竹内町、誠道町、三軒屋町
国道431号→山陰自動車道または国道9号
経路3: 上記以外
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)



- 【凡例】避難退域時検査場所候補地
- ① 東伯総合公園体育館
 - ② 中山農業者トレーニングセンター
 - ③ 名和農業者トレーニングセンター
 - ④ 江府町立総合体育館
 - ⑤ 伯耆町B&G海洋センター
 - ⑥ 旧那岐小学校
 - ⑦ 大山PA

- 【凡例】
- 経路1: 山陰自動車道
・県道285号→国道431号→山陰道または国道9号
- 経路3: 米子自動車道
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

A-①地区 避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】日進小学校 他29

A-②地区（渡町、中海干拓地、森岡町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】鳥取市武道館 他13

A-②地区（夕ヶ丘2丁目）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】青谷町体育館 他3

A-③地区（浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、日ノ出町、中町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、上道町、京町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】湖南学園 他32

A-③地区（朝日町、入船町、東本町、東雲町、花町、岬町、昭和町、中野町、福定町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】神戸地区公民館 他25

A-④地区（竹内町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】谷地区公民館 他10

A-④地区（美保町、竹内団地、高松町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】河原町コミュニティセンター 他5

A-④地区（誠道町、三軒屋町）避難先：岩美町
【避難経路】経路1
→【避難所】岩美北小学校体育館 他7

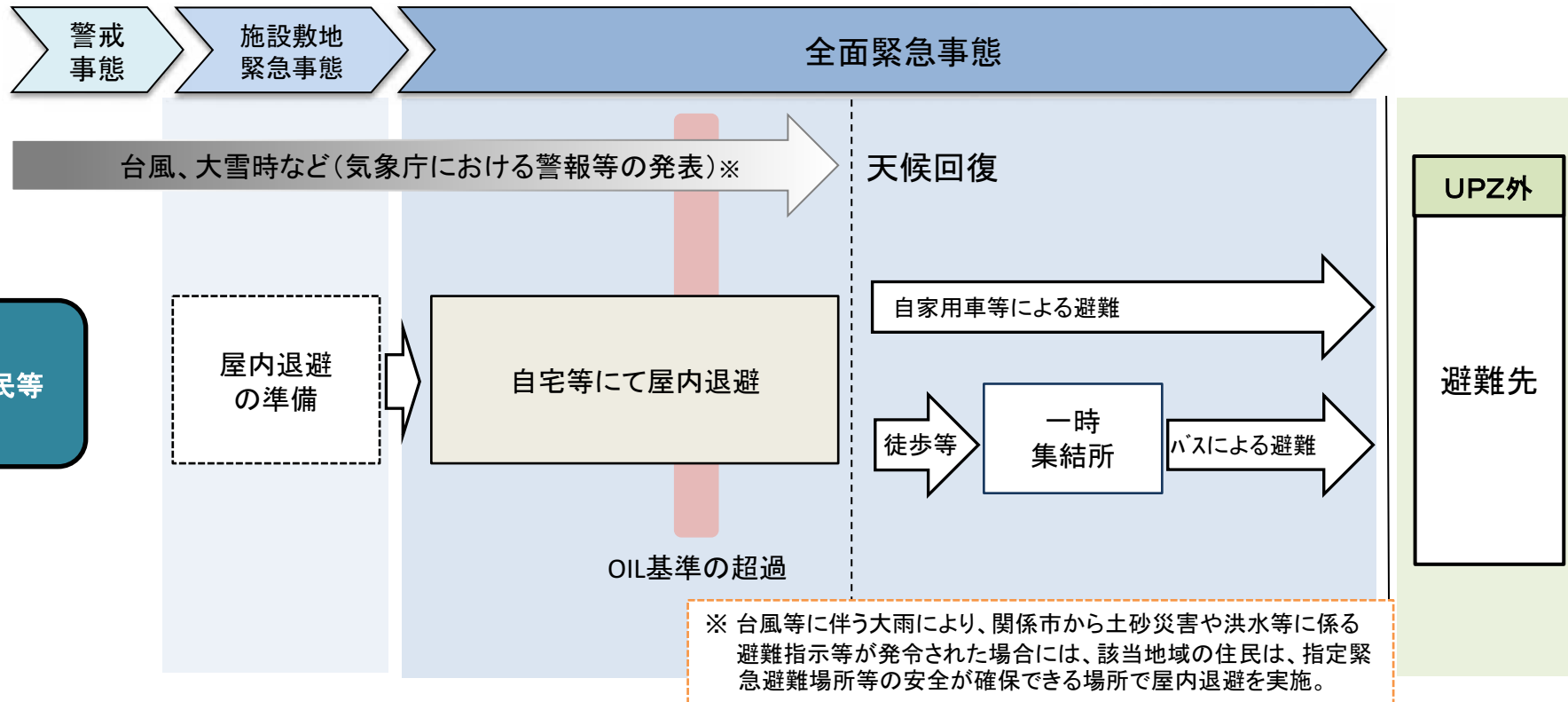
A-④地区（夕日ヶ丘1丁目、麦垣町）避難先：岩美町
【避難経路】経路3
→【避難所】若美町体育館 他5

A-④地区（新屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、幸神町）避難先：八頭町
【避難経路】経路3
→【避難所】郡家西小学校体育館 他10

台風や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

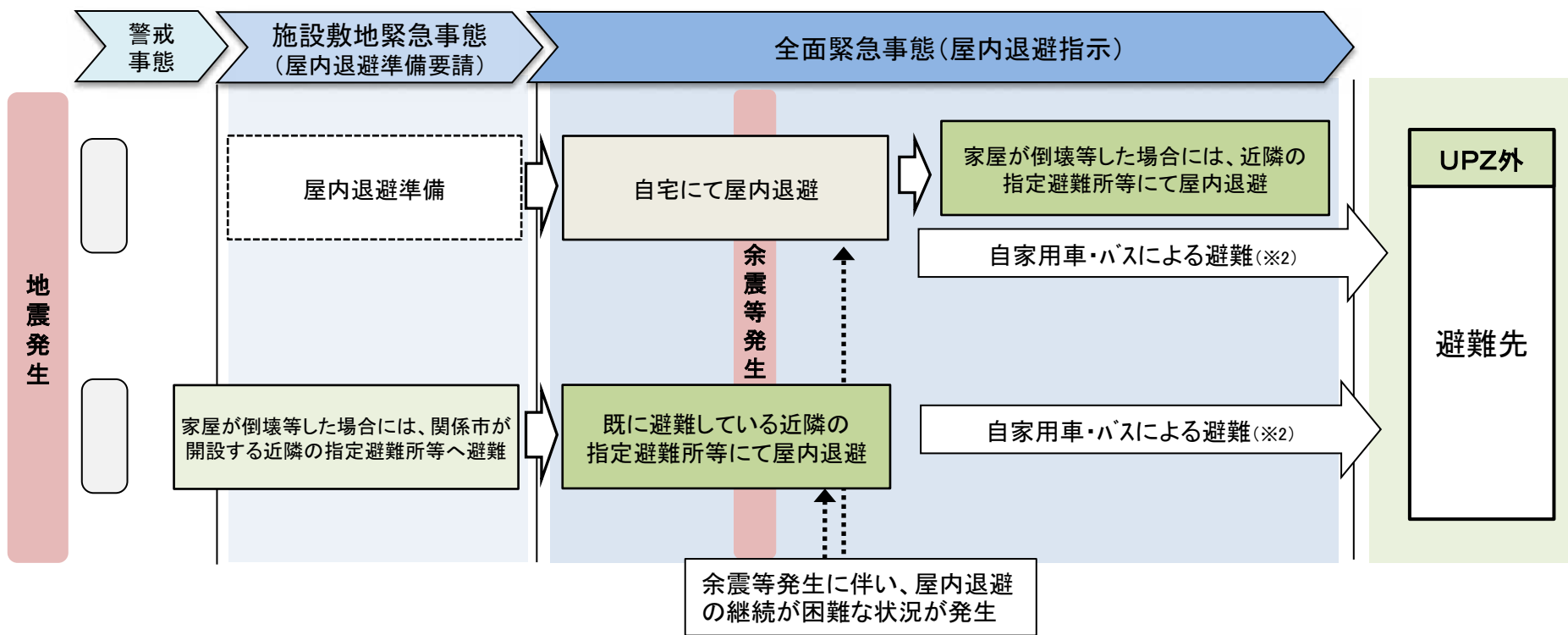
＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



自然災害等（地震等※1）により屋内退避が困難となる場合のUPZ内の防護措置

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市が開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び島根県・鳥取県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を実施。

<屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



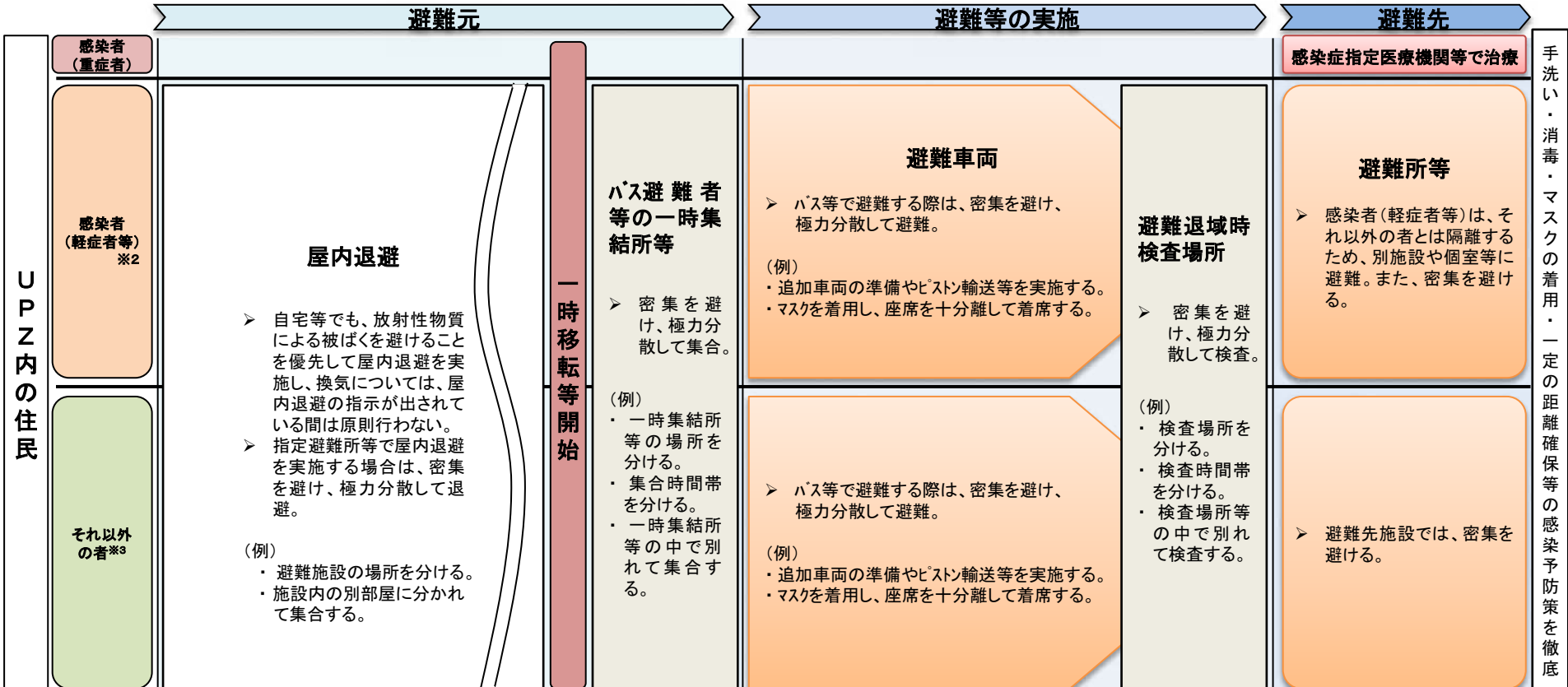
※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 関係市が開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等に移動し、そこで屋内退避を行う。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

他の地方公共団体からの応援計画

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結。
- 関係市においても複数の応援協定を締結。

㊦中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㊦中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

①関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

①関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（平成24年10月25日）

【対象】
関西広域連合、鳥取県
【応援内容】
十分な応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施

㊦全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】
①人的支援及び斡旋
②物的支援及び斡旋
③施設又は業務の提供及び斡旋
④その他特に要請のあったもの

㊦原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

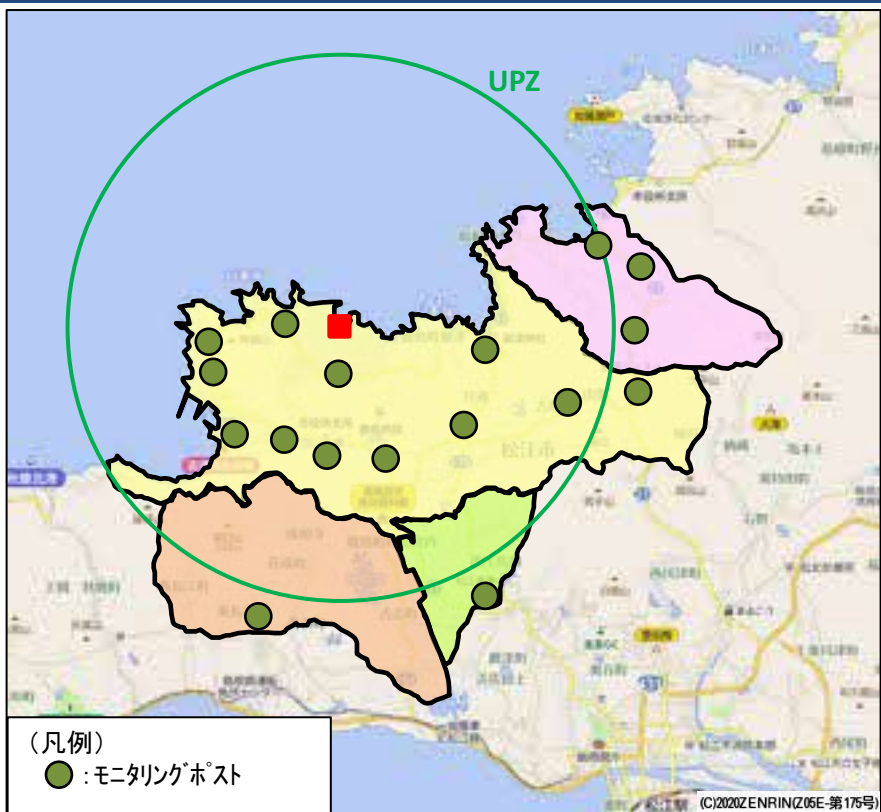
【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
【応援内容】
①原子力防災資機材の提供
②職員の派遣



7. 冷却告示の対象である 1号機に係る対応

1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 島根原子力発電所1号機は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として、原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、島根原子力発電所1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、2号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ(概ね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、2号機においても発災している場合には、2号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。



<概ね5km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

1市(松江市) 住民数:9,487人※

| UPZ内地区 | | 想定対象人数 | 在宅の避難行動要支援者 |
|--------|-------------|--------|-------------|
| 松江市 | かしま 鹿島地区 | 6,223人 | 851人 |
| | いくま 生馬地区 | 1,046人 | 112人 |
| | ふるえ 古江地区 | 1,250人 | 153人 |
| | しまね 島根地区 | 968人 | 138人 |
| 合計 | | 9,487人 | 1,254人 |

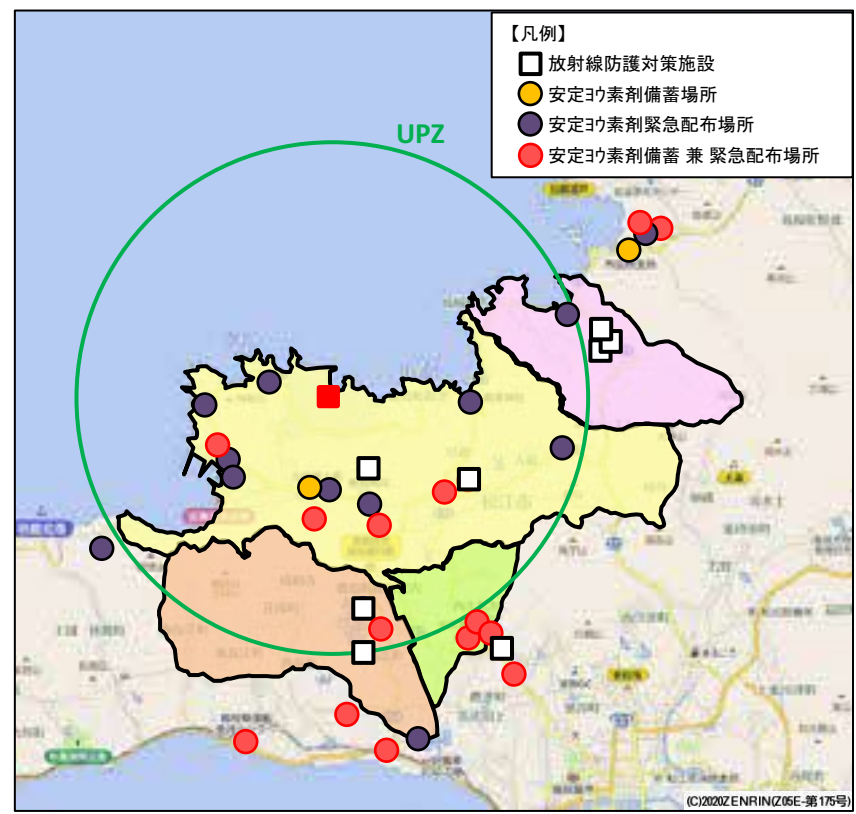
※住民数:令和2年12月末時点

1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- ▶ 一時移転等実施区域の避難先及び避難手段については、2号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様。
(避難先はP37、避難手段はP42参照)
- ▶ 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、2号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。
- ▶ 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- ▶ 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所に^{まつえ}松江市職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体(基本経路)

放射線防護対策施設及び安定ヨウ素剤緊急配布場所等



1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

- 1号機に係るUPZ(概ね5km圏内)の学校・保育所等は、施設敷地緊急事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、保護者への引渡しを実施。全面緊急事態に至っても引渡しができなかった場合は、学校等で屋内退避を実施。具体的な行動の手順はP58のフロー図参照。
- UPZ(概ね5km圏内)の医療機関・社会福祉施設は、全面緊急事態で屋内退避を実施。放射性物質の放出後、一時移転等の指示が出た場合、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を施した自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を継続。支援者の同行により避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた広域福祉避難所へ一時移転等を実施。詳細はP27参照。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施。具体的な対象者数等はP28参照。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、島根県等が確保した車両で一時移転等を実施。詳細はP54参照。
- 複合災害時において、一時移転等が必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先する。詳細はP88、P89参照。

1号機に係るUPZ内の学校等、医療機関、社会福祉施設

令和2年度に島根県で調査した数

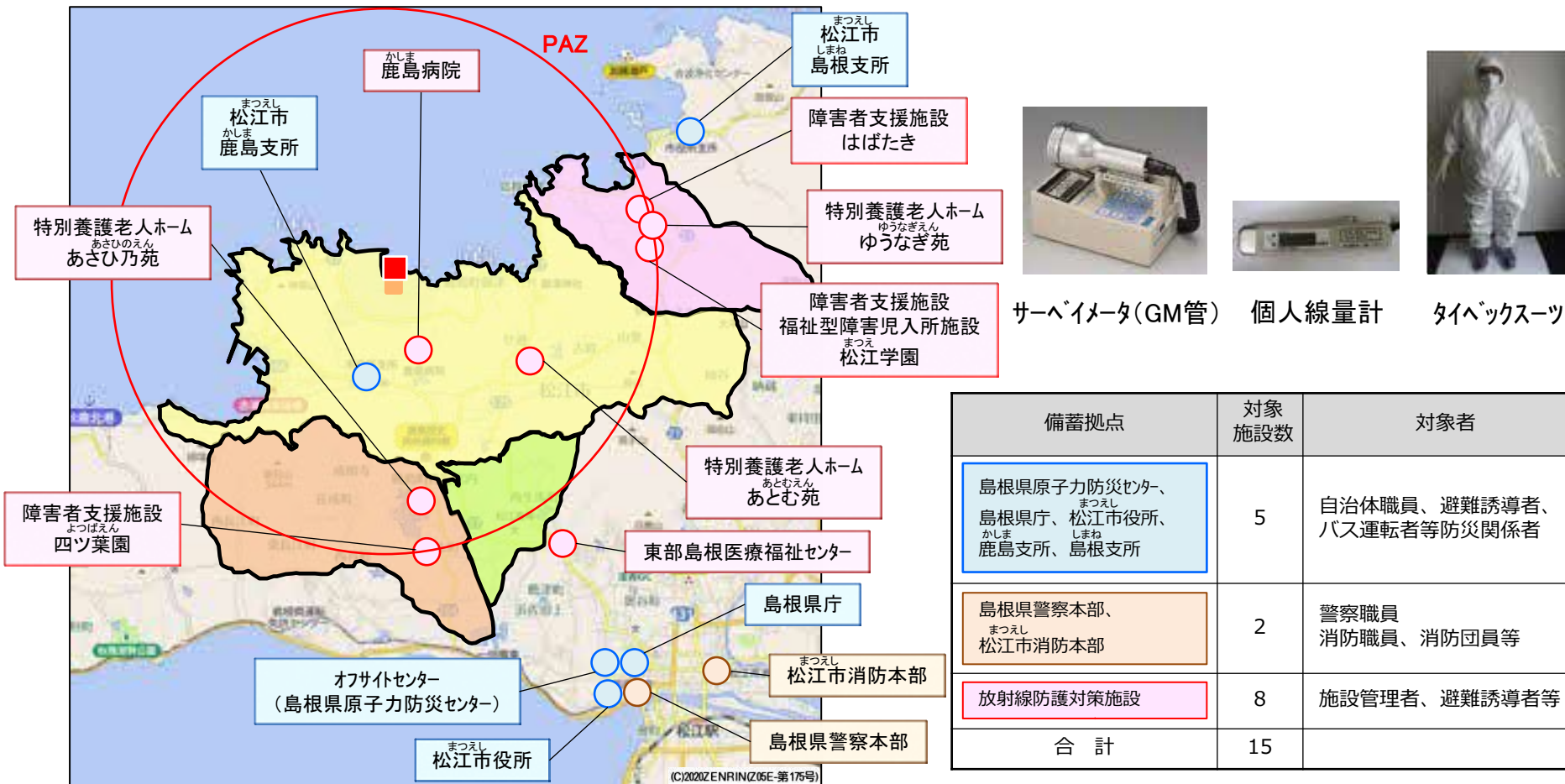
| 地区 | 学校等 | | | | 医療機関 | | | | | 社会福祉施設 | | | | |
|-------------|----------------|-----------------|-------|--------|------|-----------|---------|------|------|-----------|------------------|-------------|----|-----|
| | 区分 | 名称 | 児童等 | 小計 | 区分 | 名称 | 放射線防護対策 | 定員 | 小計 | 区分 | 名称 | 放射線防護対策 | 定員 | 小計 |
| かしま 鹿島 | 保育所 | 恵曇(えとむ)保育所 | 68 | 529 | 病院 | 鹿島(かしま)病院 | ○ | 177 | 177 | 特別養護老人ホーム | あとむ苑(あとむえん)※ | ○ | 50 | 59 |
| | | 御津(みつ)保育所 | 49 | | | | | | | | 認知症対応型 共同生活介護 | あとむ苑(あとむえん) | - | |
| | 幼稚園 | 佐大(さだ)幼稚園 | 8 | | | | | | | | | | | |
| | | 講武(こうぶ)幼稚園 | 12 | | | | | | | | | | | |
| | 小学校 | 佐大(さだ)小学校 | 94 | | | | | | | | | | | |
| | | 恵曇(えとむ)小学校 | 75 | | | | | | | | | | | |
| | 鹿島東(かしまひがし)小学校 | 100 | | | | | | | | | | | | |
| 中学校 | 鹿島(かしま)中学校 | 123 | | | | | | | | | | | | |
| いくま 生馬 | 小学校 | 生馬(いくま)小学校 | 110 | 1,190 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | その他 | 松江(まつえ)工業高等専門学校 | 1,080 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ふるえ 古江 | 特別支援 学校 | 松江(まつえ)ろう学校 | 32 | 32 | - | - | - | - | - | 特別養護老人ホーム | あさひ乃苑(あさひのえん) | ○ | 29 | 129 |
| | | | | | | | | | | 障害者支援施設 | 四ツ葉園(よつばえん) | ○ | 60 | |
| | | | | | | | | | | グループホーム | たんぼぼの家 | - | 6 | |
| | | | | | | | | | | | 第2たんぼぼの家 | - | 8 | |
| | | | | | | | | | | | 第3たんぼぼの家 | - | 6 | |
| たんぼぼ若葉(わかば) | - | 20 | | | | | | | | | | | | |
| しまね 島根 | 保育所 | マリン保育所 | 62 | 62 | - | - | - | - | - | 特別養護老人ホーム | ゆうなぎ苑(ゆうなぎえん) | ○ | 50 | 186 |
| | | | | | | | | | | 障害者支援施設 | はばたき | ○ | 40 | |
| | | | | | | | | | | 養護老人ホーム | 松江(まつえ)学園 | ○ | 20 | |
| | | | | | | | | | | | 慈光苑(じこうえん) | - | 60 | |
| | | | | | | | | | | グループホーム | しおかぜ | - | 10 | |
| | | | | | | | | | | ファミリーホーム | みしよう | - | 6 | |
| 計 | 12施設 | | | 1,813人 | 1施設 | | (1施設) | 177人 | 14施設 | | (6施設) | 374人 | | |

※在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を施している東部島根医療福祉センター、特別養護老人ホームあとむ苑または松江市消防本部で屋内退避を実施

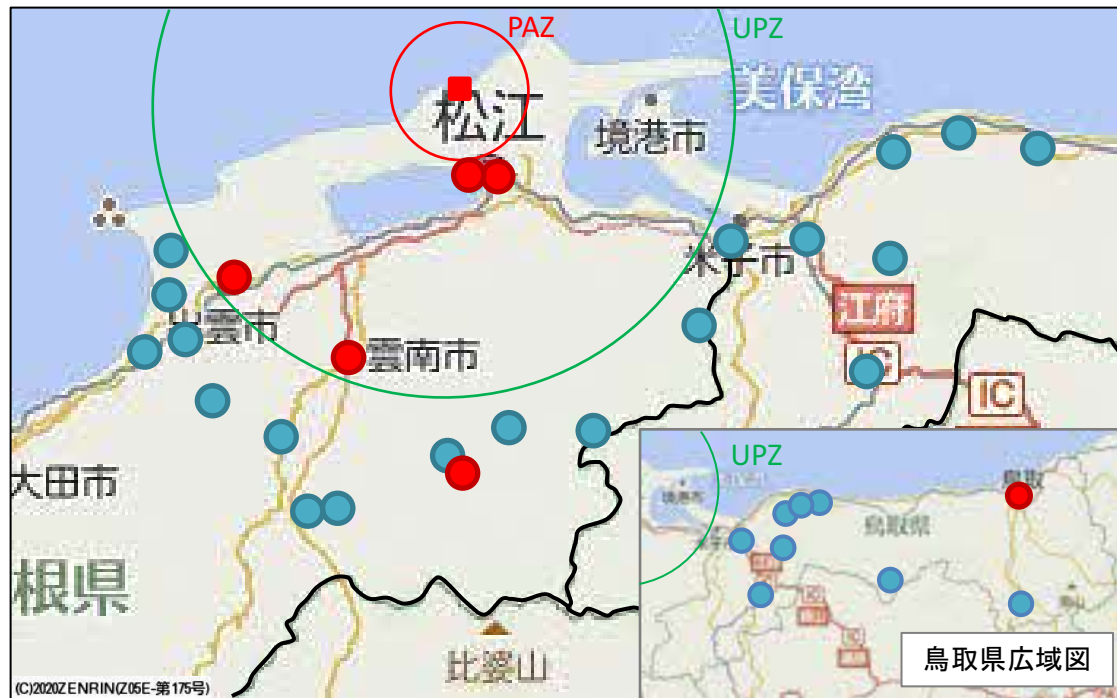
8. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 島根県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員のほか、バス運転者、放射線防護対策施設の施設管理者、避難誘導者等向けに個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時には、これらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う機関には、緊急時に設置する中継ポイント(避難退域時検査場所近傍に設置)や放射線防護資機材備蓄場所で放射線防護資機材を配布。
- 中継ポイント等では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には、放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

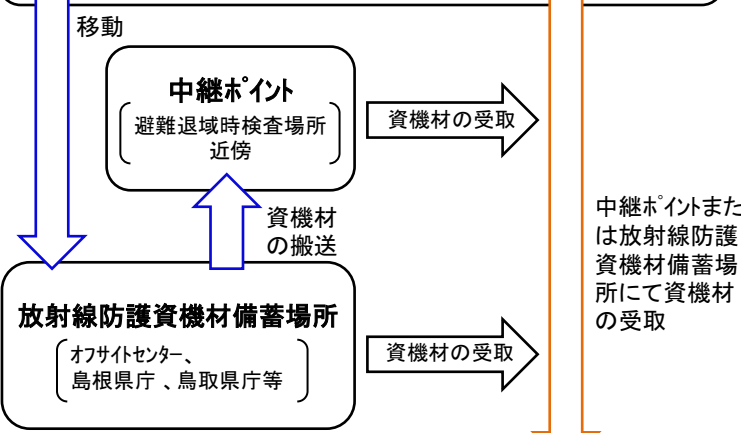


住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制

島根県災害対策本部 鳥取県災害対策本部

連絡・調整

輸送事業者等
 資機材搬送を担う事業者等 住民搬送を担う事業者等



- (凡例)
- : 放射線防護資機材(輸送事業者用)備蓄場所
 - : 中継ポイント候補地(避難退域時検査場所の近傍)

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※ (平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

| 資機材 | 数量 |
|--------------|---------|
| サーベイメータ(GM管) | 360台 |
| 個人線量計 | 1,000個 |
| 全面マスク | 1,000個 |
| タイベックスーツ | 30,000着 |



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定書」を締結(平成28年8月5日)

島根県、鳥取県及び関係市における行政備蓄

- 緊急時に備え、島根県、鳥取県及び関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態に至った場合、それぞれの県が調整を行い、県内の全市町村より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市の生活物資の備蓄状況※1

| 備蓄物資 種類 | 島根県内 | | | | | 鳥取県内 | | |
|---------------------------|-------------------|----------------|--------------|-------------|-------------|--------|-------------|----------------|
| | 島根県 | まつえし 松江市 | いづもし 出雲市 | やすぎし 安来市 | うなんし 雲南市 | 鳥取県※2 | よなごし 米子市 | さかいみなとし 境港市 |
| 食料品 (食) | 145,928 | 21,654 | 60,448 | 28,139 | 3,850 | 51,324 | 18,980 | 4,218 |
| 飲料水 (リットル) 〔〕内は給水袋数 | 17,388 〔6,110〕 | 5,062 〔111〕 | — 〔8,070〕 | 1,664 | 1,100 | 40,011 | 16,932 | 3,444 |
| 毛布 (枚) | 24,820 | 9,717 | 1,241 | 270 | 900 | 29,855 | 5,300 | 1,330 |
| 簡易トイレ (個) | 556 | 112 | 528 | 72 | 20 | 737 | 178 | 45 |

※1 物資備蓄量は概数。この他に、関係市では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※2 鳥取県内市町村の連携備蓄分(米子市、境港市備蓄分を除く)。

島根県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

- 関係市及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、島根県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

| | 協定の種類 | 内容 | 締結民間企業等 |
|-----|------------------------|-----------------------------|---|
| 島根県 | 災害時における応急生活物資の協力に関する協定 | 災害発生時における応急生活物資の供給 | 島根県生活協同組合連合会、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、大塚食品(株)広島支店、コカ・コーラウエストジャパン(株)、(株)ジュンテンドー、NPO法人コメリ災害対策センター、イオンリテール(株)西日本カンパニー、西日本段ボール工業組合、(株)アベックス西日本、萩原工業(株) ほか23社 |
| | 災害時等における燃料の供給に関する協定 | 災害時等における燃料の供給 | 島根県石油協同組合、(一社)島根県エルピーガス協会 |
| | 災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定 | 災害発生時における緊急・救援物資等輸送、専門家等の派遣 | (公社)島根県トラック協会 |

| | 協定の種類・締結民間企業等 |
|--------------|---|
| まつえし 松江市 | 生活物資等の供給【松江商工会議所、くにびき農業協同組合、(株)エコープしまね、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会、(株)伊藤園、生活協同組合しまね、(協)松江流通センター】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社)島根県LPガス協会、島根県LPガス協会松江支部】 |
| いずもし 出雲市 | 生活物資等の供給【アルファー食品(株)、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、山陰ヤクルト販売(株)、(株)ホププラ、イオンリテール(株)、ダイ・ド・リンコ(株)、生活協同組合しまね、(株)ナフコ、(株)PLANT】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社)島根県エルピーガス協会】 |
| やすぎし 安来市 | 生活物資等の供給【(株)ホププラ、NPO法人コメリ災害対策センター、生活協同組合しまね、(株)いない、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社)島根県エルピーガス協会】 |
| うんなんし 雲南市 | 生活物資等の供給【(株)みしまや、(株)エコープ中国、ダイ・ド・リンコ(株)、生活協同組合しまね】 燃料等の供給【(一社)島根県エルピーガス協会】 |

※ 法人名等は協定締結当時の名称

鳥取県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

- 関係市及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、鳥取県は「災害時における応急生活物資等の調達に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

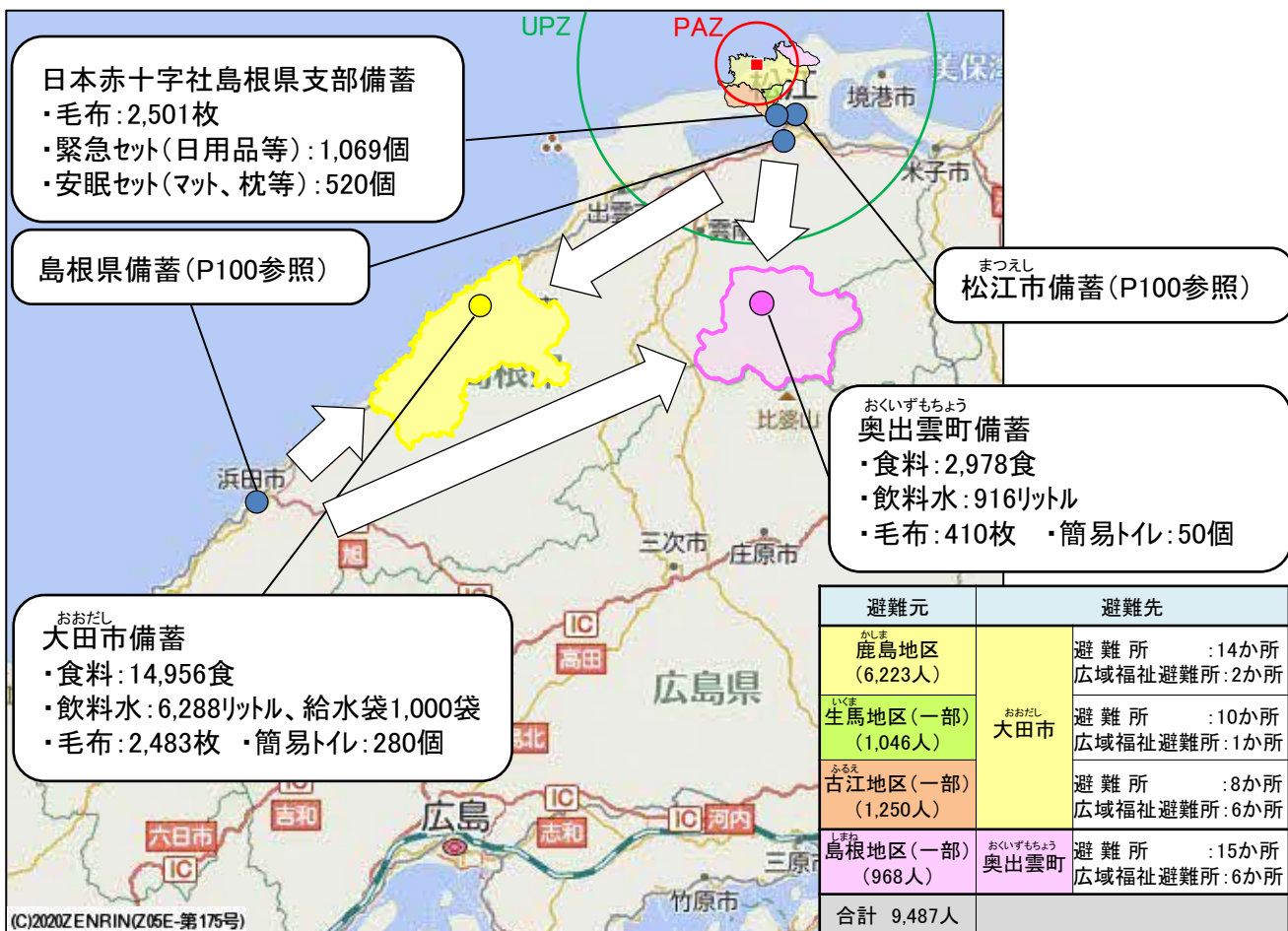
| | 協定の種類 | 内容 | 締結民間企業等 |
|-----|------------------------|---------------------|---|
| 鳥取県 | 災害時における応急生活物資の協力に関する協定 | 災害発生時における応急生活物資の供給 | 鳥取県生活協同組合、(株)ローソン、(株)ポプラ、鳥取県飲食生活衛生同業組合、(株)サントリーフーズ、コカ・コーラウエスト(株)、NPO法人コリ災害対策センター、(株)ジュテンドー、日段(株)、鳥取森紙業(株) ほか55社 |
| | 災害時等における燃料の供給に関する協定 | 災害時等における燃料の供給 | (一社)鳥取県LPガス協会 |
| | 災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定 | 災害発生時における緊急・救援物資等輸送 | (一社)鳥取県トラック協会 |

| | 協定の種類・締結民間企業等 |
|----------------|--|
| よなごし 米子市 | 生活物資等の供給【(株)高島屋、(株)イオンテール、(株)米子しんまち天満屋、(株)いない、(株)ジュテンドー、(株)サンイレブン、(株)三幸東福原店、(株)ユニサン、(株)ポプラ、鳥取県生活協同組合、コカ・コーラウエスト(株)、NPO法人コリ災害対策センター】 燃料等の供給【(一社)鳥取県LPガス協会西部支部】 |
| さかいみなとし 境港市 | 生活物資等の供給【コカ・コーラウエスト(株)、(株)PLANT、鳥取県生活協同組合、NPO法人コリ災害対策センター、(株)ジュテンドー】 燃料等の供給【(一社)鳥取県LPガス協会西部支部】 |

※ 法人名等は協定締結当時の名称

PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZからの避難住民の受入れ時には、島根県及び松江市による備蓄、島根県及び松江市と災害時協定を締結している民間企業等からの流通備蓄、日本赤十字社島根県支部による備蓄のほか、避難先自治体に備蓄物資の提供を要請し、運送事業者等の協力を得て、避難先施設に搬送する。
- 島根県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、島根県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



| | 協定の種類 | 内容 |
|-----|---|------------------------|
| 島根県 | ・災害時における応急生活物資の協力に関する協定 ・災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定 ほか1協定 | 災害発生時における応急生活物資等の供給、輸送 |
| 松江市 | 災害時における物資供給に関する協定 ほか1協定 | 災害発生時における応急生活物資等の供給 |

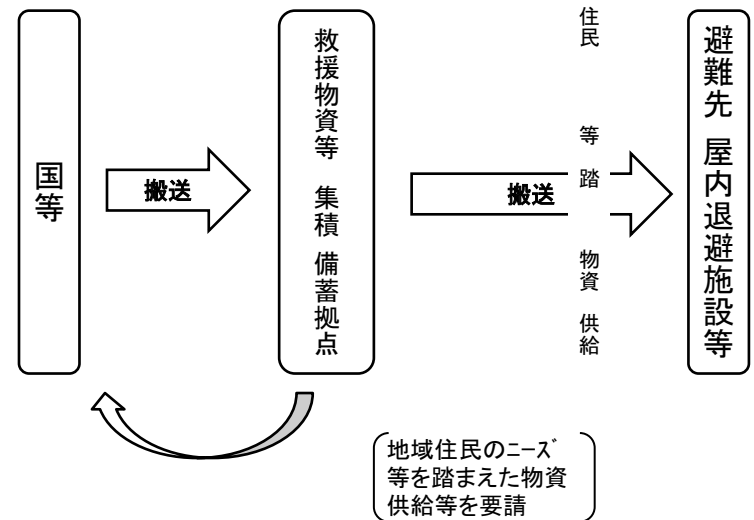
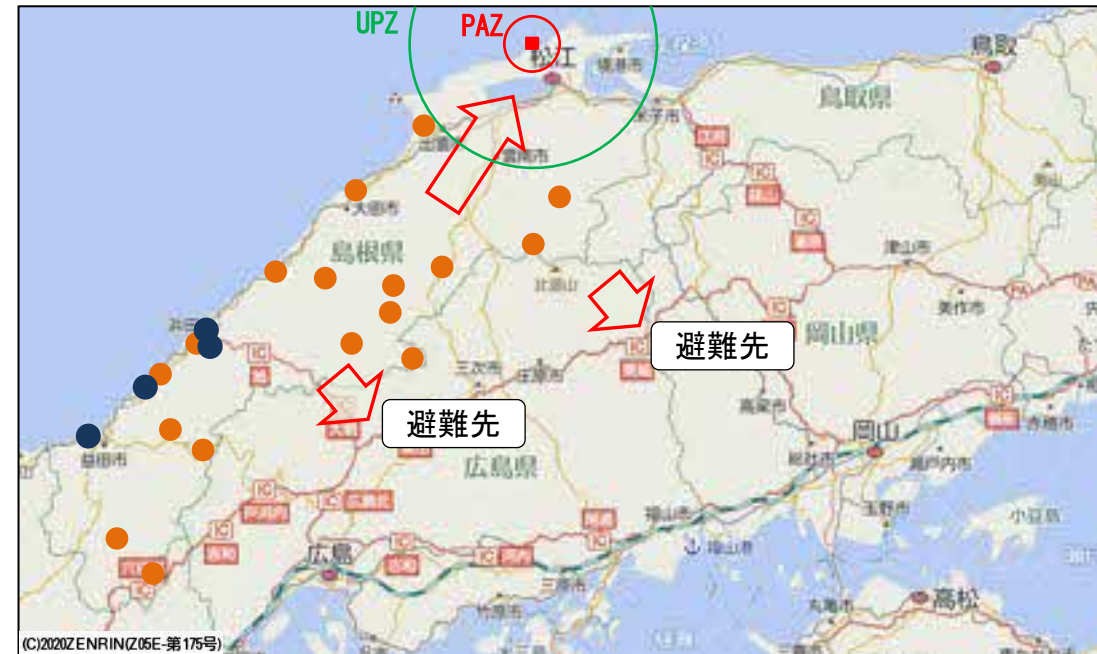
※詳細はP101参照

- 協定締結企業等からの流通備蓄
- ・食料品、飲料水
 - ・日用品、衣料品
 - ・段ボールベッド など

(※) 物資備蓄数は概数

島根県における物資の集積・備蓄拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため、救援物資等の集積・備蓄拠点を指定。
- 救援物資等の集積・備蓄拠点では、市の要求を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先等に円滑に輸送。
- 救援物資等の集積・備蓄拠点では、防災業務関係者に対して、道路状況等の災害関係情報を提供。



救援物資等の集積・備蓄拠点

- ・避難・屋内退避住民に対する政府等の供給食料・物資の集積
- ・避難先住民や屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
- ・避難住民への食糧・物資の供給
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)の提供 等

円滑な物流供給のための専門家の派遣

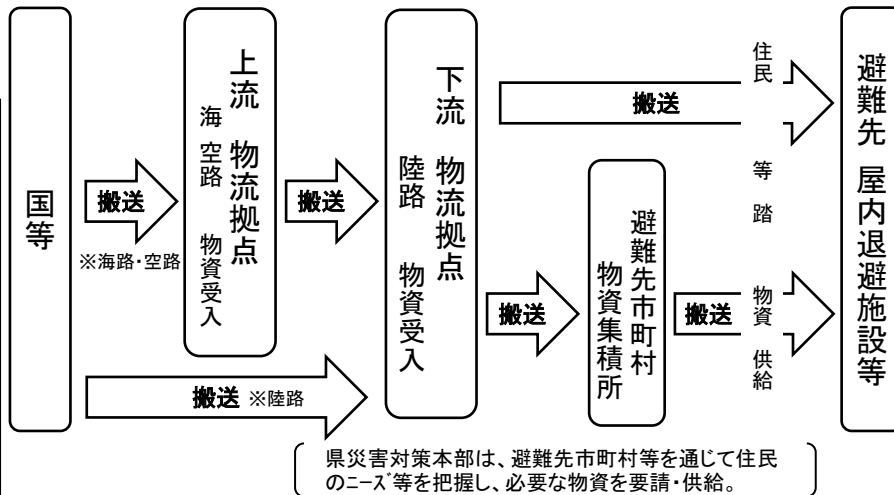
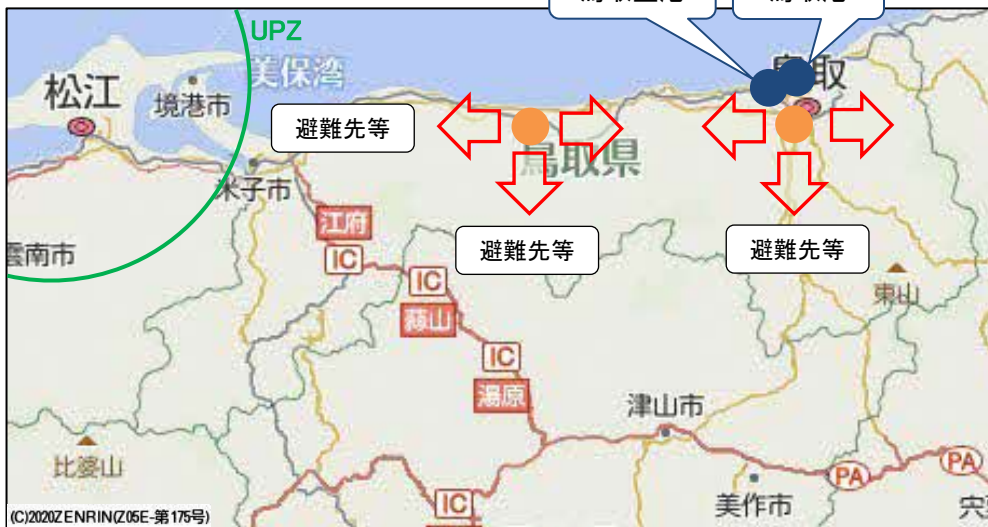
- ・協定締結者から物資集積拠点等に物流専門家を派遣
- ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

● 第1次救援物資等の集積・備蓄拠点

● 第2次救援物資等の集積・備蓄拠点

鳥取県における物資の集積・備蓄拠点

- 物資供給の迅速性等を高めるため、国や他都道府県等からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため、物資の集積・備蓄基地となる上流・下流の物流拠点を設定。
- 上流の物流拠点では、海路・空路による調達物資等を分別し、下流の物流拠点に搬送。
- 下流の物流拠点では、住民のニーズ等を踏まえ、上流の物流拠点から受け入れた物資及び陸路による調達物資等を円滑に受け入れ・仕分けし、住民の避難先等に搬送。
- 上流・下流の物流拠点では、防災業務関係者に対して、道路状況等の災害関係情報を提供。



- 上流の物流拠点
- 下流の物流拠点

円滑な物流供給のための専門家の派遣
 ・協定締結者から物資集積拠点等に物流専門家を派遣
 ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

上流の物流拠点
 (鳥取港、鳥取空港)

海路、空路による国、県外の自治体・企業等からの調達物資・支援物資の受け入れ・仕分けを実施
 ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)の提供 等

下流の物流拠点
 (農協施設、公有施設 ※県東部・中部に各1か所開設)

・陸路によって調達した物資等の集積拠点
 ・市町村が開設する物資集積所及び広域避難所(県営)への輸送拠点
 ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)の提供 等

- 中国電力では、災害時に島根県、鳥取県及び関係市が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、食料品等の生活物資を支援する備蓄体制を整備。
- 物資の輸送に関しては、中国電力が民間業者と締結した原子力災害時の輸送に係る契約を活用。

生活物資の備蓄状況

| | 食料品 (食) | 飲料水 (リットル) | 毛布 (枚) |
|----|------------|---------------|-----------|
| 合計 | 53,000 | 27,000 | 2,000 |

- ※ 物資の供給は、島根県、鳥取県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用の上、要請に対応。
- ※ 上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。
- ※ その他、携帯トイレ等についても備蓄をしている。

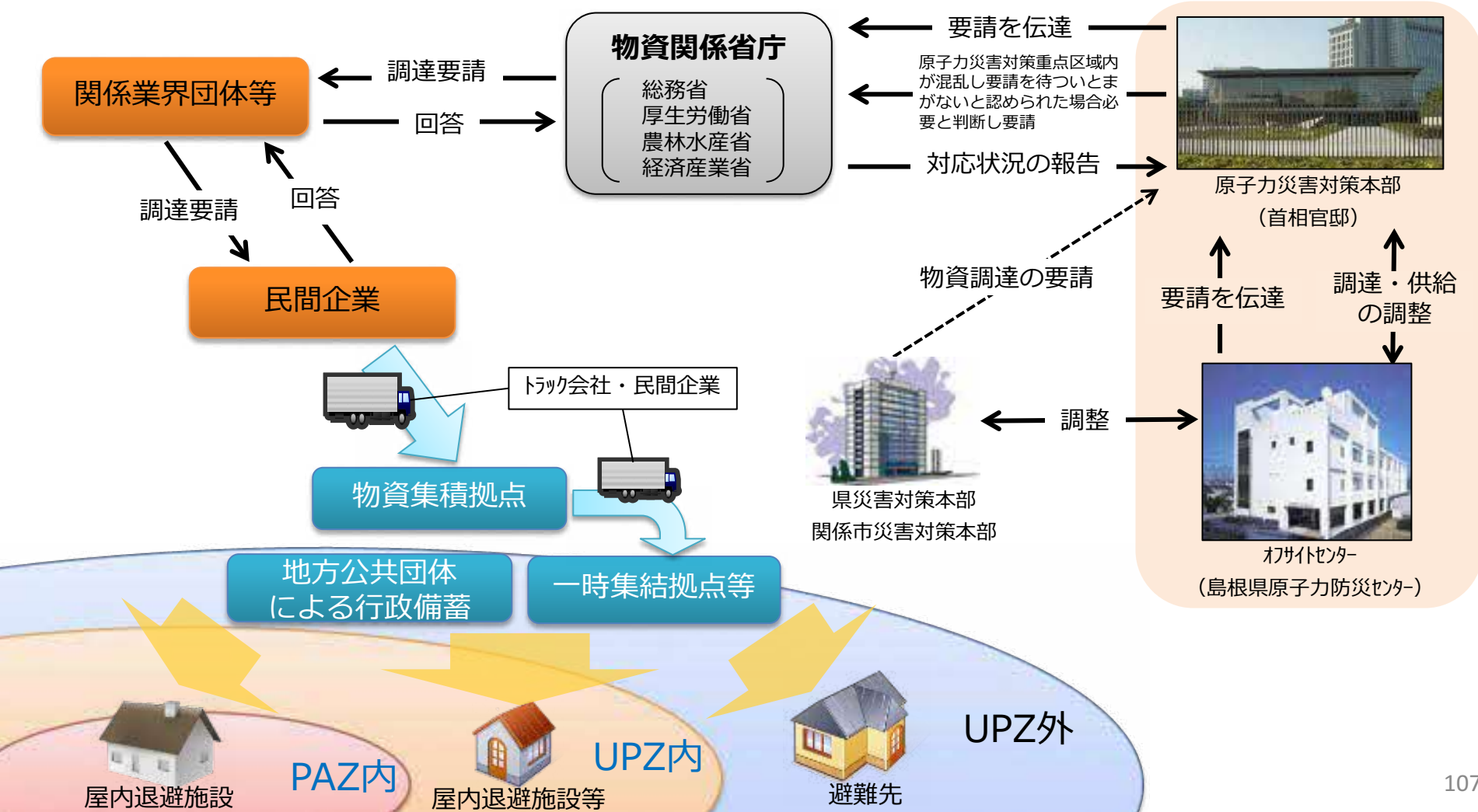
災害時における物資の輸送に関する協定の締結状況

| 協定の種類 | 内容 | 締結民間企業等 |
|-----------------|-------------|-------------------|
| 原子力災害時の 運送契約 | 生活物資の 輸送 | 中国地域に営業拠点を有する輸送会社 |



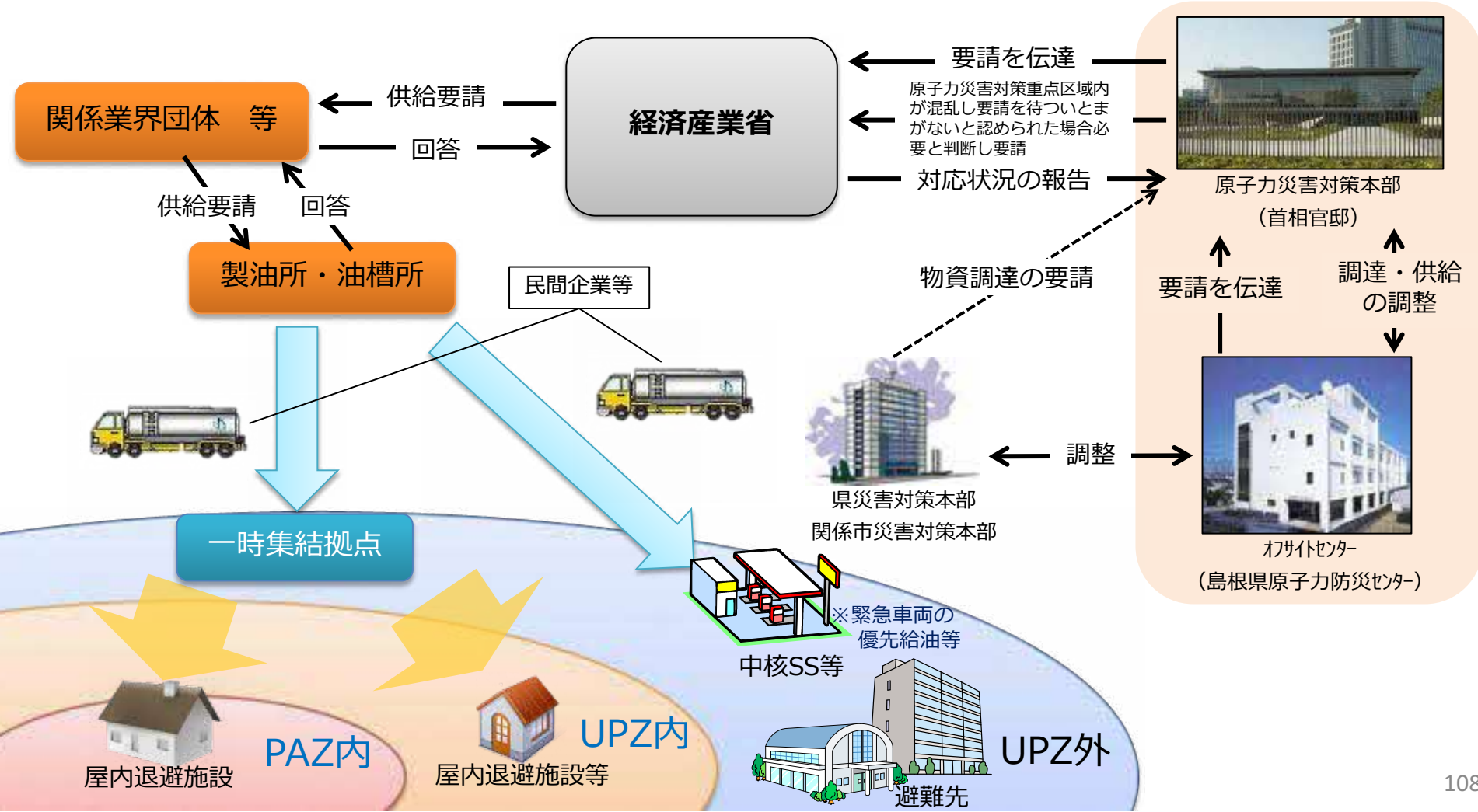
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料や生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

| 物資の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 | 主な関係業界団体等 |
|--------------|-------|-------------------------|--|
| 給水 | 厚生労働省 | 飲料水 | 周辺自治体水道局 |
| 医薬品等 | | 一般薬、紙おむつ、マスク 等 | 日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等 |
| 食料等 | 農林水産省 | パン、即席めん、おにぎり、缶詰 等 | 各種食品産業関係団体 等 |
| 生活必需品 | 経済産業省 | 仮設トイレ、トイレトイレットペーパー、毛布 等 | 什器・備品以外協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等 |
| 燃料(石油・石油ガス等) | | ガソリン、軽油 等 | 石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等 |

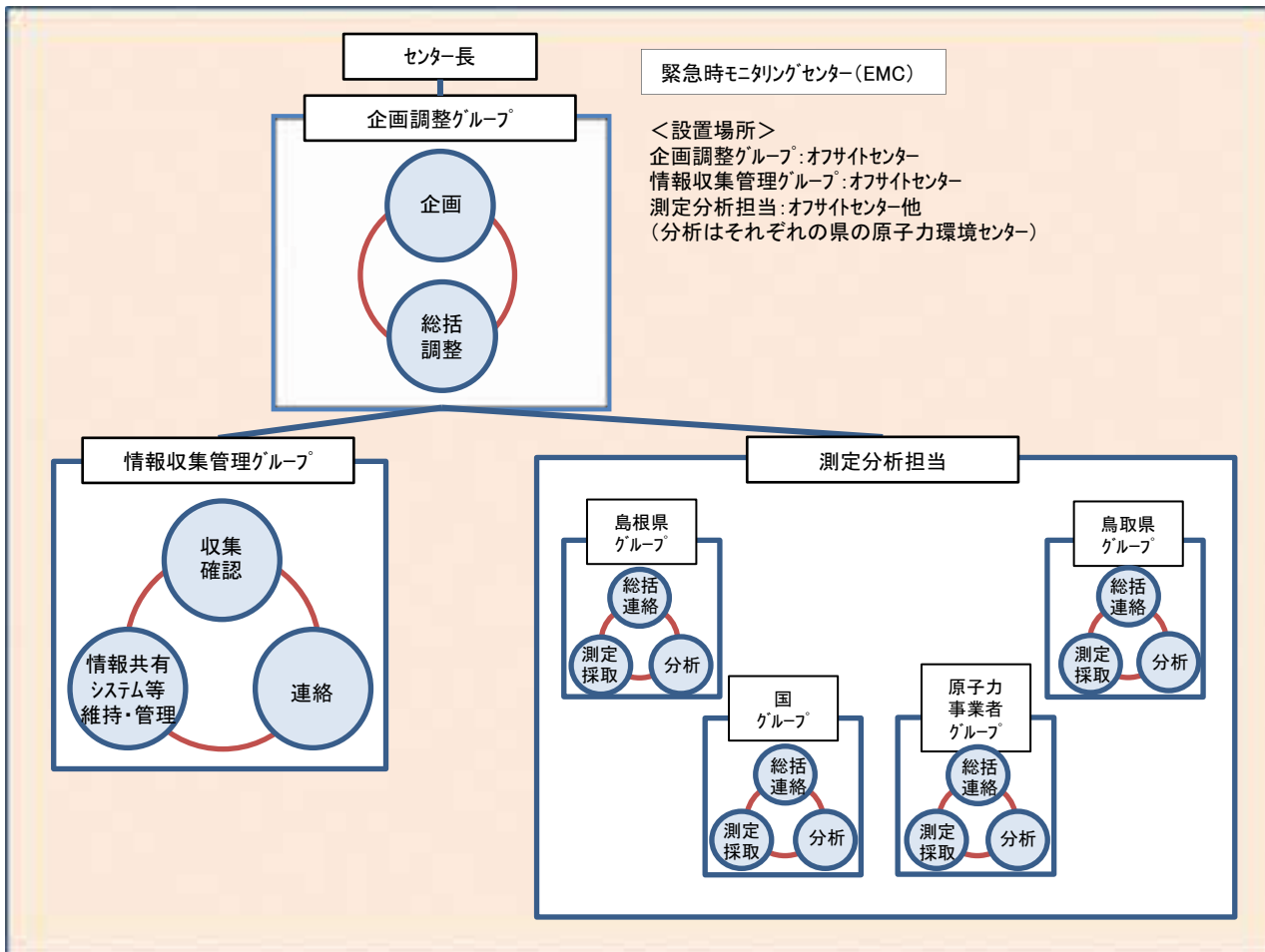
| 貸出用機材の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 |
|----------|------|------------------------------------|
| 通信機器 | 総務省 | 災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線) |

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P107,P108の体制に基づき実施

9. 緊急時モニタリング^①の実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当をオフサイトセンター及びそれぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応に当たる。
- 島根原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

EMCの企画調整を担い、EMC内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

- 島根原子力発電所周辺の島根県及び鳥取県の6市(島根県4市、鳥取県2市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点175地点(島根県162地点、鳥取県13地点)を設定し、このうちUPZ内158局(島根県145局、鳥取県13局)及びPAZ内17局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。

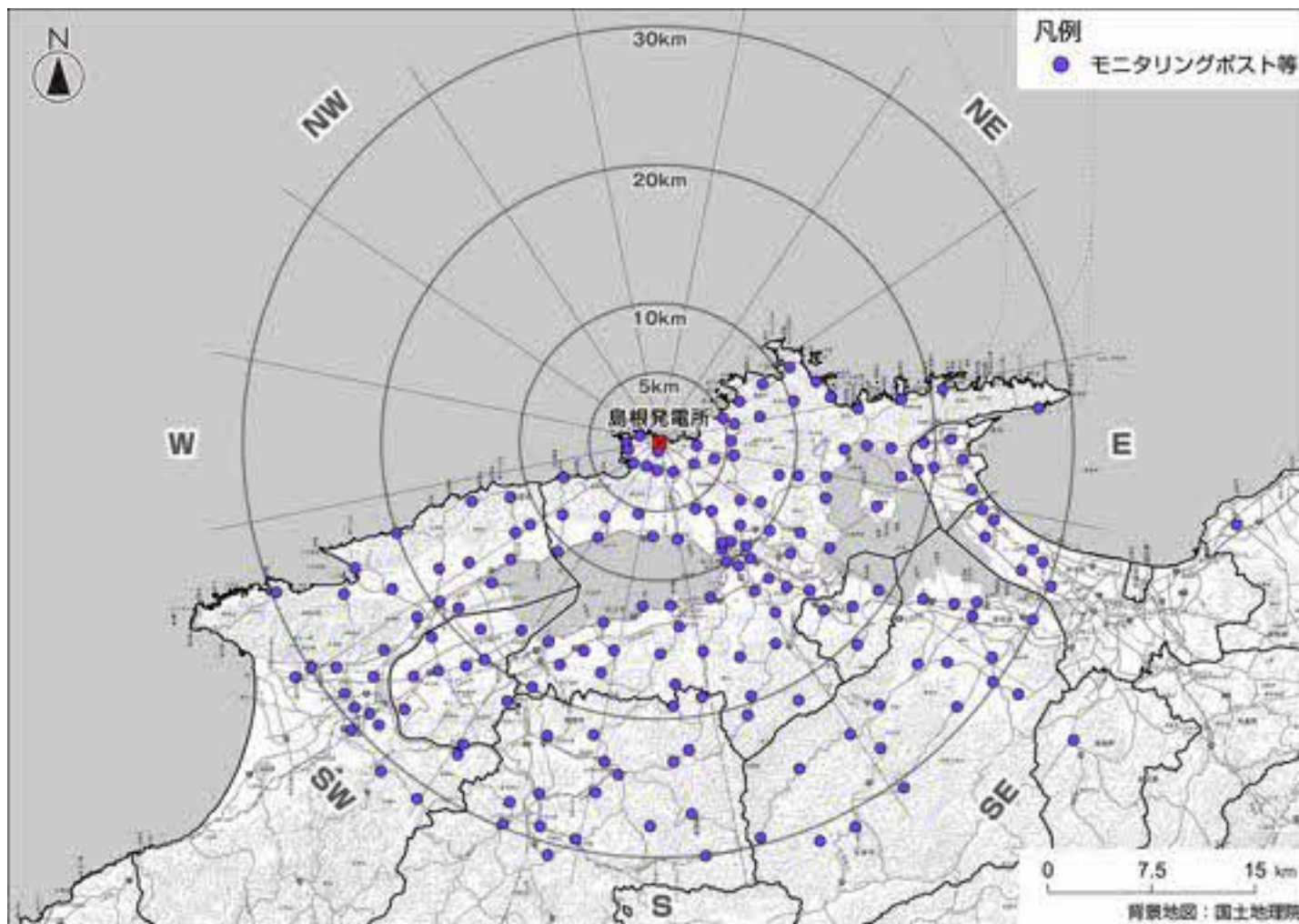


図 島根地域における緊急時モニタリング地点

島根県における環境放射線モニタリング 機器

➤ モニタリングポスト等

- ・モニタリングポスト(77局)、電子線量計(80局)及び大気モニタ(5局)で、島根県域の放射線量等を測定。
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(6台)を配備。

➤ 走行サーベイシステム

- ・車両に搭載し、放射線量を測定する走行サーベイシステム(7台)を配備。



固定局 【24局】



可搬型モニタリングポスト 【53局】
(常時設置)



電子線量計 【80局】
(バッテリー付)



大気モニタ 【5局】
(線量計付)

モニタリングポスト 【77局】



可搬型モニタリングポスト 【6台】
(バッテリー付)



走行サーベイシステム 【7台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【15台】

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(13局)で、鳥取県域の放射線量等を測定。
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(11台)を配備。
- モニタリングカー及びサーベイカー
 - ・放射線量等を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(2台)、サーベイカー(2台)を配備。



固定局 【2局】



可搬型モニタリングポスト 【11局】
(常時設置)

モニタリングポスト 【13局】



可搬型モニタリングポスト 【11台】
(バッテリー付)



モニタリングカー 【2台】



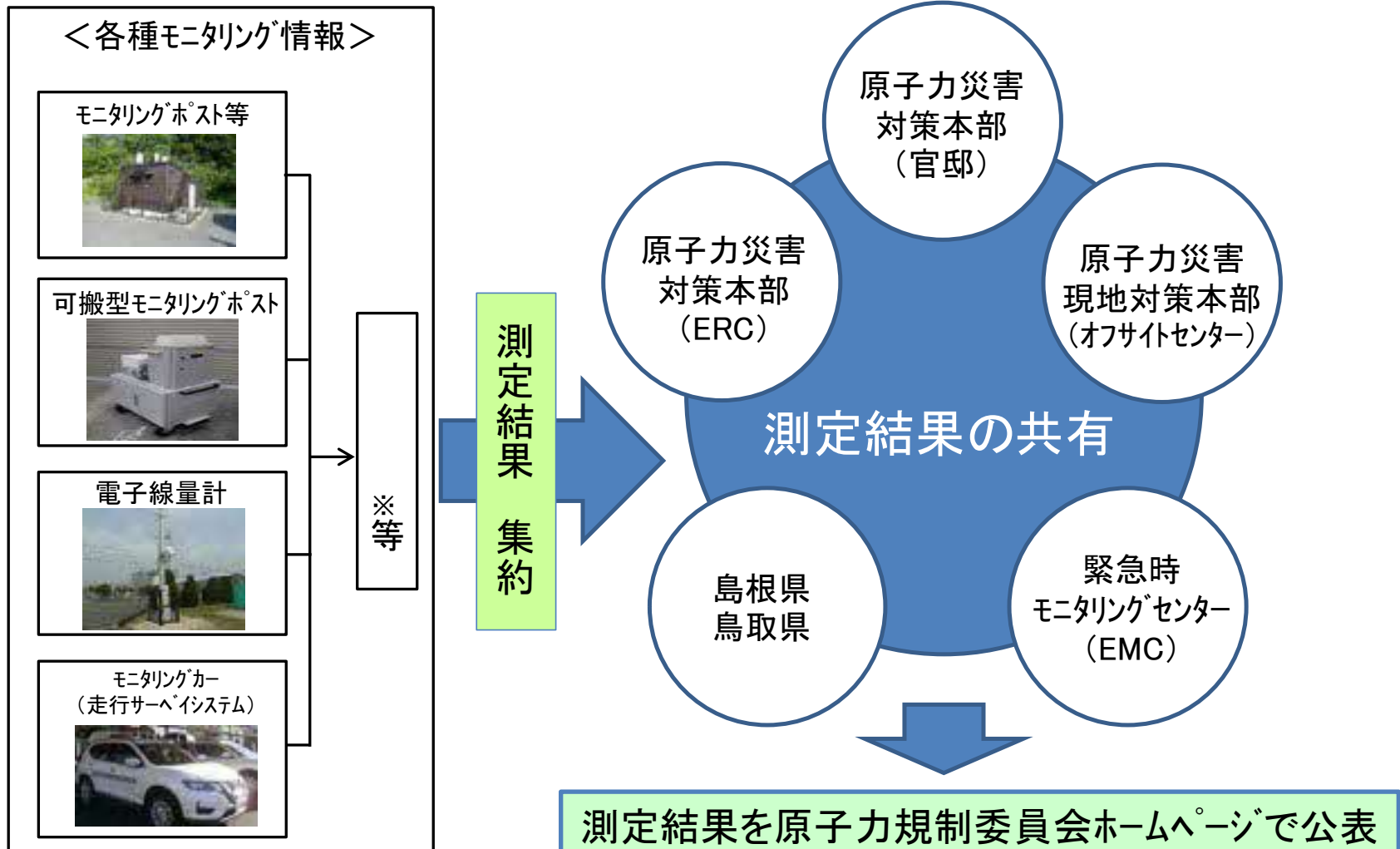
サーベイカー 【2台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【16台】

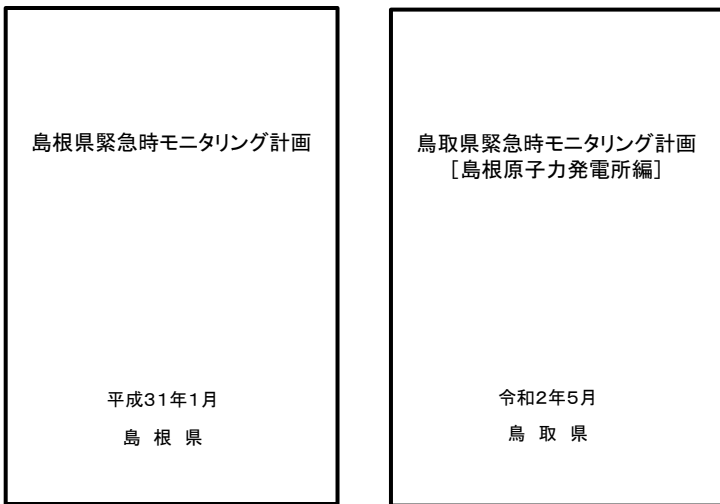
緊急時モニタリング結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

- 島根県及び鳥取県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングホストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気中放射性物質濃度の測定
- 環境試料中の放射性物質濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 国
- 島根県、鳥取県
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<報告>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

測定項目一覧

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
 （令和2年度調査による。島根県、鳥取県、中国電力を除く。）

| | 要員 (数) | 可搬型 モニタリングポスト (台) | モニタリングカー (台) |
|--------------|-----------|-------------------------|-----------------|
| 国 | 18 | 75 | 21 |
| 道府県 | 872 | 253 | 36 |
| 原子力 事業者 | 616 | 57 | 33 |
| 関係指定 公共機関 | 96 | 6 | 2 |

※ 各資機材については保有数を記載

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位ごとに設置されることが必要であり、島根県及び鳥取県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

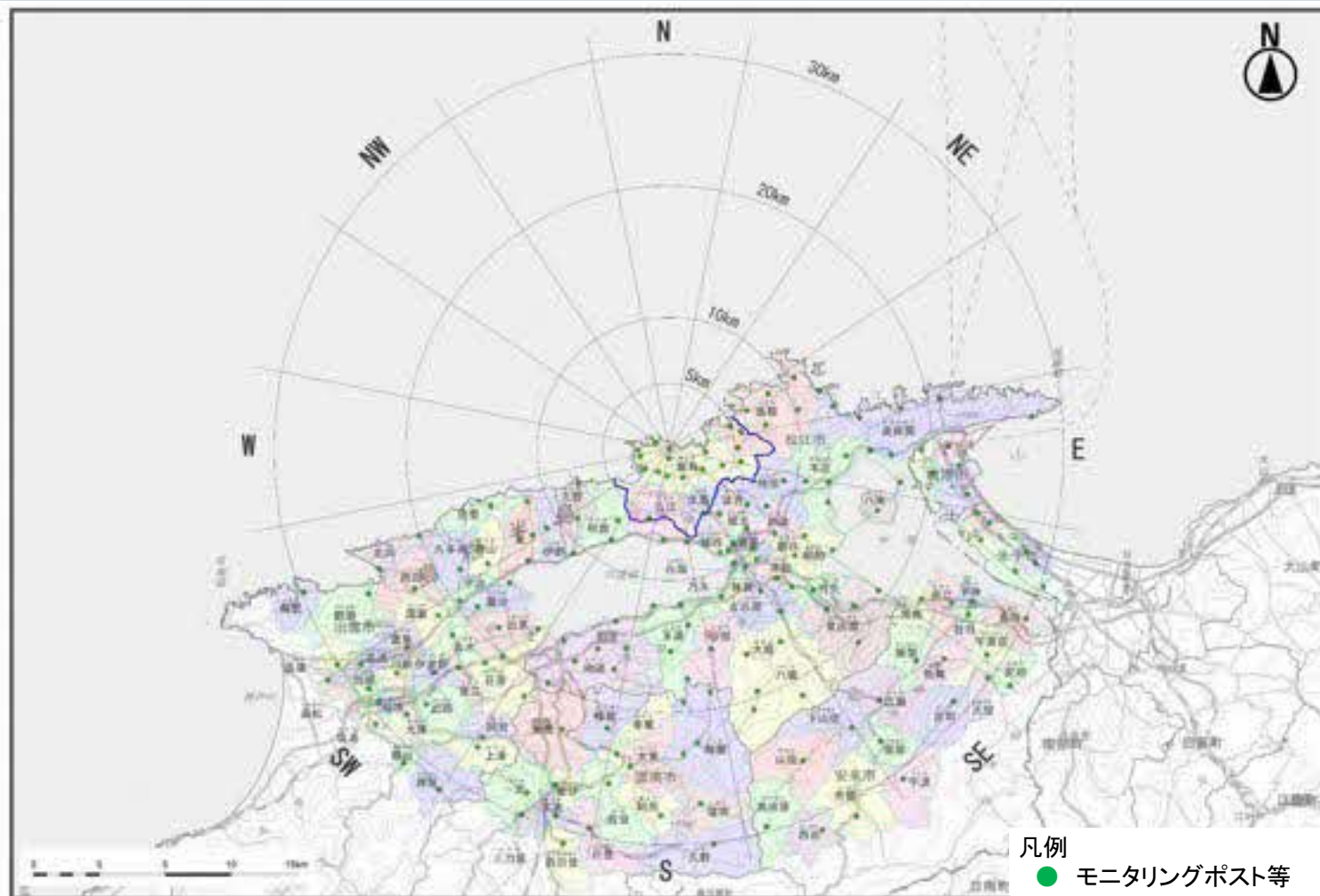


図 島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

中国電力による島根地域の緊急時モニタリング

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(6局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量率を測定。電源等が喪失しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化。うち1局に設置しているダストモニタ(1台)で周辺監視区域境界付近の放射性物質濃度を測定。

➤ 可搬式モニタリングポスト

- ・衛星系回線による通信機能付の可搬式モニタリングポスト(9台)を確保しており、上記モニタリングポスト(6局)が使用不能な場合、このうち6台を配備。
- ・残る3台は、施設敷地緊急事態が発生した場合、周辺監視区域境界付近のモニタリングポストとあわせて原子炉格納施設周辺を囲む8方位の放射線量率を測定するため、海側に配備。

➤ 放射能観測車及びサーベイメータ等を搭載した車両

- ・緊急時においてモニタリングできるよう、放射能観測車(1台)及びサーベイメータ等を搭載した車両(1台)を配備。

➤ 放射能測定装置

- ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度をサーベイメータ等で測定。

➤ オフサイトの協力

- ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣し、必要な協力を行う。



モニタリングポスト【6局】



ダストモニタ【1台】



放射能観測車【1台】



サーベイメータ等※を搭載した車両【1台】



可搬式モニタリングポスト【9台】
 (衛星系回線による通信機能付)



サーベイメータ

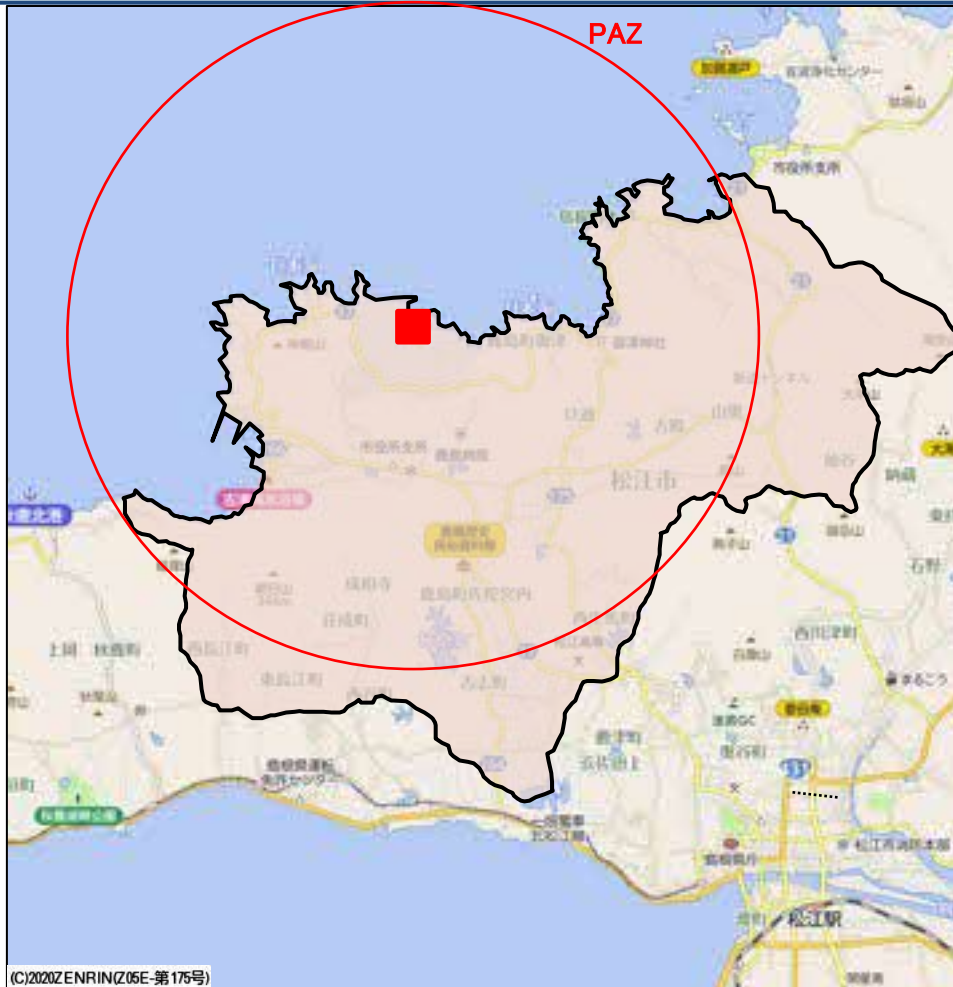
可搬式ダスト・ヨウ素サンプラ

※サーベイメータ等の例

10. 原子力災害時の医療等の実施体制

(安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

- 島根県及び松江市では「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、平時から安定ヨウ素剤を事前配布。
- 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。
- PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対して事前配布を実施し、令和3年4月現在、40歳未満の者に対し、1,663人(うちPAZ内の住民1,656人)に配布。



| 対象地区 | 40歳未満の配布対象者 | 40歳未満の配布済者 |
|--|-------------|------------|
| まつえし 松江市 かしま しまね (鹿島地区、島根地区の一部、 いくま ふるえ 生馬地区の一部、古江地区 の一部) | 2,726人 | 1,656人 |

※このほか、PAZ内の事業所に勤務する40歳未満の希望者(PAZ外在住)7人に対して事前配布を実施。



(事前配布説明会の様子)

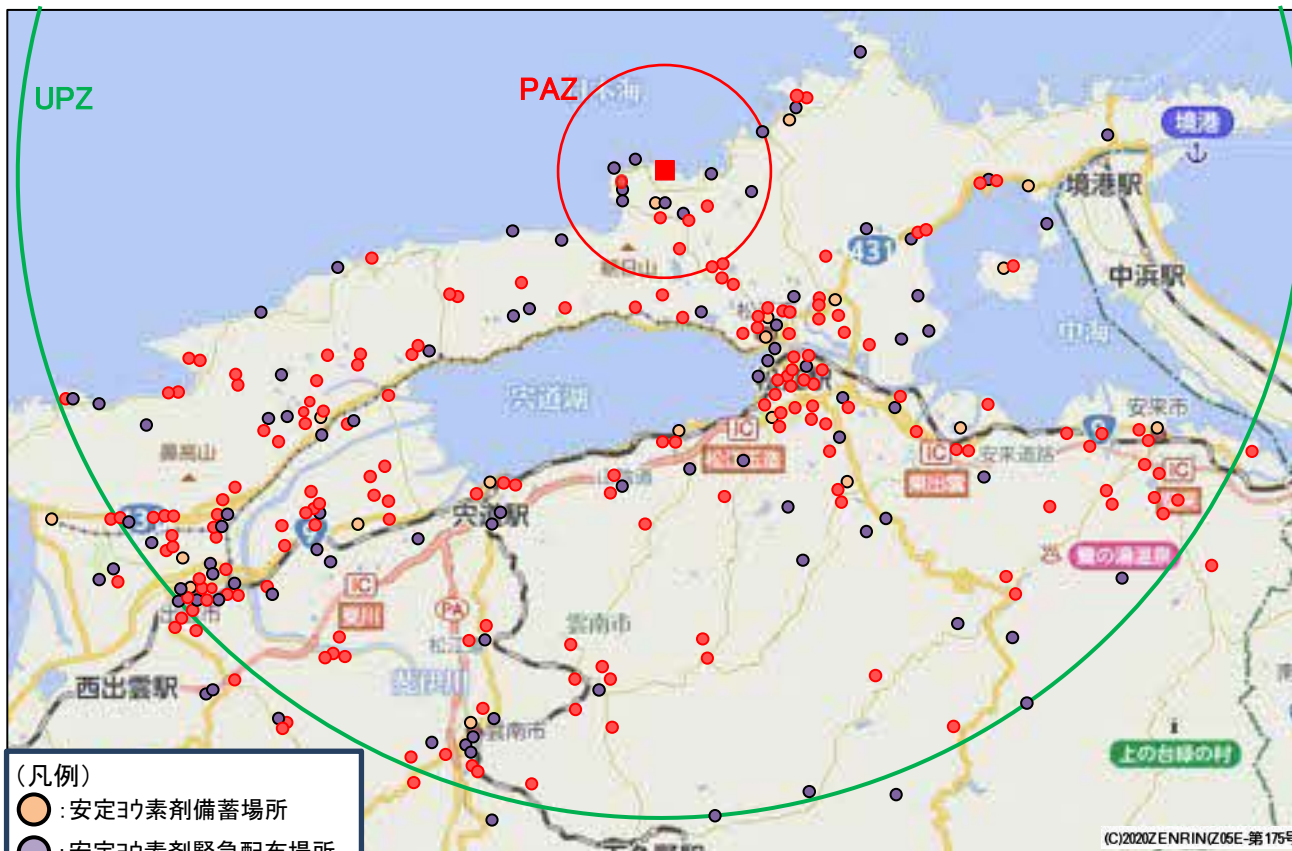
<安定ヨウ素剤事前配布説明会>

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。

島根県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、島根県は計195か所の施設に合計で丸剤2,677,000丸と乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤51,700包を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、関係市は必要に応じて備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所(計266か所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

<島根県における安定ヨウ素剤の備蓄場所・緊急配布場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

島根県内:195か所

各市役所
学校
病院
オフサイトセンター 等

必要に応じて関係市が安定ヨウ素剤の搬送を実施



安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結所等
(計266か所)

まつえし
松江市: 113か所
いずもし
出雲市: 102か所
やすぎし
安来市: 25か所
うんなんし
雲南市: 26か所

- (凡例)
- : 安定ヨウ素剤備蓄場所
 - : 安定ヨウ素剤緊急配布場所
 - : 上記両方を兼ねる場所

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、鳥取県は計78か所の施設に合計で丸剤479,000丸、粉末剤725g及び乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤8,820包を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、鳥取県及び関係市は必要に応じて備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所(計76か所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

＜鳥取県における安定ヨウ素剤の備蓄場所・緊急配布場所＞



安定ヨウ素剤備蓄場所

鳥取県内: 78か所

各市役所
学校、公民館
病院、社会福祉施設、保健所、薬局 等

必要に応じて鳥取県及び関係市が安定ヨウ素剤の搬送を実施



安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

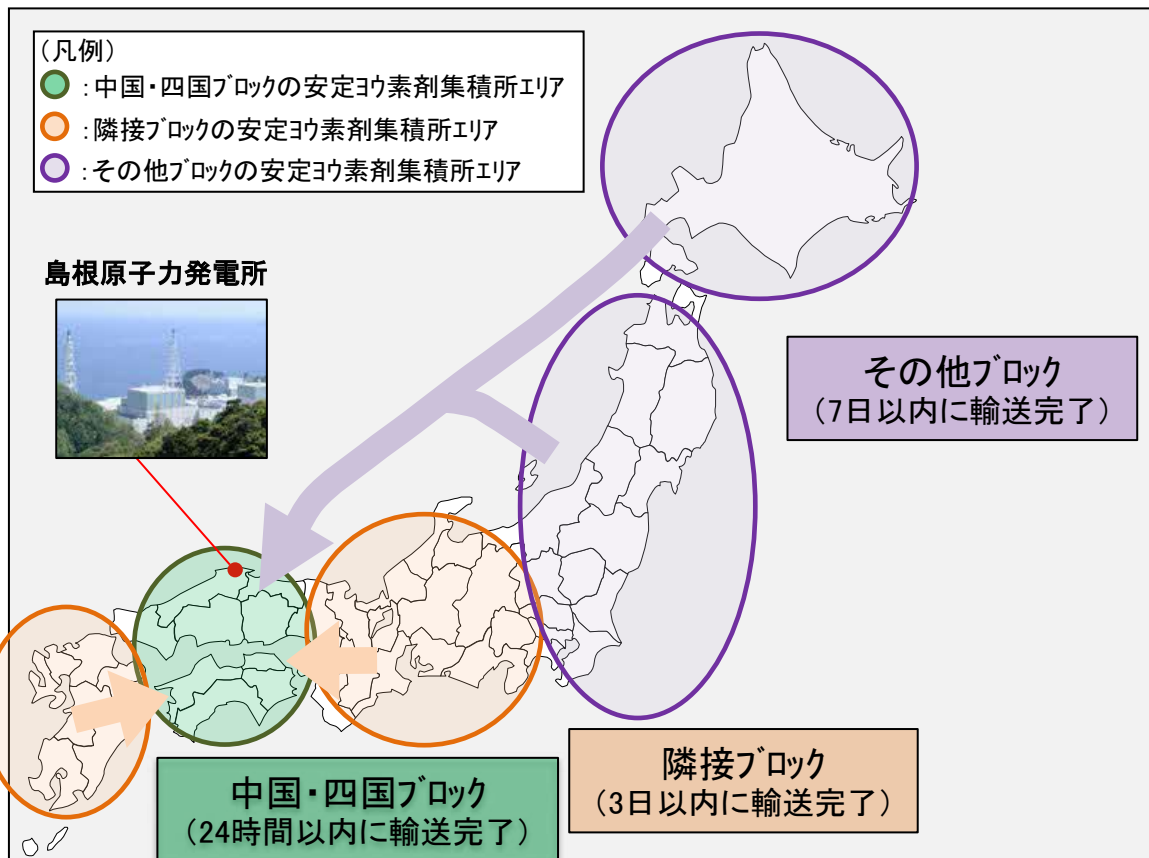
一時集結所等
(計68か所)

よなごし
米子市: 37か所
さかいみなとし
境港市: 31か所

避難退域時検査場所
(計8か所)

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合及びUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に、丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、中国・四国ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内を目途に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



オフサイトセンター
(島根県原子力防災センター)

指示



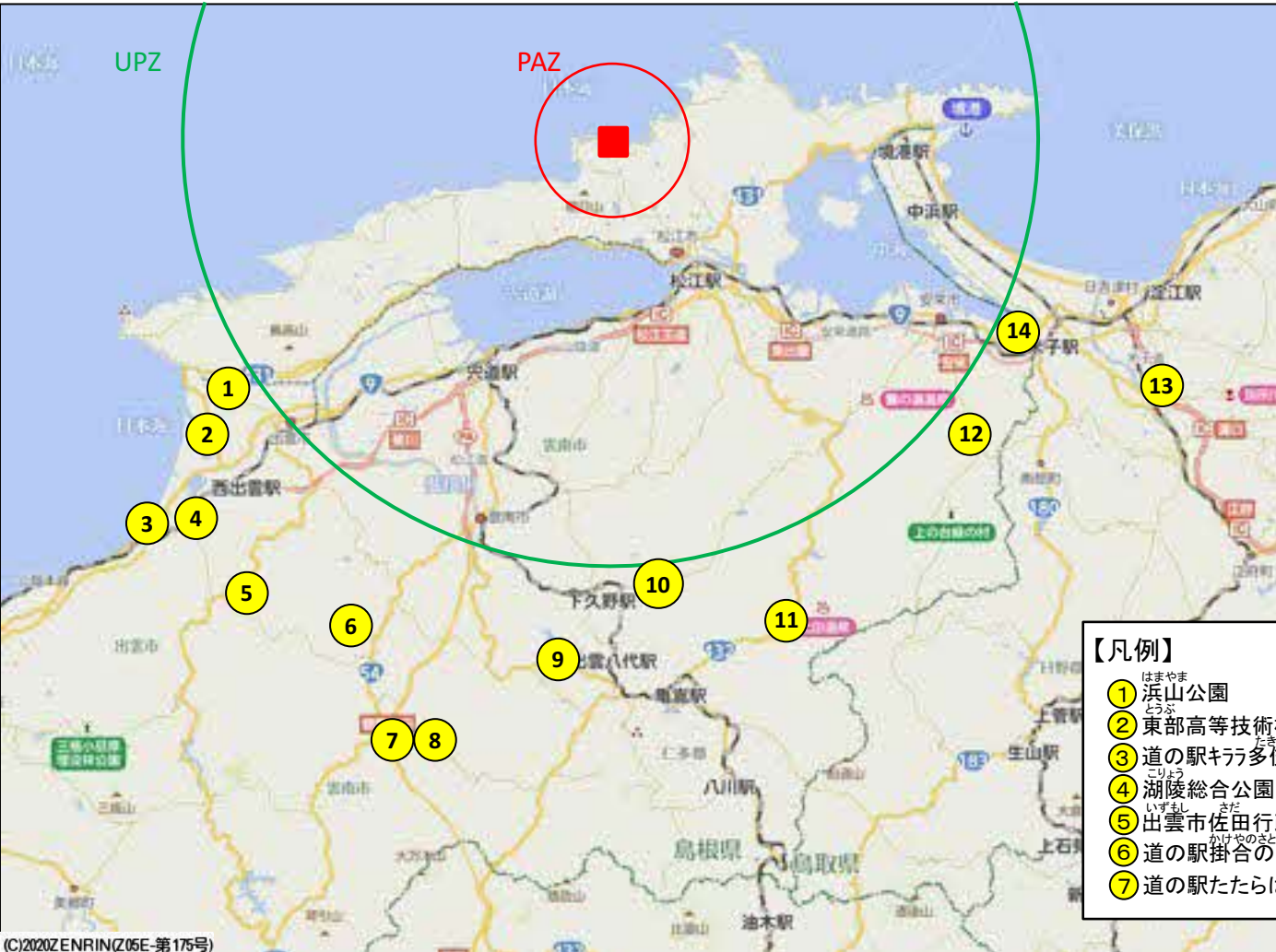
安定ヨウ素剤集積所

輸送

UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

島根県における避難退域時検査場所の候補地

➤ 島根県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、避難経路上に候補地をあらかじめ準備。



- 【凡例】
- | | |
|---|---------------------------------------|
| ① 浜山公園 <small>はまやま</small> | ⑧ 吉田総合センター周辺 <small>よした</small> |
| ② 東部高等技術校 <small>とうぶ</small> | ⑨ さくらおろち湖周辺 <small>さくらの</small> |
| ③ 道の駅キララ多伎周辺 <small>たぎ</small> | ⑩ 旧久野小学校 <small>ひだ</small> |
| ④ 湖陵総合公園 <small>こりょう</small> | ⑪ 比田いきいき交流館周辺 <small>ひだ</small> |
| ⑤ 出雲市佐田行政センター <small>いずみし した</small> | ⑫ 安来市伯太庁舎周辺 <small>やすきし ほと</small> |
| ⑥ 道の駅掛合の里 <small>かかけのさと</small> | ⑬ 大山PA <small>だいせん</small> |
| ⑦ 道の駅たたらば壱番地 <small>いちばんち</small> | ⑭ 中海ふれあい公園 <small>なかうみ</small> |

- 鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、避難経路上に候補地をあらかじめ準備。

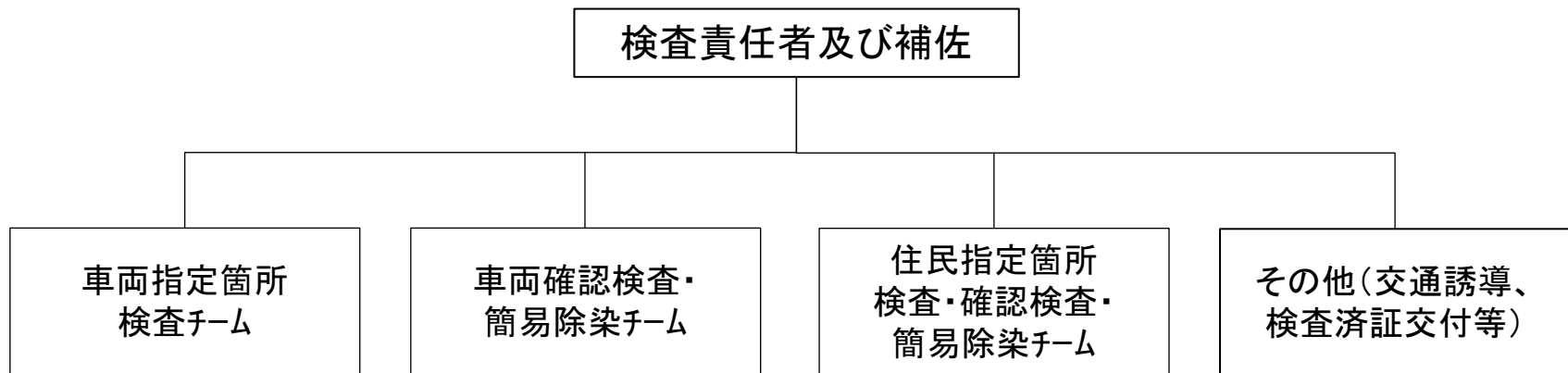


【凡例】

- ① 東伯総合公園体育館
- ② 中山農業者トレーニングセンター
- ③ 名和農業者トレーニングセンター
- ④ 江府町立総合体育館
- ⑤ 伯耆町B&G海洋センター
- ⑥ 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
- ⑦ 旧那岐小学校
- ⑧ 大山PA

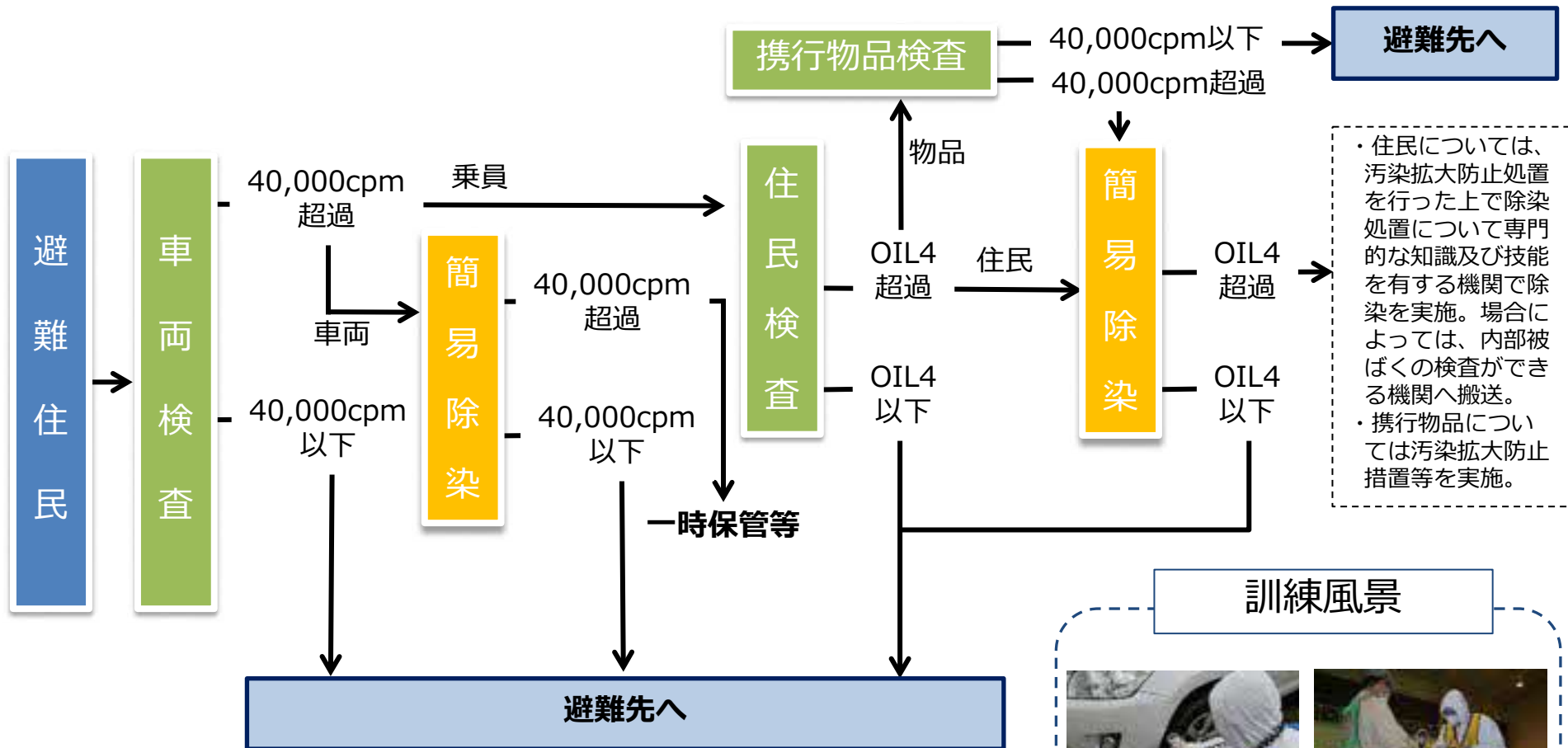
- 島根県、鳥取県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、1,300人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制



避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。



・住民については、汚染拡大防止処置を行った上で除染処置について専門的な知識及び技能を有する機関で除染を実施。場合によっては、内部被ばくの検査ができる機関へ搬送。

・携行物品については汚染拡大防止措置等を実施。

- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

➤ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、ワサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。さらに、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。

ワサイトセンター
(島根県原子力防災センター)
(松江市)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



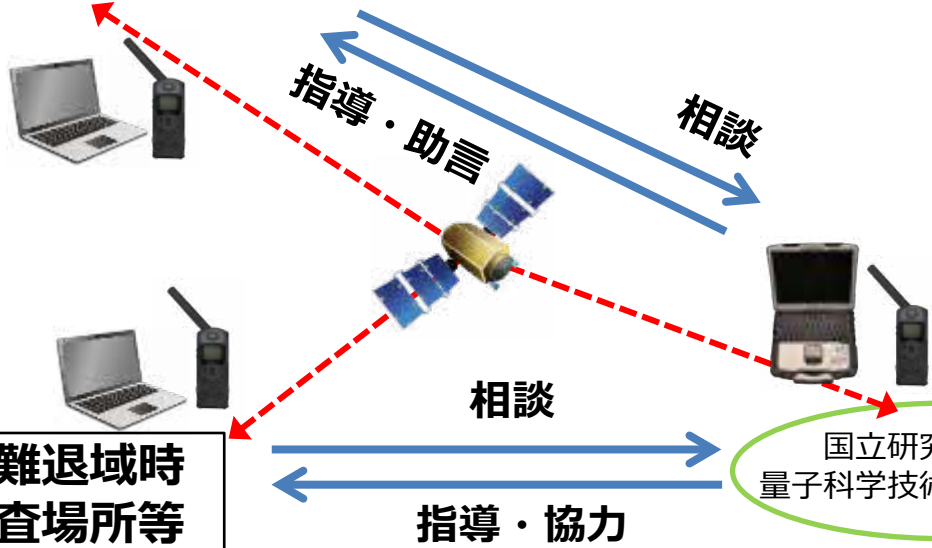
支援車(1台)
現場指揮、
資機材・人員搬送



検査測定車(1台)
ミニホ付き、線量評価測定



大型救急車(1台)
患者搬送



避難退域時
検査場所等

国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構

2011.3 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるワサイトセンター(大熊町)での活動



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- ▶ また、オフサイトセンター（OFC）や緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機モニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



資機材運搬車(2台)



移動式全身測定車(2台)

2011.3東京電力(株)福島第一原子力
発電所の事故時における国立研究
開発法人日本原子力研究開発機構
の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。
また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

原子力災害拠点病院 ※各県が指定
【4医療機関】
(鳥根県立中央病院、鳥根大学医学部附属病院)
(鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院)

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

原子力災害医療協力機関 ※各県が登録
【33医療機関】
まつえし まつえ
(松江市立病院、松江赤十字病院など19)
さいせいかいさいかいいみなど
(済生会境港総合病院、鳥取県立厚生病院など14)

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

11. 実動組織の支援体制

島根地域周辺の主な実動組織の所在状況

- 不測の事態の場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

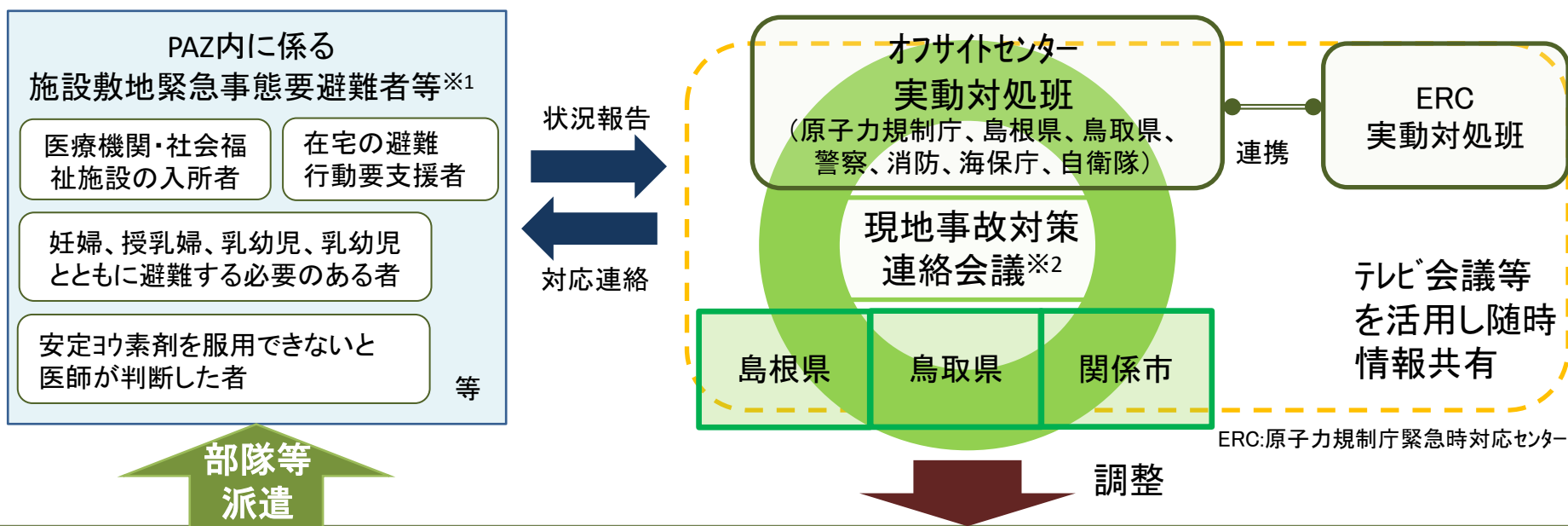
災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援



➤ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、島根県、鳥取県及び関係市で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施

→ 不測の事態における島根県、鳥取県及び関係市からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携の上、迅速な対応体制を構築



<警察>
島根県警察
鳥取県警察
中国四国管区警察局 等

<消防>
松江市消防本部
その他関係市管轄消防機関

<海保庁>
境海上保安部
第八管区海上保安本部

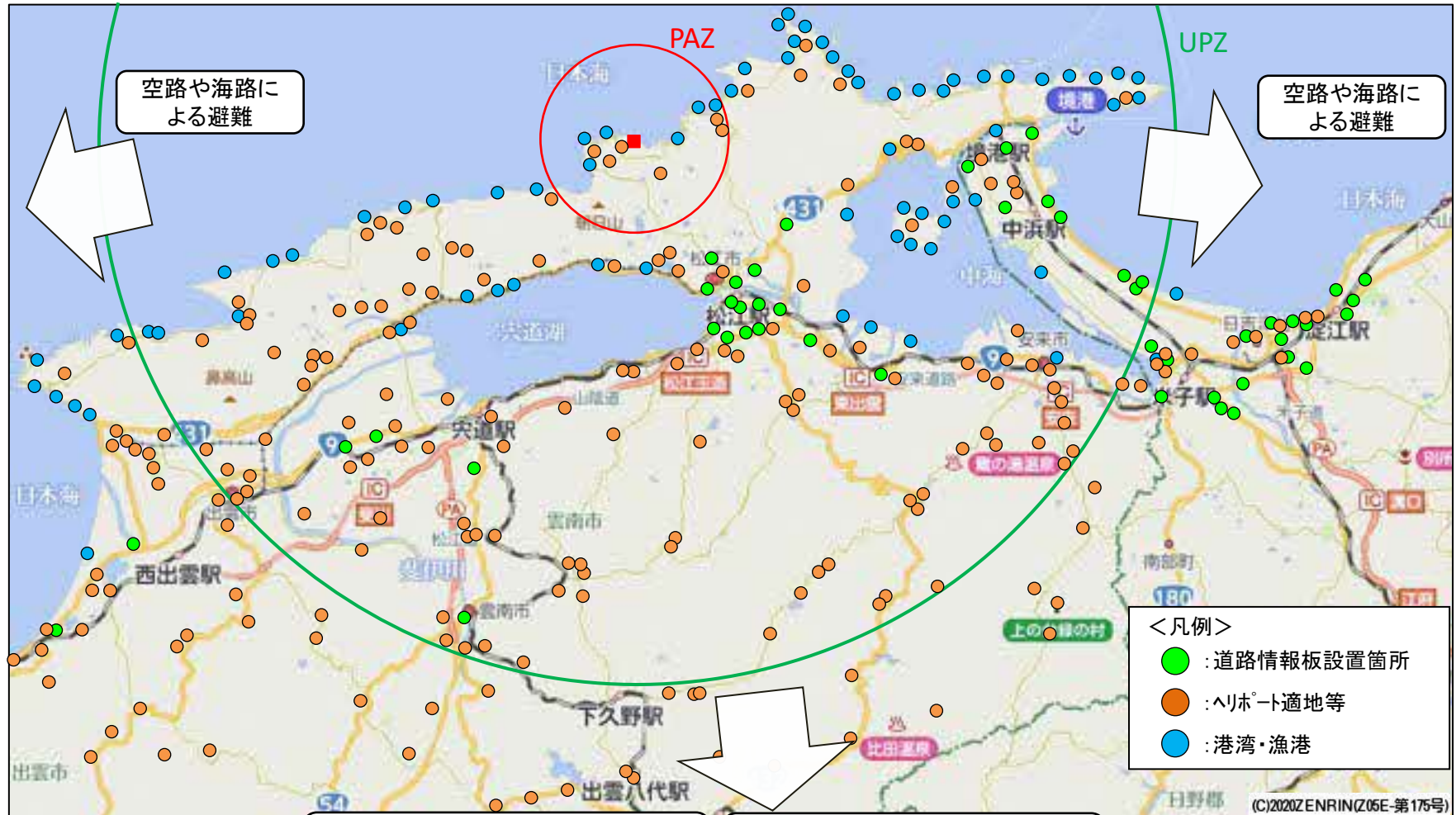
<自衛隊>
陸上自衛隊中部方面総監部
海上自衛隊舞鶴地方総監部
航空自衛隊西部航空方面隊 等

※1 施設敷地緊急事態での避難対象者を示したものの、全面緊急事態ではPAZ内の一般住民等、OILによる防護措置実施時ではUPZ内のうち対象地域の住民等が対象となる

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

